

鎌倉市こども計画

(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)

(案)

令和7年(2025年)3月
鎌 倉 市

目次

第1章	計画の策定にあたって	7
1	計画策定の背景	7
2	法令等の根拠	7
3	計画の期間	8
4	計画の位置づけ	9
5	計画の策定体制	10
	(1) 市民ニーズ調査の実施	10
	(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催	10
	(3) パブリックコメントの実施	10
第2章	本市のこども・子育てを取り巻く現状	11
1	鎌倉市の状況	11
	(1) 人口の状況	11
	(2) 世帯の状況	13
	(3) 出生の状況	15
	(4) 就業の状況	17
	(5) 教育・保育サービス等の状況	18
	(6) 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況	20
	(7) その他の状況	21
2	アンケートからみる鎌倉市の状況	25
	(1) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査概要	25
	(2) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果（こども（小学6年生～高校生等）本人）	27
	(3) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果（就学前児童の保護者）	37
	(4) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果（小学生から高校生等の保護者）	50
第3章	計画の基本的な考え方	53
1	基本理念	53

2	計画の視点	54
	【SDGs 未来都市】	54
	【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】	55
	【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】	57
3	計画の目標	58
	(1) こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する	58
	(2) こども・若者が自分らしく幸せに成長できる	58
	(3) こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える	58
4	計画の体系	59
	本計画における体系について	59
	(1) ライフステージに共通した取組を推進します	59
	(2) ライフステージ別取組を推進します	59
	(3) 子育て当事者への支援の取組を推進します	59
	体系図	60
第4章	施策の展開	61
1	ライフステージに共通した取組を推進します	61
	主要施策(1) こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映	61
	主要施策(2) 多様な遊びや体験及び交流の機会づくり	63
	主要施策(3) こどもまんなかの居場所づくり	65
	主要施策(4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	68
	主要施策(5) こども・若者の貧困対策の推進	70
	主要施策(6) 障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援	72
	主要施策(7) 児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援	75
	主要施策(8) こども・若者の安心安全な生活環境の確保	77
2	ライフステージ別取組を推進します	79
ア	こどもの誕生前から幼児期まで	79
	主要施策(1) 妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実	79
	主要施策(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障	81
イ	学童期・思春期	83
	主要施策(1) 資質・能力の育成に向けた学校教育の充実	83

主要施策（２）こども・若者の健全な成長への支援	86
ウ 青年期	88
主要施策（１）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援	88
３ 子育て当事者への支援の取組を推進します	90
主要施策（１）経済的支援の充実	90
主要施策（２）家庭教育の充実	93
主要施策（３）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	95
主要施策（４）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	97
主要施策（５）子育て情報提供の充実	99
第５章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見	
込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）	101
１ 教育・保育事業提供区域の設定	101
（１）幼児期の教育・保育事業	101
（２）地域子ども・子育て支援事業	102
２ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込	
みの考え方	103
３ 目標人口	104
４ 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	107
（１）確保方策（事業の提供体制）及び実施時期	107
５ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	109
（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	109
（２）一時預かり事業（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）	109
（３）一時預かり事業（保育所等）	110
（４）ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）	110
（５）病児・病後児保育事業	111
（６）延長保育事業	111
（７）放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）	112
（８）乳児家庭全戸訪問事業	115
（９）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	115
（１０）養育支援訪問事業	115

(11) 妊婦健康診査.....	116
(12) 利用者支援事業.....	116
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	116
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	117
(15) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業.....	117
(16) 産後ケア事業（新規事業）.....	117
(17) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト）（新規事業）.....	118
(18) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）.....	118
(19) 児童育成支援拠点事業（新規事業）.....	119
(20) 親子関係形成支援事業（新規事業）.....	119
(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）.....	120

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 120

第6章 計画の推進に向けて..... 121

1 計画の推進体制、進行管理.....	121
2 個別事業の点検・評価.....	121
3 情報公開.....	121

第7章 資料..... 122

1 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例.....	122
2 鎌倉市子ども・子育て会議条例.....	128
3 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則.....	129
4 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿.....	130

＊「障がい」「障害」の表記について

本計画においては原則として「障がい」という表記を使用しています。ただし、「障害福祉課」のような固有名詞のものは出典の表記に合わせました。

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、児童虐待、不登校、ひきこもりなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、各種格差の拡大などの問題も発生しています。

令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を含む基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

また、本市では令和2年（2020年）3月に、すべてのこどもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように支援するため、基本理念、基本となる施策等、必要事項を定める「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。この条例では、市は、こども、子育てに関わる方々、地域社会と連携し、一体となってこどもの育つ環境を整えていくことを定めており、この条例の理念に基づく施策の推進が重要です。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向等を踏まえ、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法等に基づいた、こども・若者施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 法令等の根拠

本計画は、鎌倉市のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一

部において、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び「放課後児童対策パッケージ」に基づく計画を包含するものです。

なお、第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランまでは「母子保健計画」も含めた計画として策定しましたが、令和5年（2023年）3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、「母子保健計画」の策定を国が市町村に求めた通知が廃止されました。そして、令和6年度を初年度とする「成育医療等に関する計画」を策定することが施策推進のための一つの方策として示されました。これを踏まえ、本計画では「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めた計画として策定しました。

3 計画の期間

計画を構成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

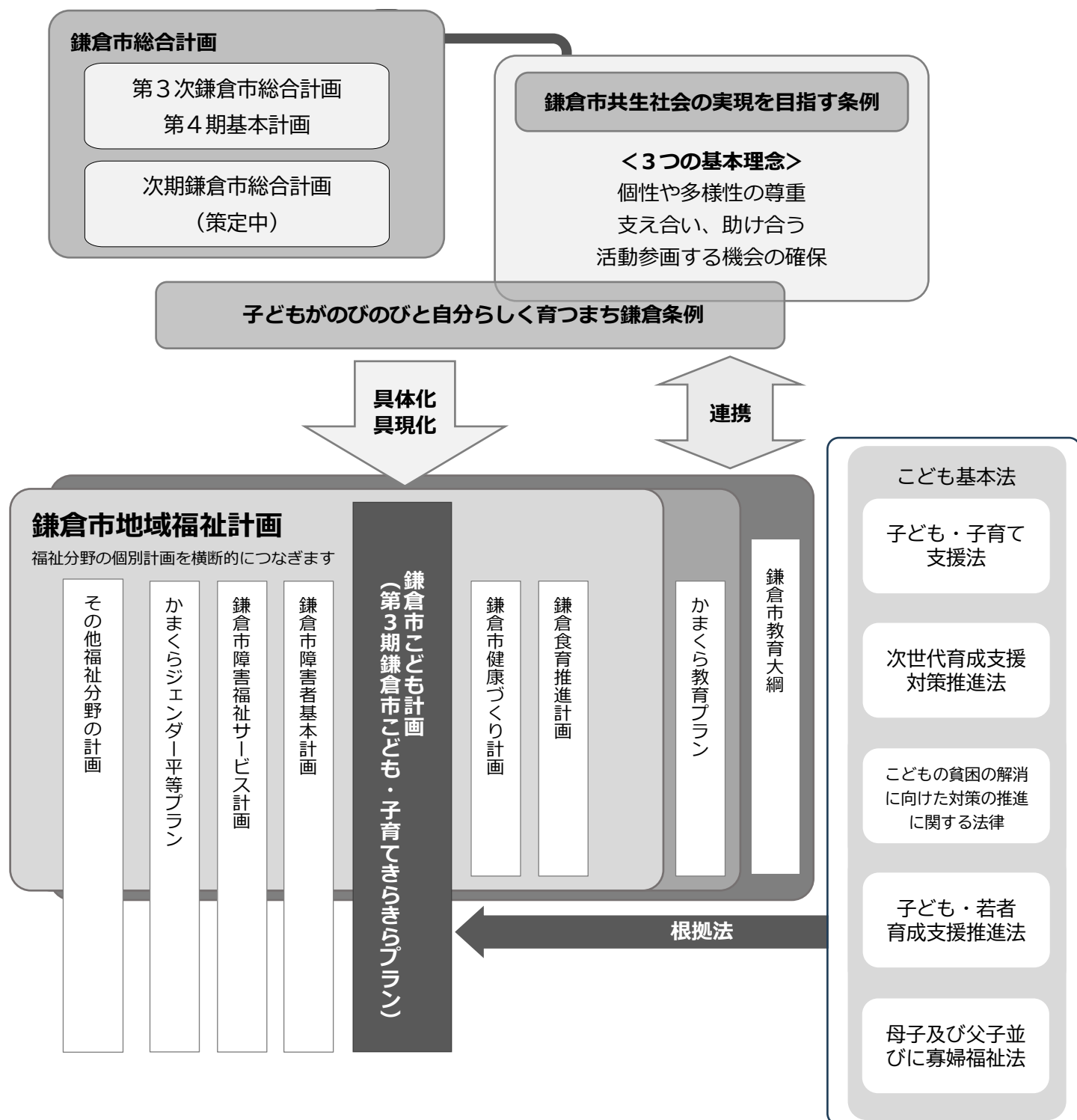
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン）				

4 計画の位置づけ

市政の最上位計画である鎌倉市総合計画の部門計画として策定します。また策定に当たっては、国・神奈川県が策定や策定中の関連計画を勘案するとともに、策定中の次期鎌倉市総合計画を含めた市の各種計画等との整合・連携を図っています。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

令和6年(2024年)1月～2月に、こども自身を含めた市民の方のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)の策定に向けたアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
ア 小学6年生から高校生等	郵送による配布・回収、WEBによる調査	3,000通	1,424通	47.5%
イ 就学前児童の保護者		3,000通	1,554通	51.8%
ウ 小学生から高校生等の保護者		3,000通	1,585通	52.8%

(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者をとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画策定に関し必要な事項の協議検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年(2025年)1月14日～2月12日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

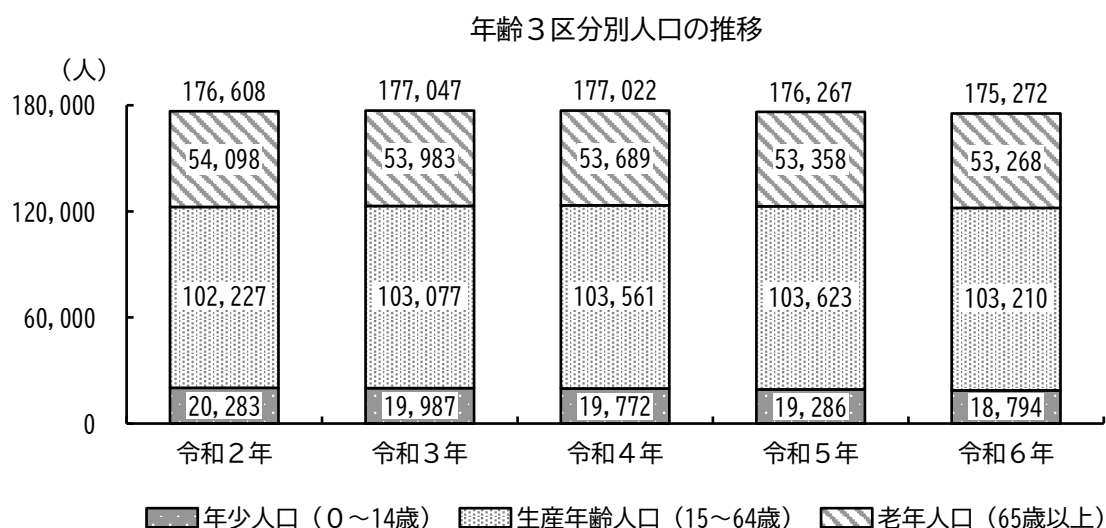
本市のこども・子育てを取り巻く現状

1 鎌倉市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は令和3年（2021年）でやや増加したものの、翌年以降から徐々に減少し、令和6年（2024年）で175,272人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）が減少しています。

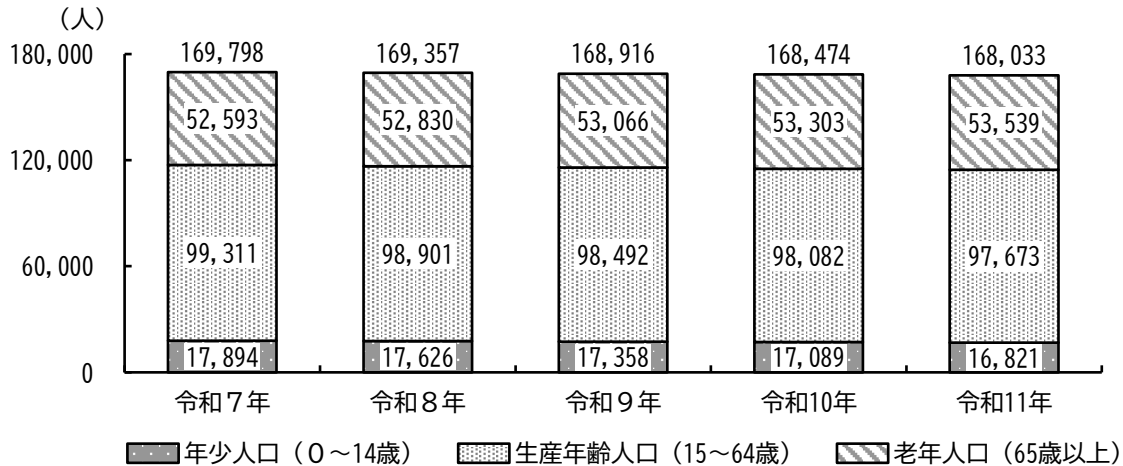


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢3区分別目標人口

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

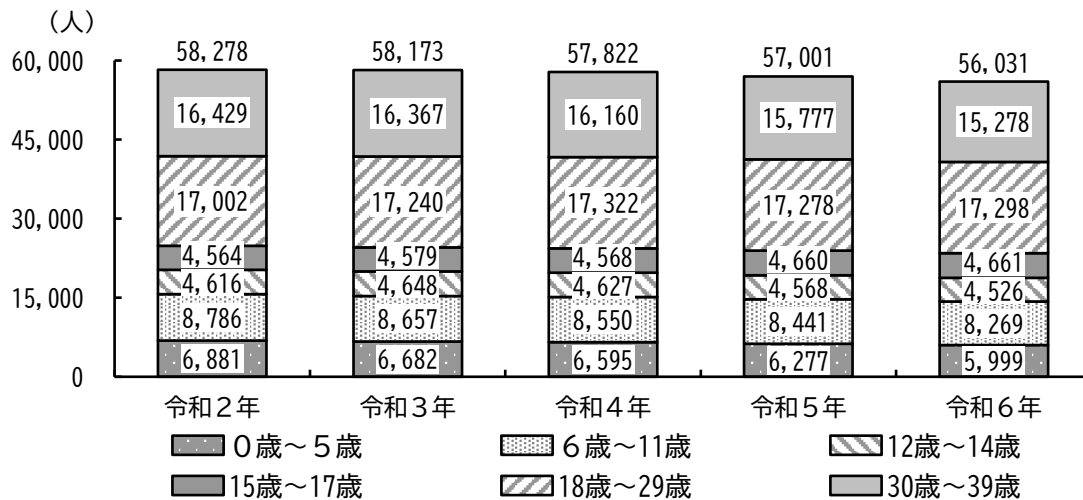


資料：新たな総合計画策定に向けた人口推計結果（企画課）

③ こども・若者人口の推移

本市のこども・若者の人口推移をみると、令和2年（2020年）から徐々に減少しており、令和6年（2024年）には56,031人となっています。また、特に0～5歳の減少率が高くなっています。

こども・若者人口の推移

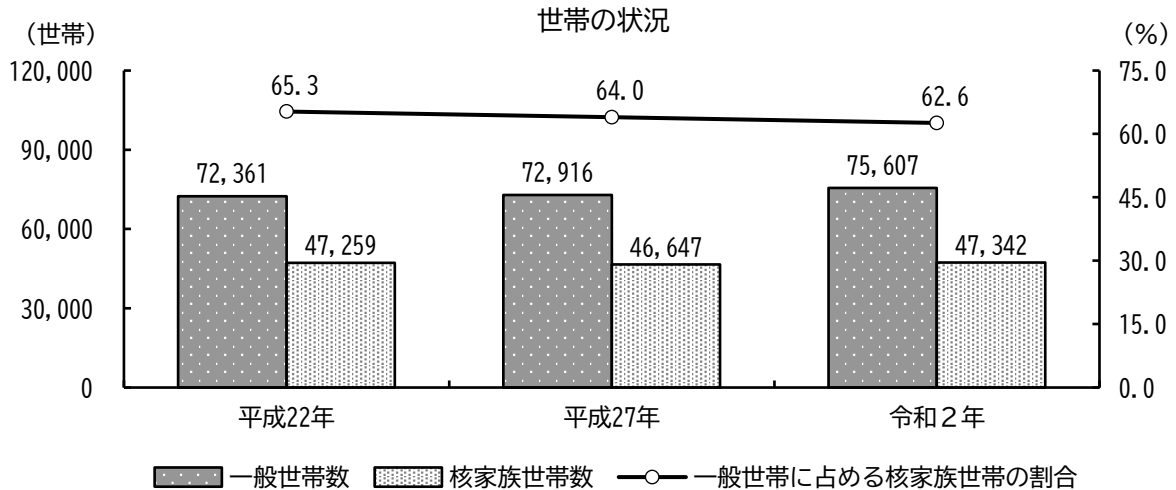


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

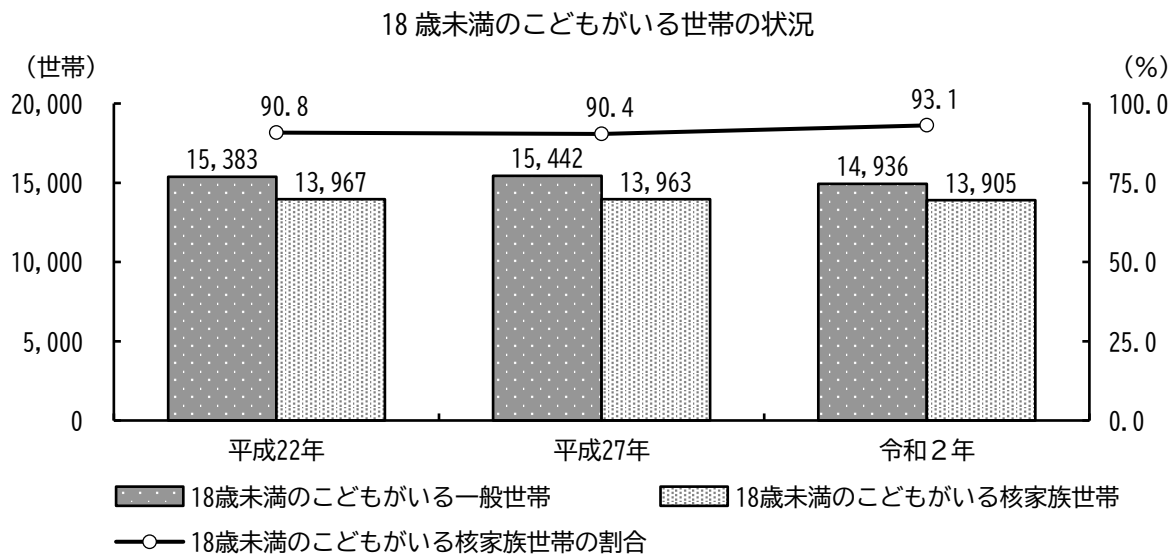
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯（核家族世帯、3世代世帯、単独世帯など）数は増加傾向にあり、核家族世帯数は平成22年（2010年）から横ばいで令和2年（2020年）では47,342世帯となっています。また、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。



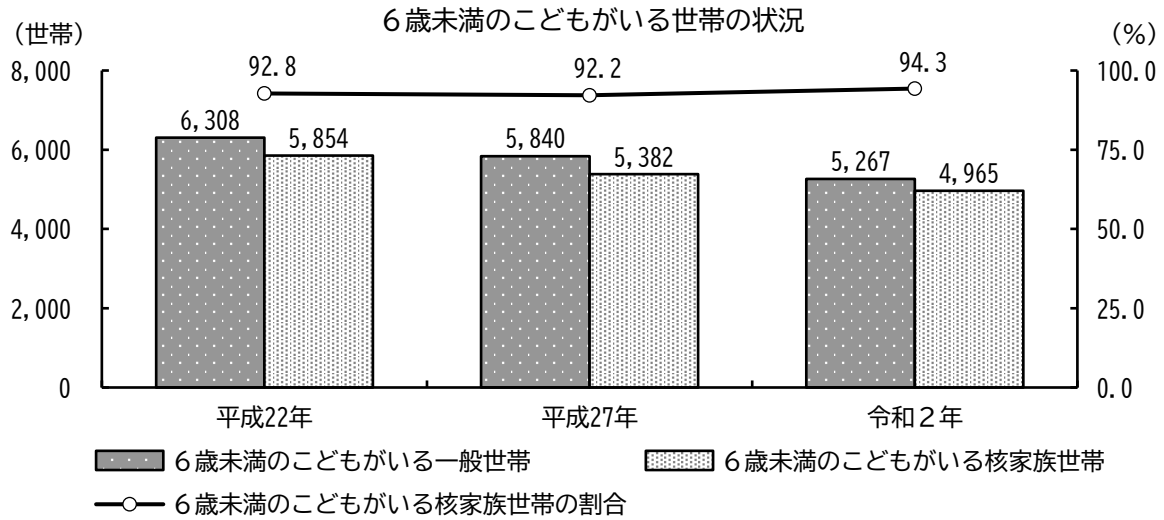
② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年（2024年）で14,936世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



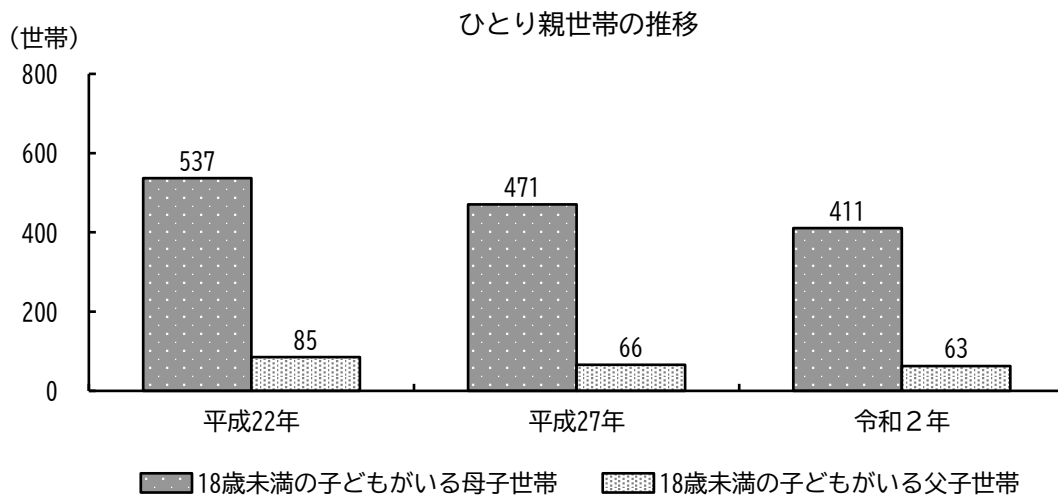
③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年(2020年)で5,267世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



④ ひとり親世帯の推移

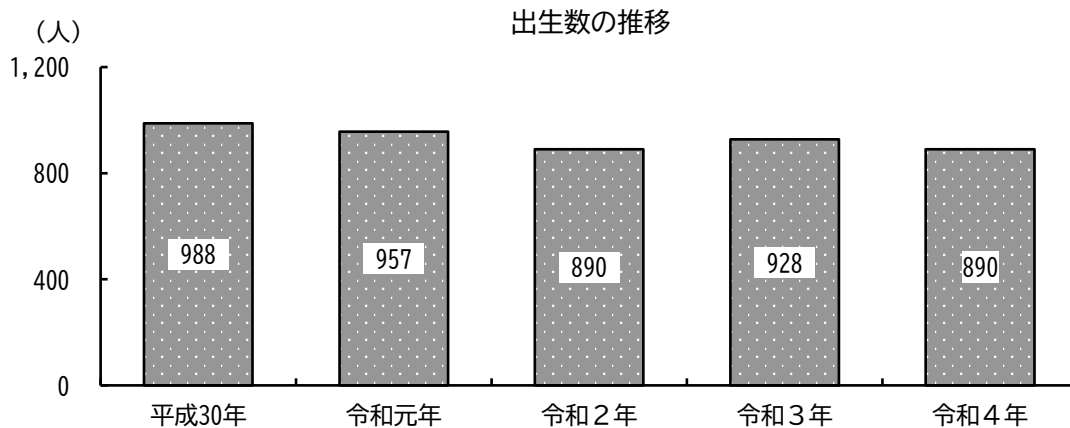
本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯、父子世帯は年々減少しており、令和2年(2020年)で18歳未満のこどもがいる母子世帯は411世帯、父子世帯は63世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は平成30年（2018年）から令和2年（2020年）にかけて減少後、増減を繰り返し、令和4年（2022年）で890人となっています。

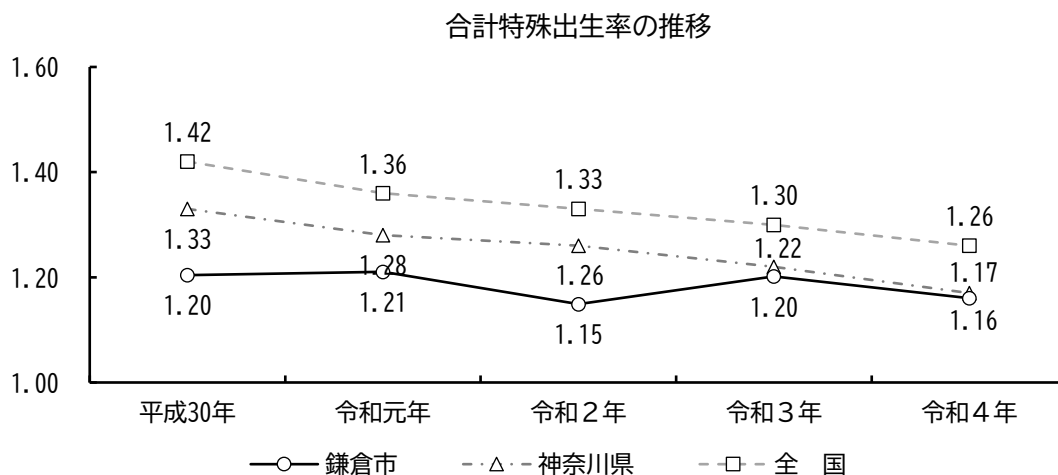


資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）で減少に転じ、その後増減を繰り返し、令和4年（2022年）で1.16となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

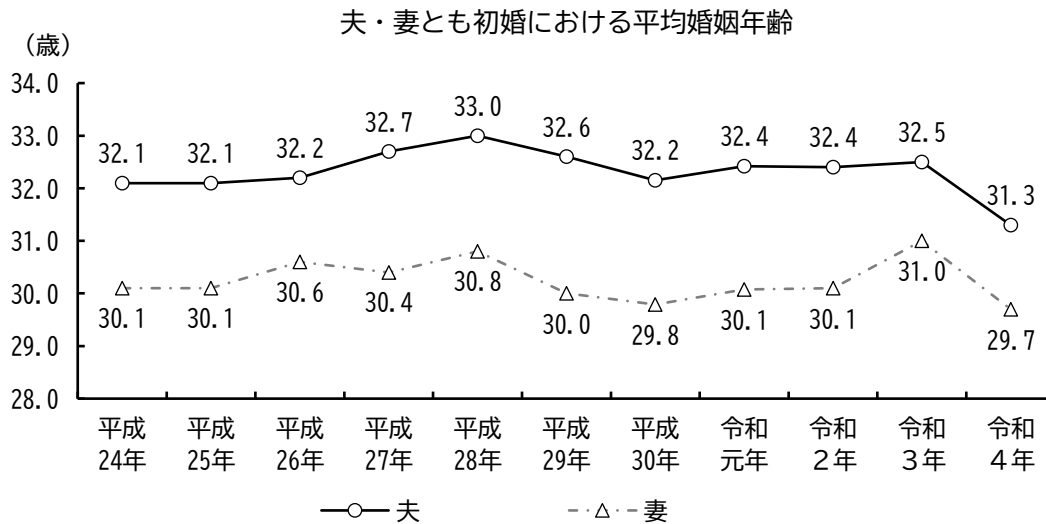
（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は2.07※と考えられています。）※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より



資料：全国・県 人口動態統計、市 神奈川県衛生統計年報

③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

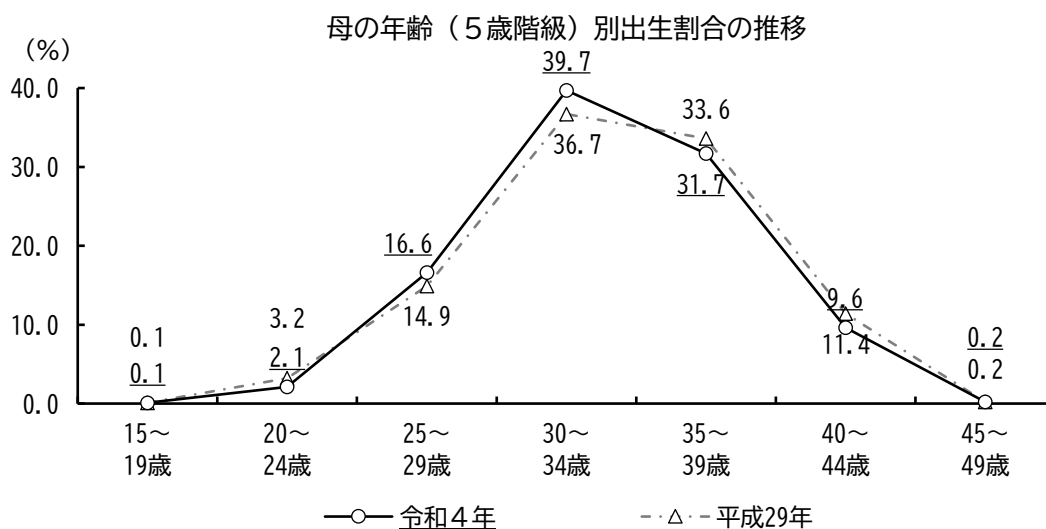
本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、夫・妻ともに年によってばらつきはあるものの、令和3年（2021年）までは上昇傾向となっていました。令和4年（2022年）で夫31.3歳、妻29.7歳となっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

④ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、晩産化がうかがえます。

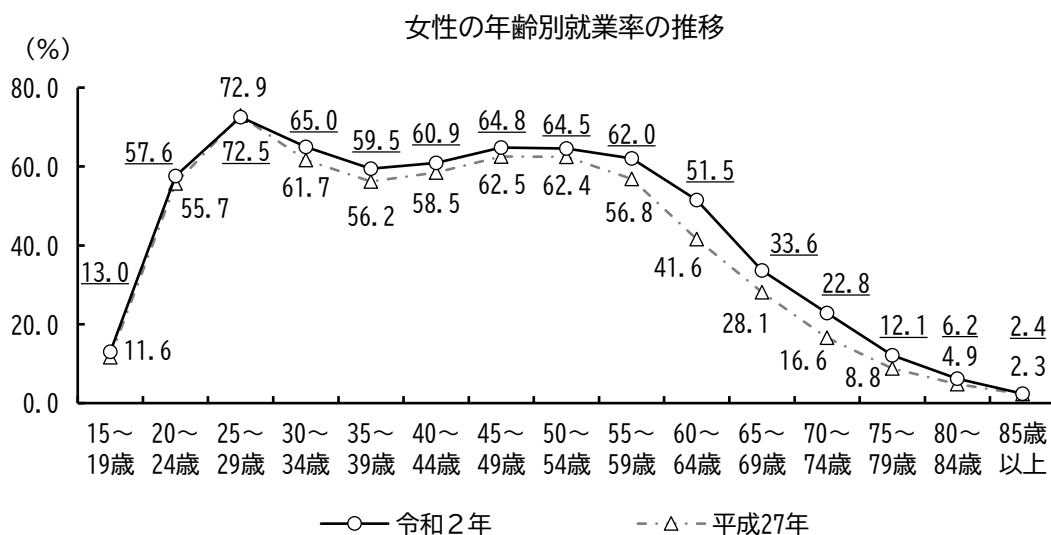


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

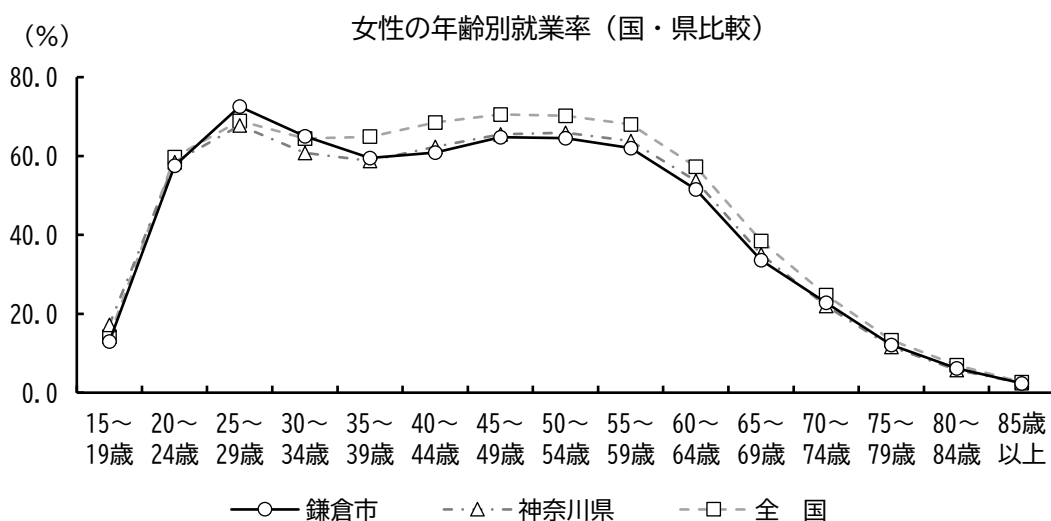
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年（2015年）に比べ令和2年（2020年）で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

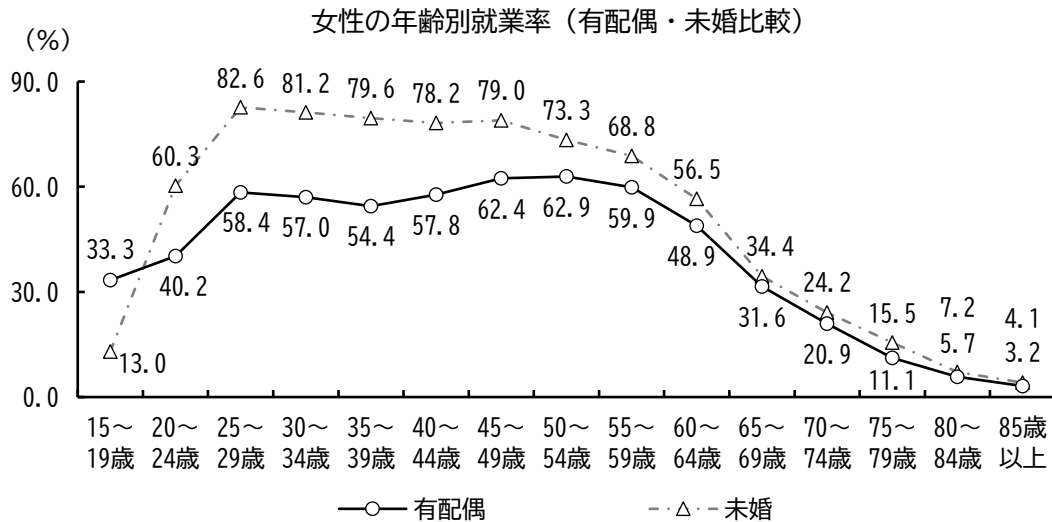
本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～34歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳以上で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

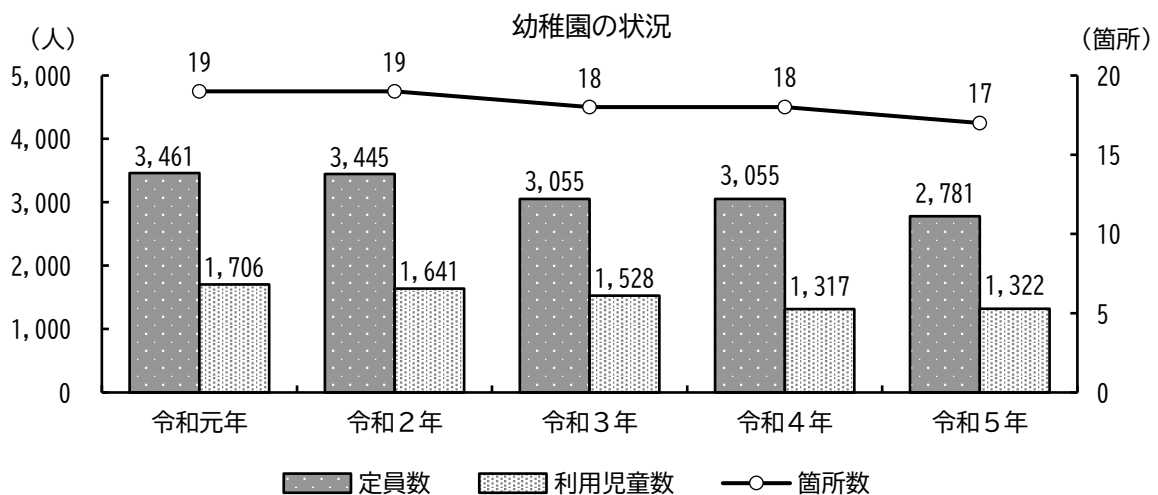


資料：国勢調査（令和2年（2020年））

（５）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

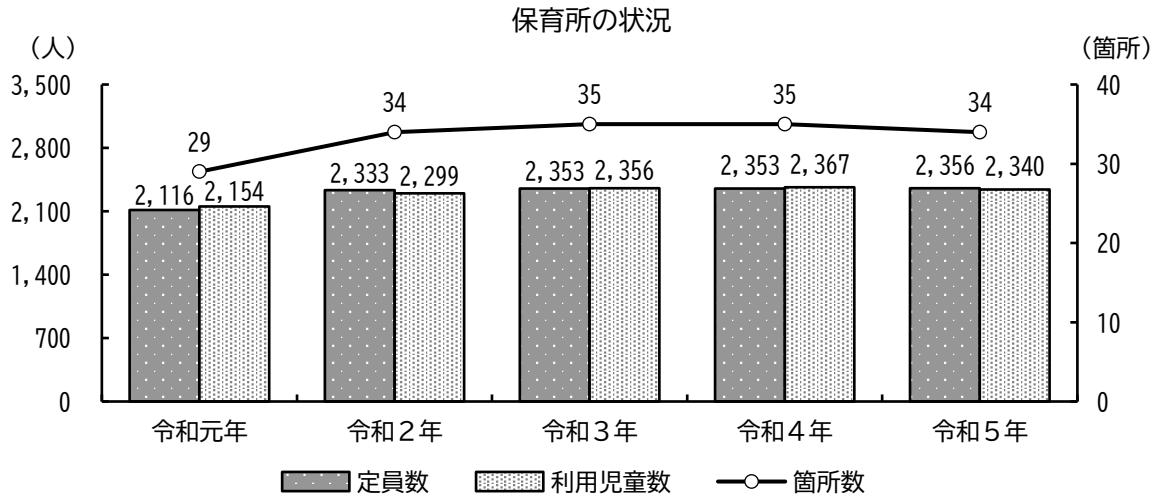
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、令和5年（2023年）で利用児童数は1,322人となっています。



資料：子育てのための施設等利用給付認定児童数等

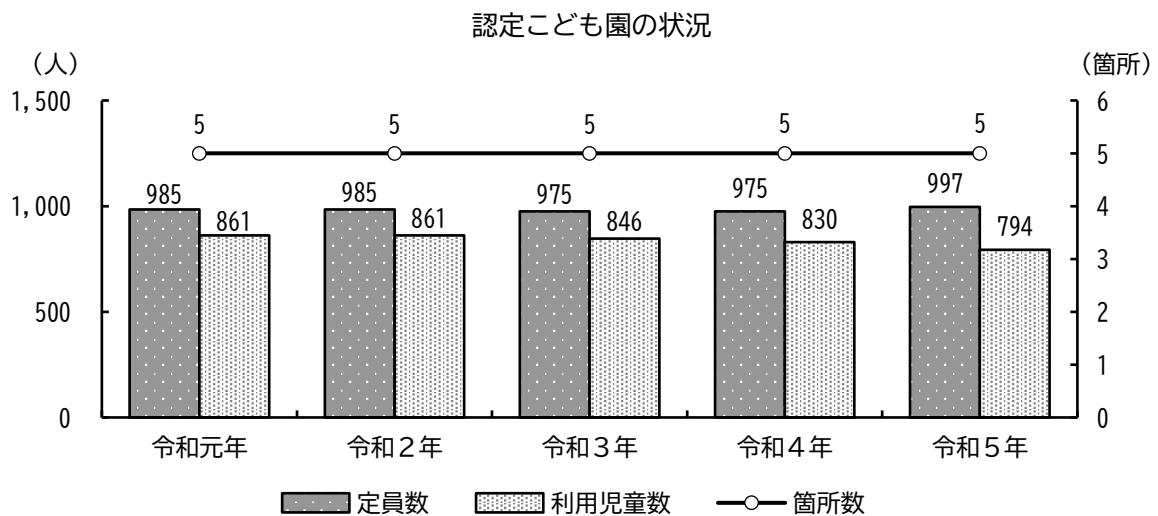
② 保育所の状況

本市の保育所の状況をみると、令和2年（2020年）以降は定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）で利用児童数は2,340人となっています。



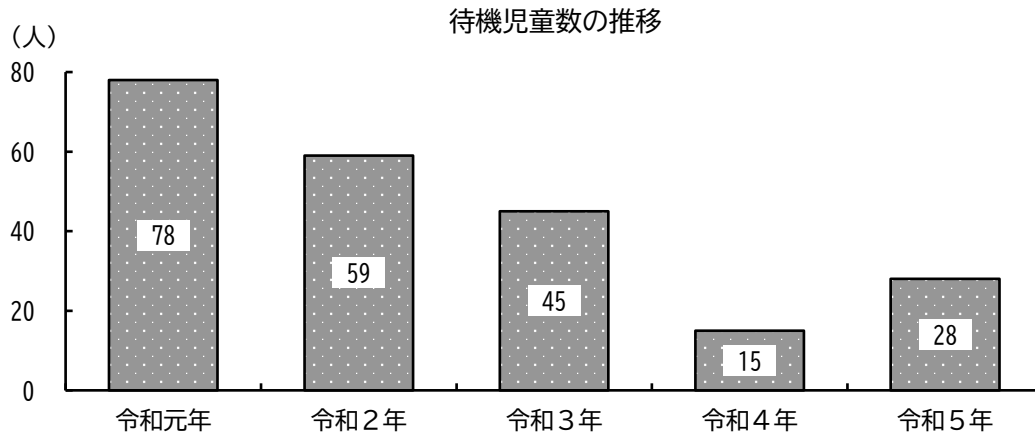
③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で利用児童数は794人となっています。



④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、令和4年（2022年）までは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）から増加に転じ、28人となっています。

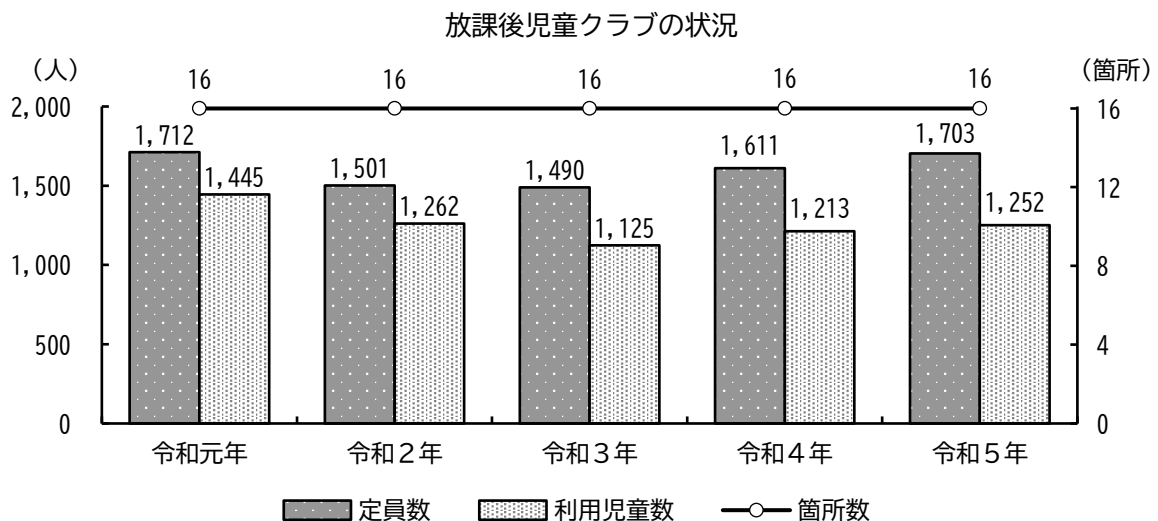


資料：待機児童調査票（各年4月1日現在）

（6）放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

① 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は令和3年（2021年）まで減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）から増加に転じ、令和5年（2023年）で1,252人となっています。

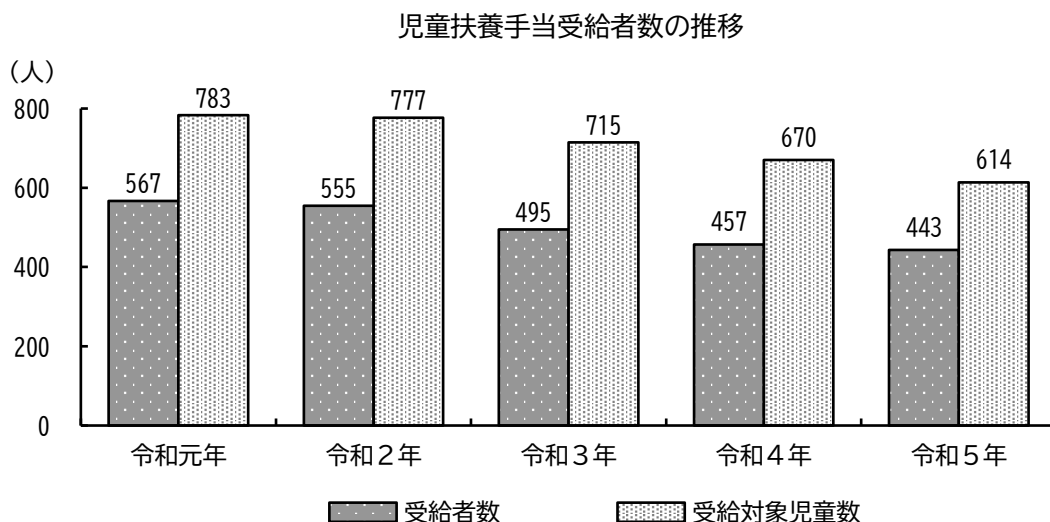


資料：庁内資料

(7) その他の状況

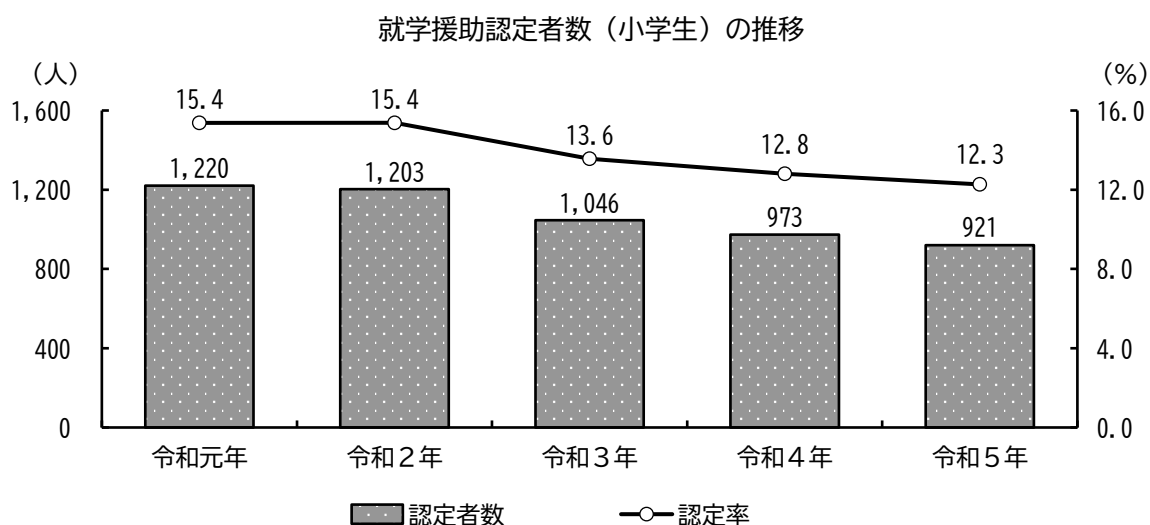
① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和5年（2023年）で受給者数が443人、受給対象児童数が614人となっています。



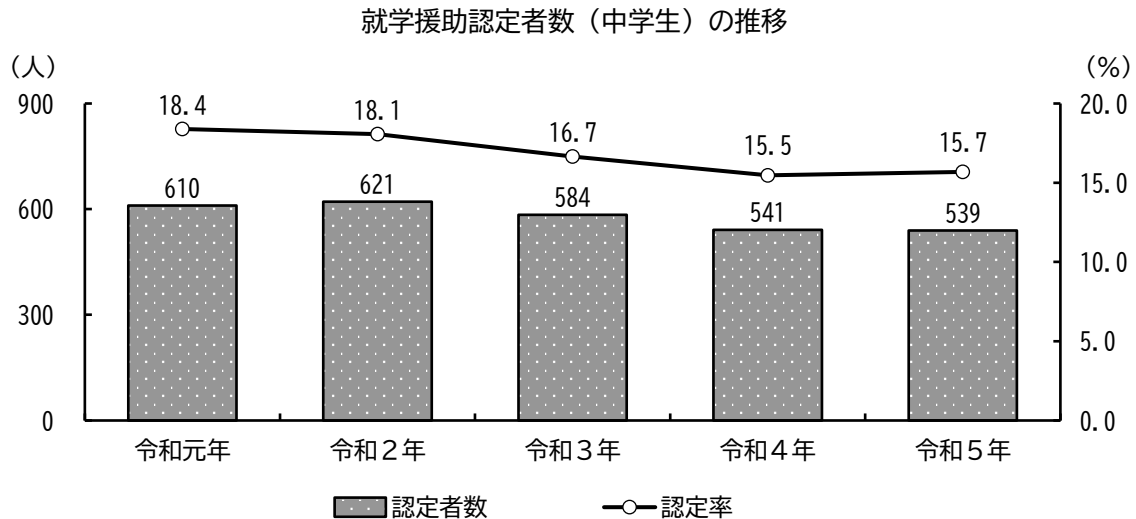
② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、令和5年（2023年）で認定者数が921人、認定率が12.3%となっています。



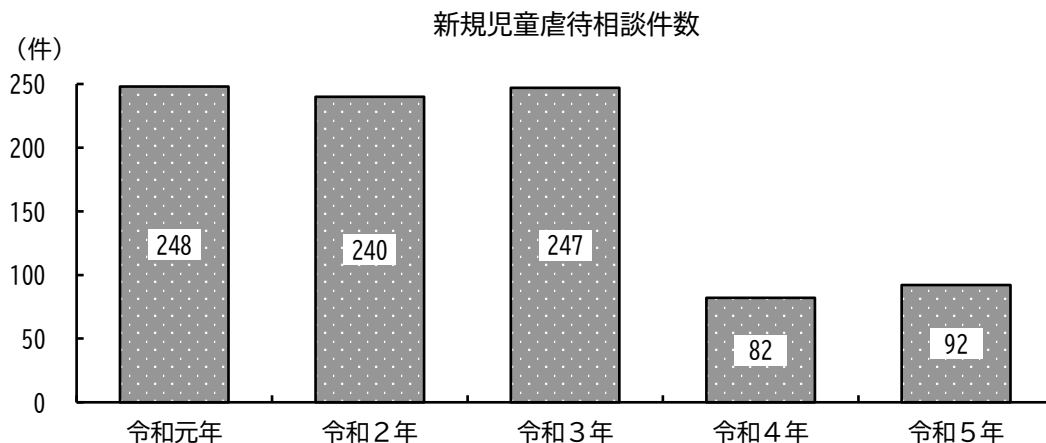
③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で認定者数が539人、認定率が15.7%となっています。



④ 新規児童虐待相談件数

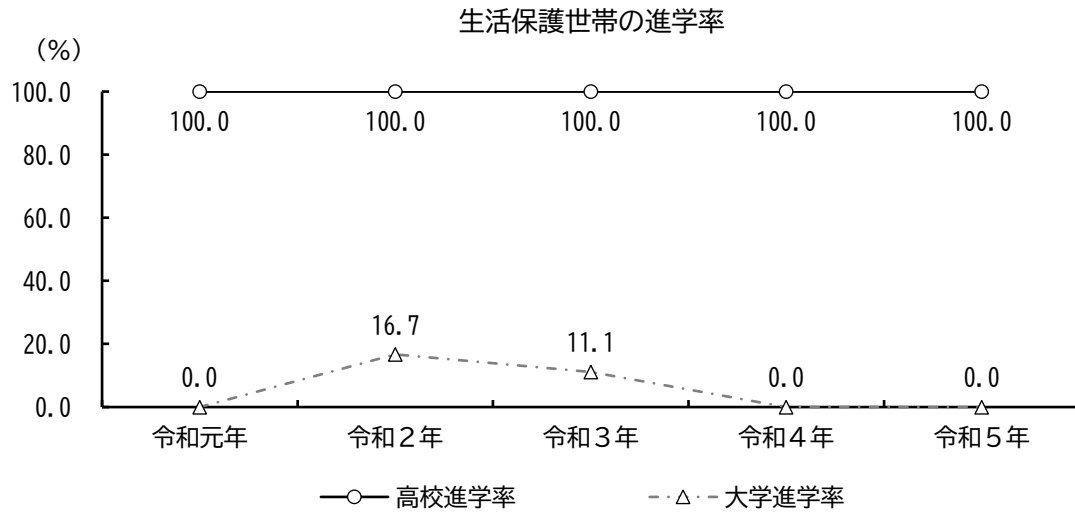
本市の新規児童虐待相談件数は令和3年（2021年）までは横ばいで推移していましたが、令和4年（2022年）以降大きく減少し、令和5年（2023年）には92人となっています。



※従来、児童相談所が受理した児童虐待相談について、市も自動的に重複して受理をする運用を行っていましたが、市として、虐待未満ではあるものの、家庭への支援が必要ないいわゆる「要支援」事案や「特定妊婦」事案に注力できる環境を整えるため、児童相談所と協議し、令和4年(2022年)5月以降、同運用を廃止しました。これにより、児童虐待相談自体の受理件数は減少しています。

⑤ 生活保護世帯の進学率

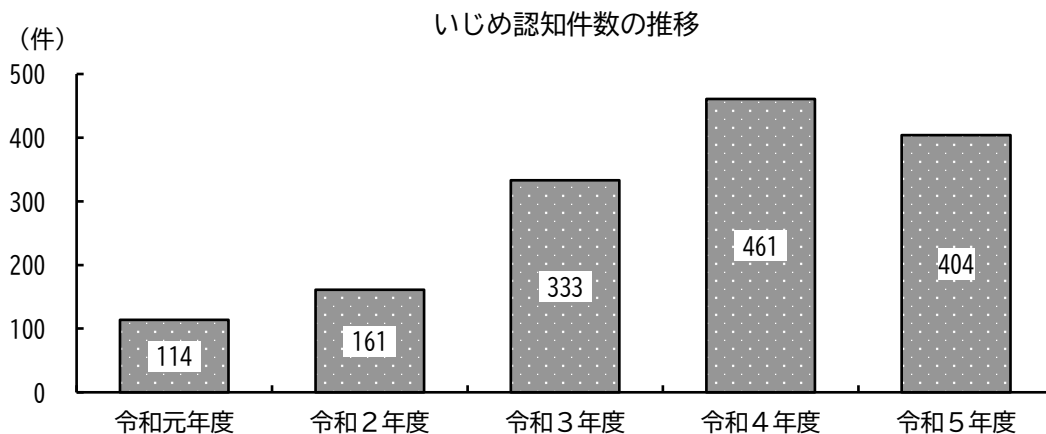
本市の生活保護世帯の進学率をみると、高校進学率は100%で推移しています。大学進学率はばらつきがあり、令和5年（2023年）で0%となっています。



資料：庁内資料

⑥ いじめ認知件数の推移

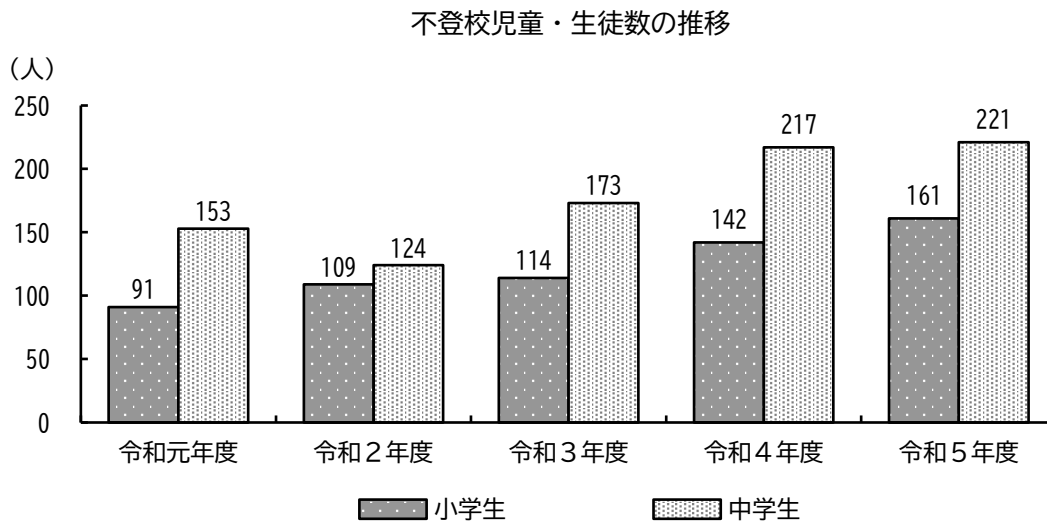
本市のいじめ認知件数は年々増加傾向にありましたが、令和5年度（2023年度）は404件となり、令和4年度（2022年度）より減少しました。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
（各年度3月31日現在）

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）で小学生が161人、中学生は221人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
（各年度3月31日現在）

2 アンケートからみる鎌倉市の状況

(1) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査概要

① 調査の目的

「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和6年度で終了することから、次期計画として「鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

② 調査対象

次の（１）から（３）の対象者より無作為に抽出しました。

（１）小学6年生から高校生等

令和5年（2023年）4月1日時点で11～17歳の子ども本人

（２）就学前児童の保護者

令和5年（2023年）4月1日時点で0～5歳の子どもがいる保護者

（３）小学生から高校生等の保護者

令和5年（2023年）4月1日時点で6～17歳の子どもがいる保護者

③ 調査期間

令和6年（2024年）1月～令和6年（2024年）2月

④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学6年生から高校生等	3,000通	1,424通	47.5%
就学前児童の保護者	3,000通	1,554通	51.8%
小学生から高校生等の保護者	3,000通	1,585通	52.8%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答率は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (こども(小学6年生～高校生等)本人)

① 朝ごはんの摂取状況(単数回答)

「ほとんど毎日食べる」の割合が85.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 1,424

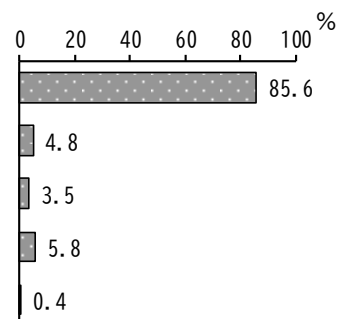
ほとんど毎日食べる

週4～5日は食べる

週2～3日は食べる

ほとんど食べない

無回答



② 朝ごはんを食べない理由(単数回答)

「食べる時間がないから」の割合が55.0%と最も高く、次いで「食べたくないから(食欲がないから)」の割合が28.5%となっています。

回答者数 = 200

食べる時間がないから

食べたくないから(食欲がないから)

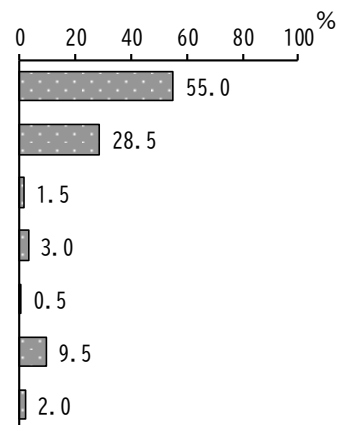
太りたくないから

朝ごはんの用意がないから

おうちの人も朝ごはんを食べていないから

その他

無回答



③ 夕ごはんをこども(18歳以下)だけで食べることがあるか(単数回答)

「ほとんどない」の割合が68.4%と最も高く、次いで「週に2～3日」の割合が10.0%となっています。

回答者数 = 1,424

ほとんど毎日

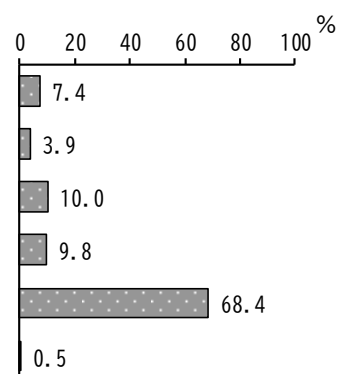
週に4～5日

週に2～3日

週に1日程度

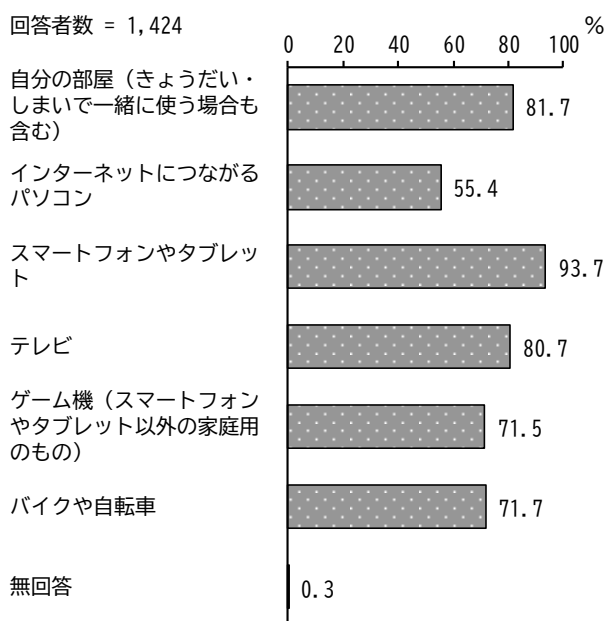
ほとんどない

無回答



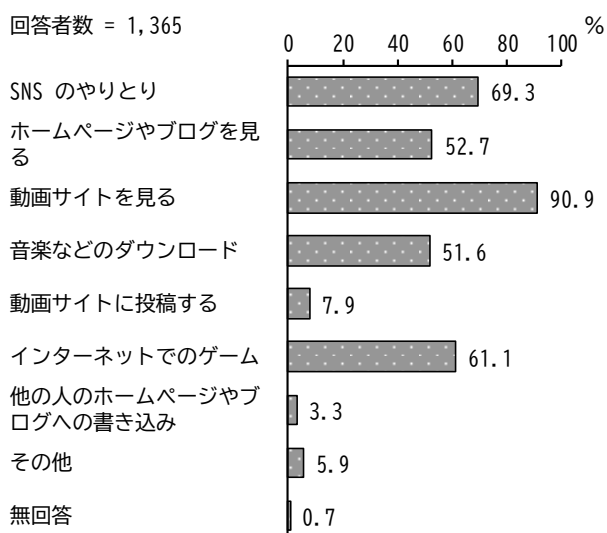
④ 所持・使用可能物品の状況（複数回答）

「スマートフォンやタブレット」の割合が 93.7%と最も高く、次いで「自分の部屋（きょうだい・しまいで一緒に使う場合も含む）」の割合が 81.7%、「テレビ」の割合が 80.7%となっています。



⑤ インターネット・スマホの使用状況（複数回答）

「動画サイトを見る」の割合が 90.9%と最も高く、次いで「SNSのやりとり」の割合が 69.3%、「インターネットでのゲーム」の割合が 61.1%となっています。

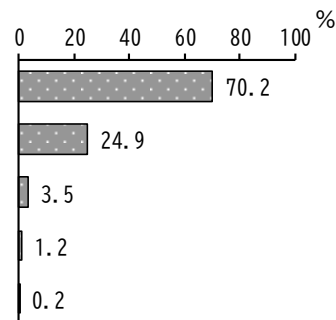


⑥ 自宅にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が 70.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が 24.9%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい
どちらかといえば楽しい
どちらかといえば楽しくない
楽しくない
無回答

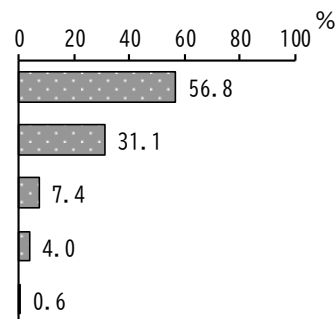


⑦ 学校にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が 31.1%となっています。

回答者数 = 1,411

楽しい
どちらかといえば楽しい
どちらかといえば楽しくない
楽しくない
無回答

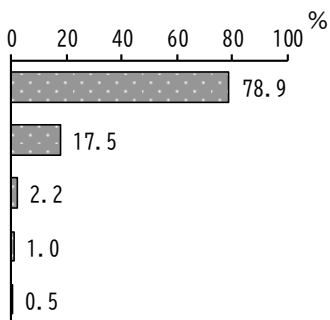


⑧ 放課後や自由時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が 78.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が 17.5%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい
どちらかといえば楽しい
どちらかといえば楽しくない
楽しくない
無回答

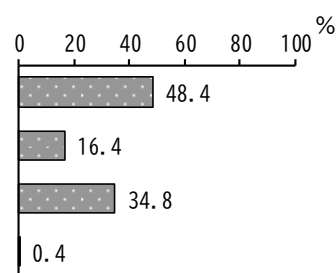


⑨ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 34.8%、「言葉は聞いたことがある」の割合が 16.4%となっています。

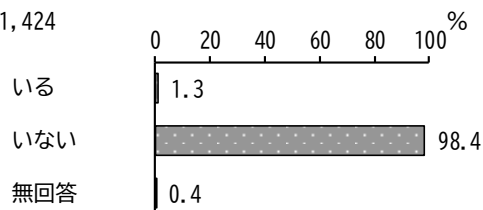
回答者数 = 1,424

言葉も内容も知っている
言葉は聞いたことがある
知らない
無回答



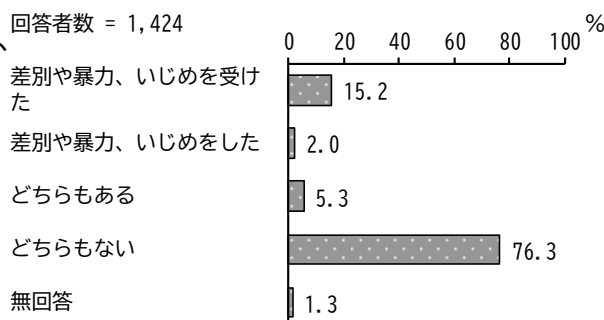
⑩ 勉強や遊ぶ時間を削ってお世話をしている家族がいるか（単数回答）

「いる」の割合が1.3%、「いない」の割合が98.4%となっています。



⑪ 差別・暴力・いじめを受けたこと・したことがあるか（単数回答）

「どちらもない」の割合が76.3%と最も高く、次いで「差別や暴力、いじめを受けた」の割合が15.2%となっています。

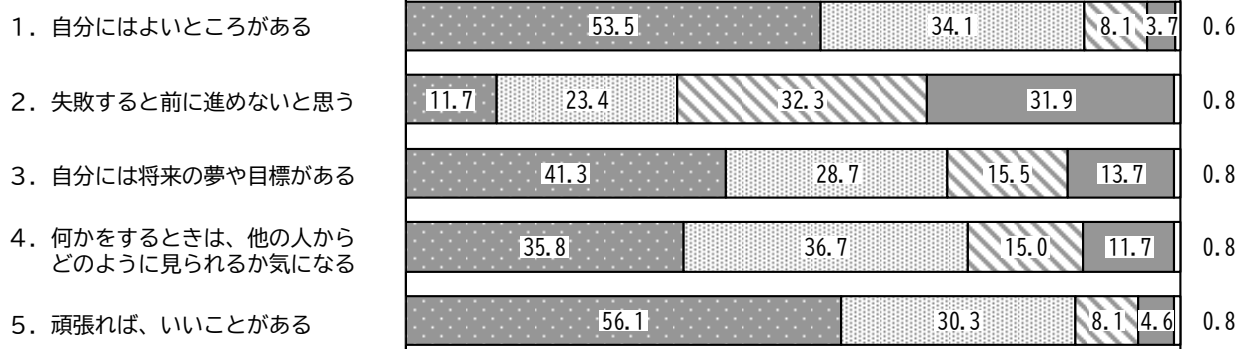


⑫ 自分のことについてどう思うか（単数回答）

『1. 自分にはよいところがある』、『5. 頑張れば、いいことがある』で「そう思う」の割合が、『2. 失敗すると前に進めないと思う』で「そう思わない」の割合が高くなっています。

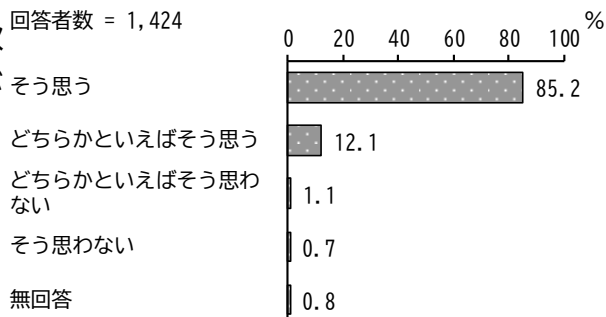
☒ そう思う ☒ どちらかといえばそう思う
☒ どちらかといえばそう思わない ☒ そう思わない
☐ 無回答

回答者数 = 1,424



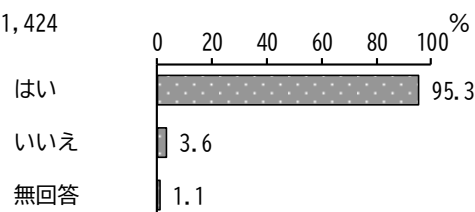
⑬ 「自分の命が守られ安心して暮らしている」と思うか（単数回答）

「そう思う」の割合が85.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が12.1%となっています。



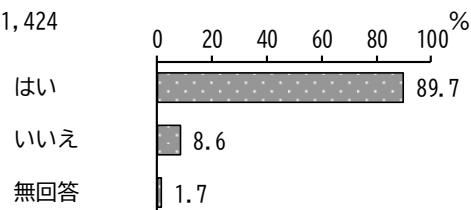
⑭ 親や家族の人にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が95.3%、「いいえ」の割合が3.6%となっています。



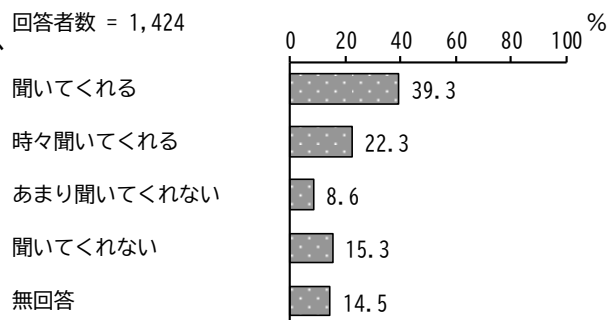
⑮ 学校の先生や職場の方にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が89.7%、「いいえ」の割合が8.6%となっています。



⑯ 地域で何かを決めるとき、大人はあなたの意見を聞いているか（単数回答）

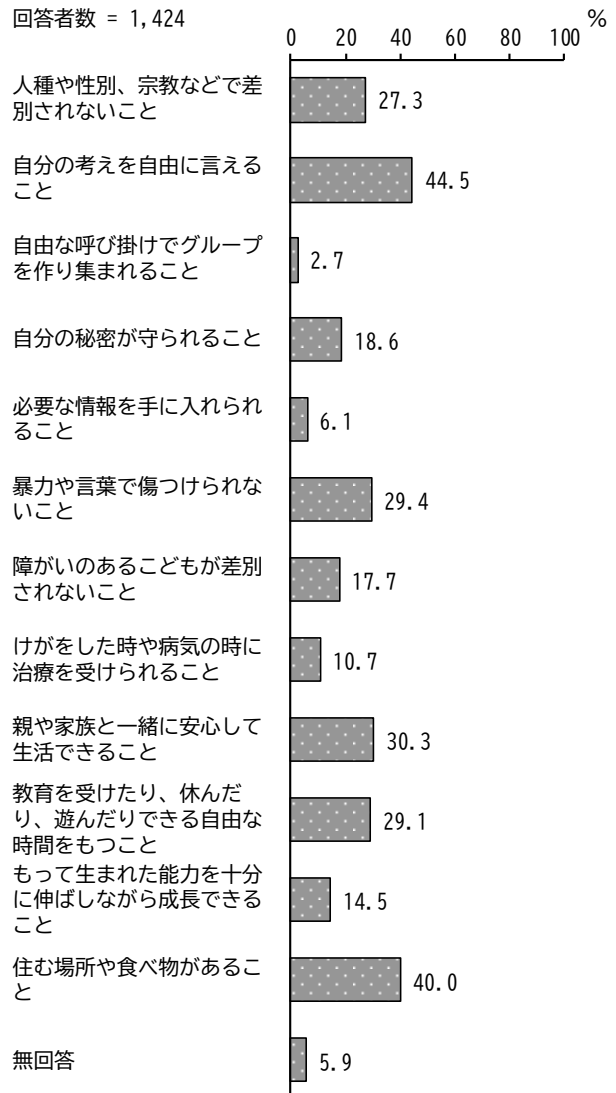
「聞いてくれる」の割合が39.3%と最も高く、次いで「時々聞いてくれる」の割合が22.3%、「聞いてくれない」の割合が15.3%となっています。



⑪ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が44.5%と最も高く、次いで「住む場所や食べ物があること」の割合が40.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が30.3%となっています。

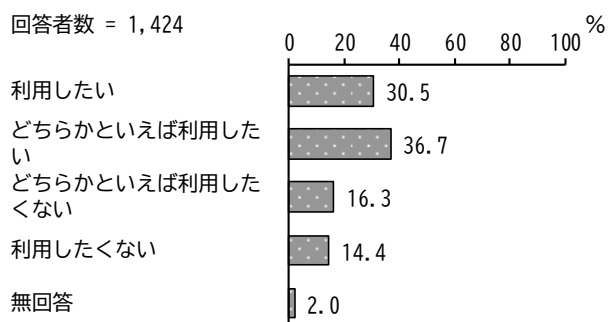
回答者数 = 1,424



⑫ 無料で勉強を教えてくれる場所があれば利用したいか（単数回答）

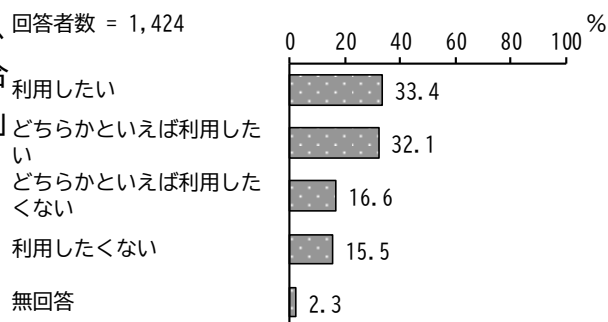
「どちらかといえば利用したい」の割合が36.7%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が30.5%、「どちらかといえば利用しない」の割合が16.3%となっています。

回答者数 = 1,424



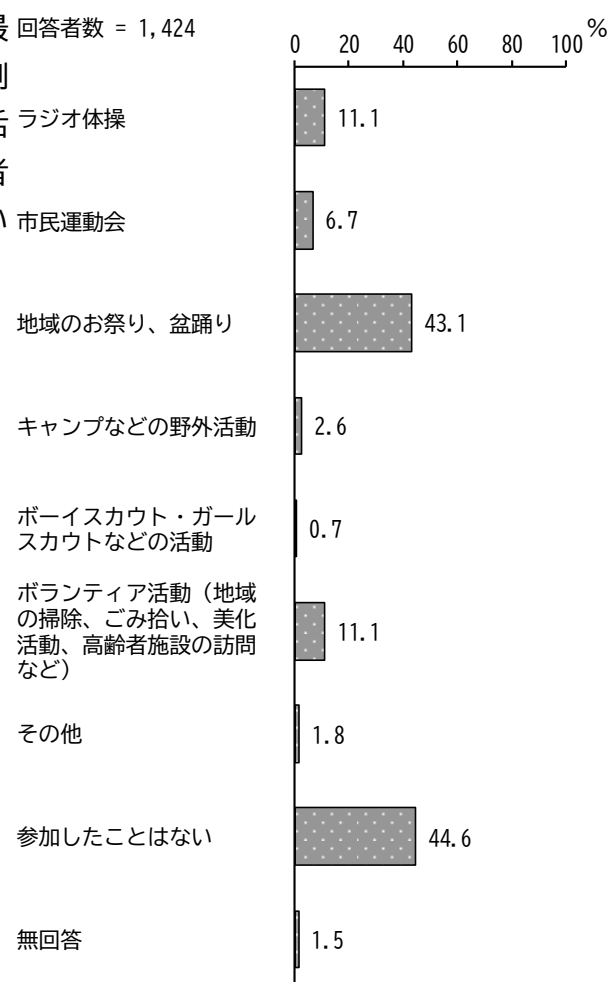
⑱ 地域の人などと一緒に無料、または低額でごはんが食べられる場所があれば利用したいか（単数回答）

「利用したい」の割合が33.4%と最も高く、回答者数 = 1,424
 次いで「どちらかといえば利用したい」の割合が32.1%、「どちらかといえば利用したくない」の割合が16.6%となっています。



⑳ この1年間に参加した地域活動（複数回答）

「参加したことはない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「地域のお祭り、盆踊り」の割合が43.1%、「ラジオ体操」の割合が11.1%、「ボランティア活動（地域の掃除、ごみ拾い、美化活動、高齢者施設の訪問など）」の割合が11.1%となっています。

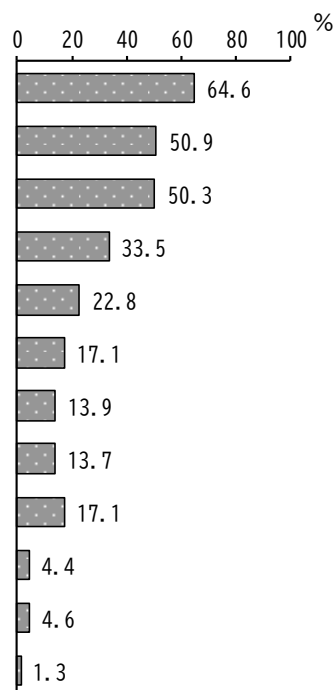


②① 今後施設を整備するとしたらどのような施設がいいか（複数回答）

「友だちと雑談や飲食ができるスペースがある」の割合が 64.6%と最も高く、次いで「スポーツができる」の割合が 50.9%、「勉強や読書ができる」の割合が 50.3%となっています。

回答者数 = 1,424

友だちと雑談や飲食ができるスペースがある
スポーツができる
勉強や読書ができる
パソコンやインターネットができる
音楽やバンド活動ができる
料理や手工芸など趣味の活動ができる
ダンスができる
スケートボードなどのストリートスポーツができる
安心して相談できる
特に理由がなく過ごすことができる
その他
無回答



㊼ 鎌倉市への要望やあなたの夢など（自由意見）

鎌倉市への要望やあなたの夢に関しての自由記述は 692 件寄せられました。

それらをテーマごとに類型化したところ、「地域でのことについて」に関するものが最も多く 47.7%、次いで、「あなたの考えについて」に関するものが 30.5%、以下、「学校について」、「放課後や自由時間のすごしかたについて」、「ふだんの生活について」、「こどもの権利について」と続いています。

主な意見は次の通りです。

キーワード	件数（割合）	主な意見
ふだんの生活について	27 件（3.9%）	駅にエレベーターの設置 ショッピングモール、遊び場の誘致 医療証の高校生までの使用 母子家庭に優しい市制 自習できるスペースがほしい
学校について	93 件（13.4%）	学校の清潔さ 中学校の給食が少ない 不登校のこどもたちの行き場がほしい 中学生の部活動と勉強の関係を考え直すべき タブレットを有効活用できているか
放課後や自由時間の すごしかたについて	28 件（4.0%）	総合図書館を作してほしい 遊び場の充実 勉強ができる施設を増やしてほしい
あなたの考えについて	211 件（30.5%）	鎌倉は差別がない こども向けの政策を作してほしい 大人の視点も交えた政策、町づくりが不可欠 ゴミ箱や自由に使えるトイレを設置 市長がこれからもより良い鎌倉を作してほしい
こどもの権利について	3 件（0.4%）	アイデンティティ、プライバシー、人としての 権利が守られること 「こどもの権利」とは、人権のプラスα
地域でのことについて	330 件（47.7%）	自然災害に強い街を作してほしい 公園や運動施設の充実 住宅街の街灯をもう少し増やしてほしい 道路の整備をしてほしい

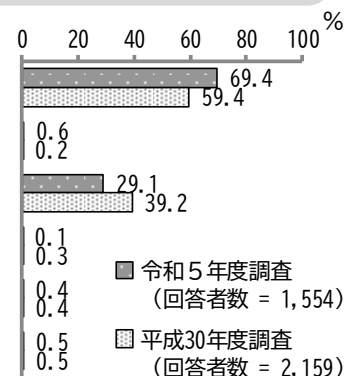
(3) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (就学前児童の保護者)

① 主に子育てを行っているのはどちらか（単数回答）

「父親・母親ともに」の割合が 69.4%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 29.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「父親・母親ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

父親・母親ともに
主に父親
主に母親
主に祖父母
その他
無回答

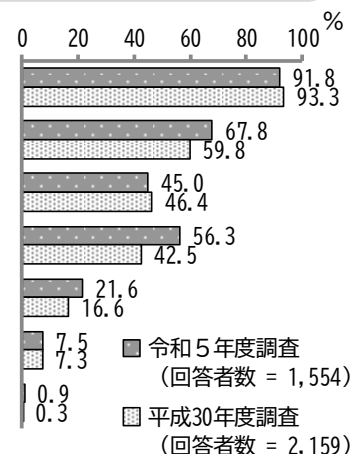


② 子育てに影響すると思われる環境（複数回答）

「家庭」の割合が 91.8%と最も高く、次いで「地域」の割合が 67.8%、「保育所」の割合が 56.3%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「地域」「保育所」の割合が増加しています。

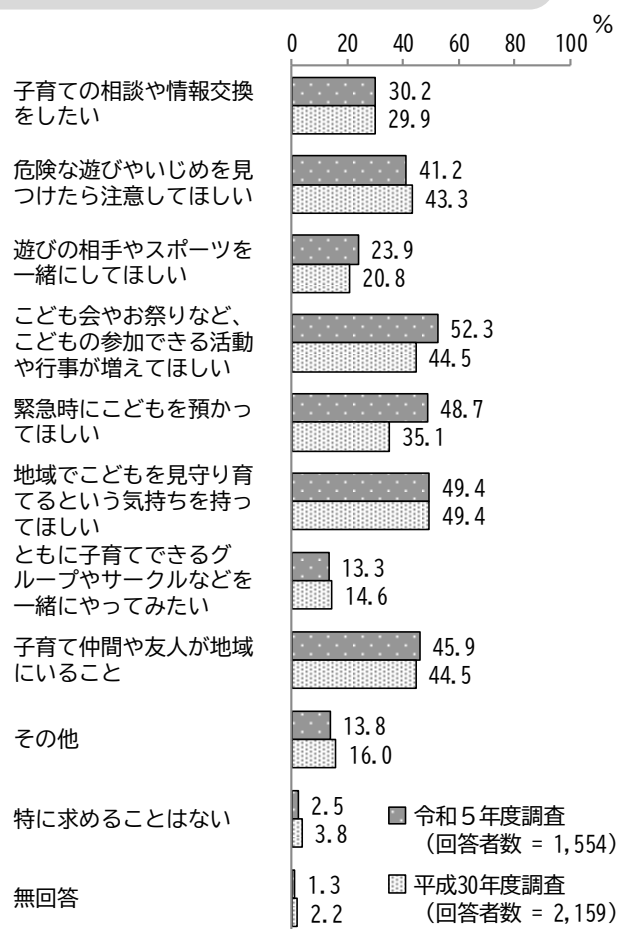
家庭
地域
幼稚園
保育所
認定こども園
その他
無回答



③ 子育てをするにあたり地域に求めること（複数回答）

「こども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」の割合が 52.3% と最も高く、次いで「地域でこどもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」の割合が 49.4%、「緊急時にこどもを預かってほしい」の割合が 48.7%となっています。

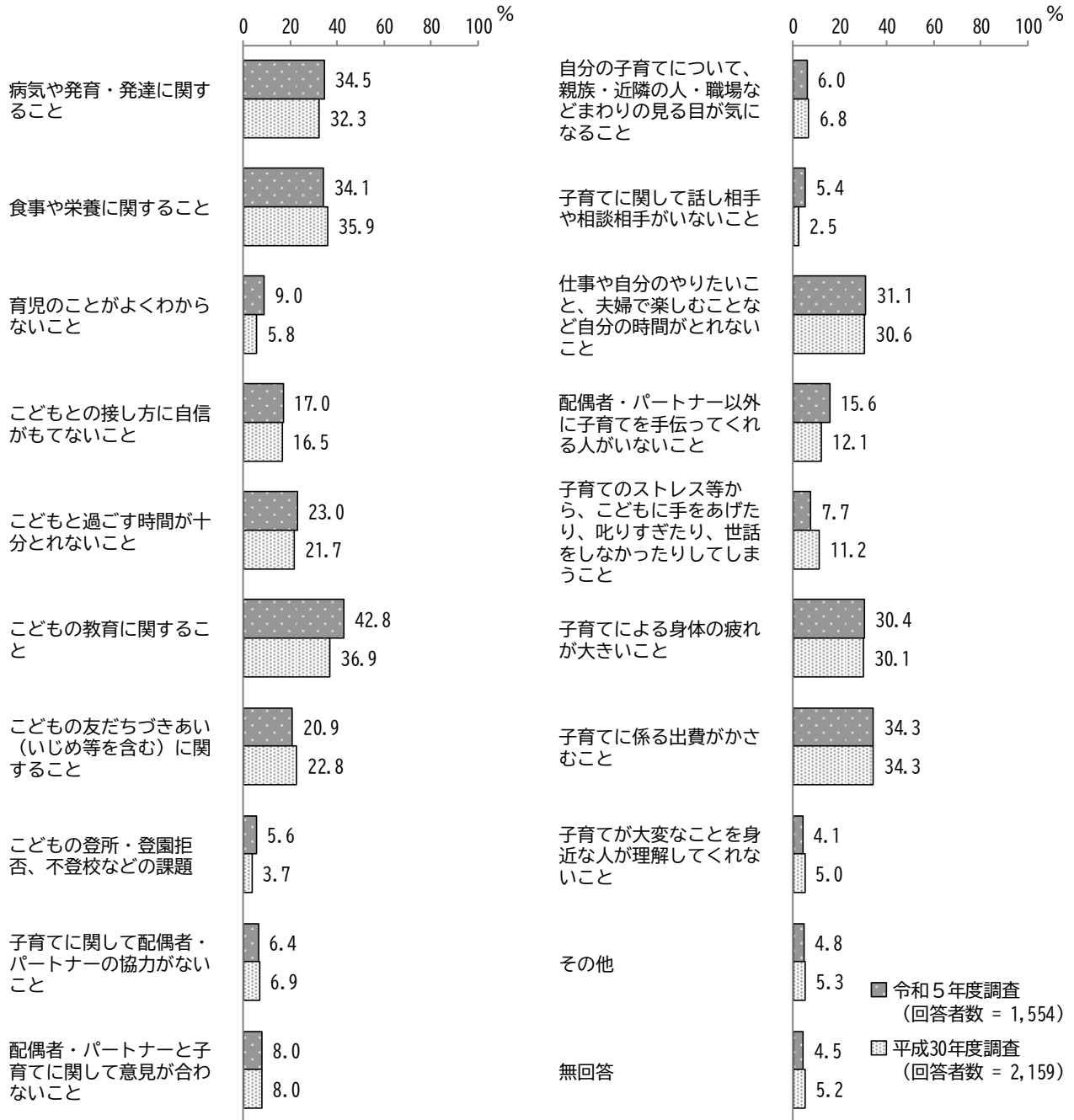
平成 30 年度調査と比較すると、「こども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」「緊急時にこどもを預かってほしい」の割合が増加しています。



④ 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になること（複数回答）

「こどもの教育に関すること」の割合が42.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」の割合が34.5%、「子育てに係る出費がかさむこと」の割合が34.3%となっています。

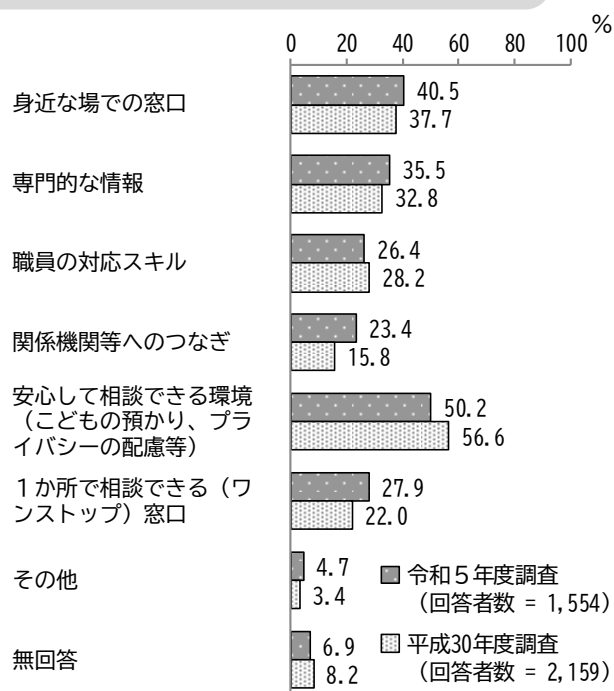
平成30年度調査と比較すると、「こどもの教育に関すること」の割合が増加しています。



⑤ 子育てに関する相談で充実してほしいこと（複数回答）

「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「身近な場での窓口」の割合が 40.5%、「専門的な情報」の割合が 35.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「関係機関等へのつながり」「1 か所で相談できる（ワンストップ）窓口」の割合が増加しています。一方、「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が減少しています。

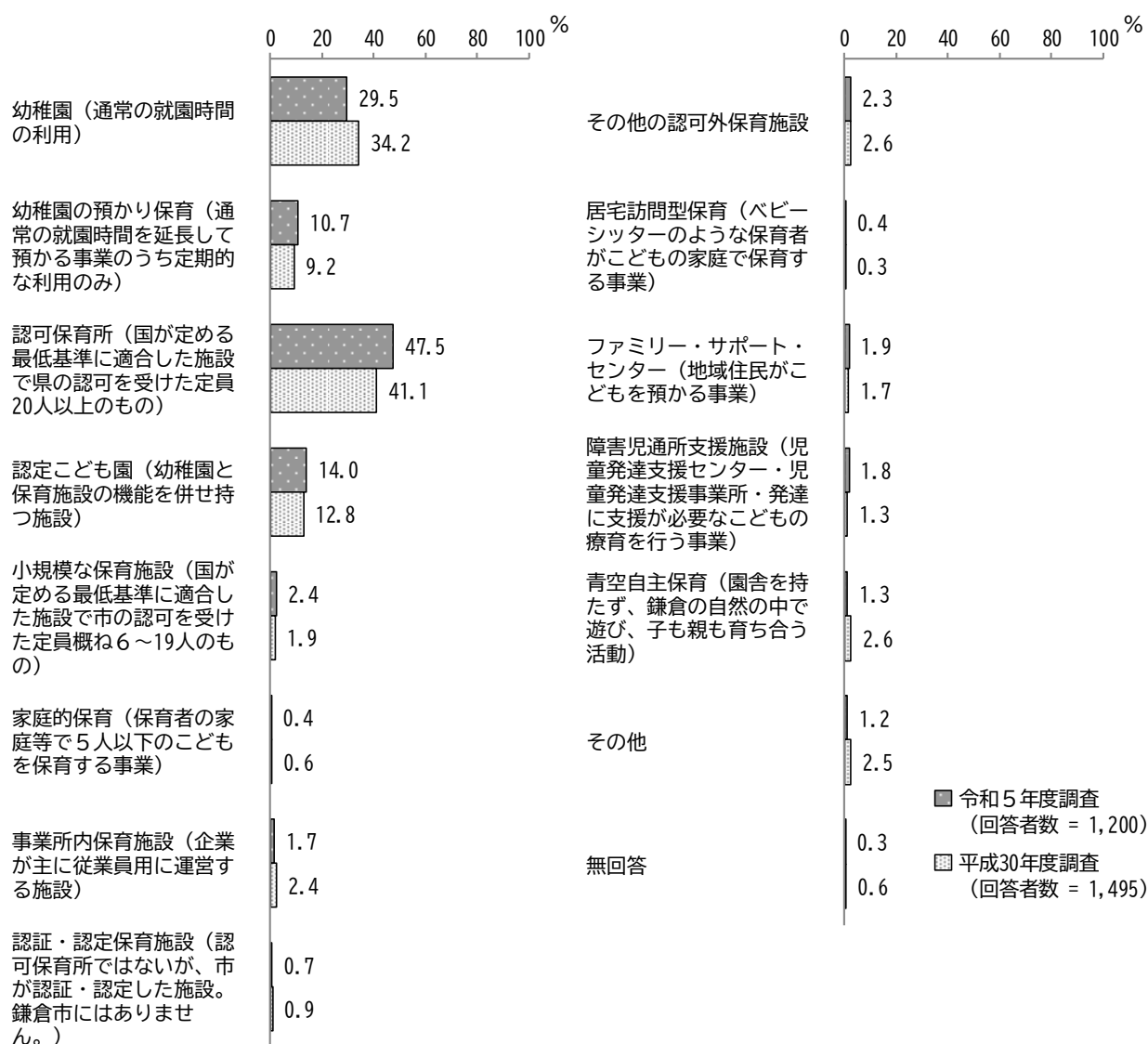


⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日の定期的に利用している教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が29.5%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が14.0%となっています。

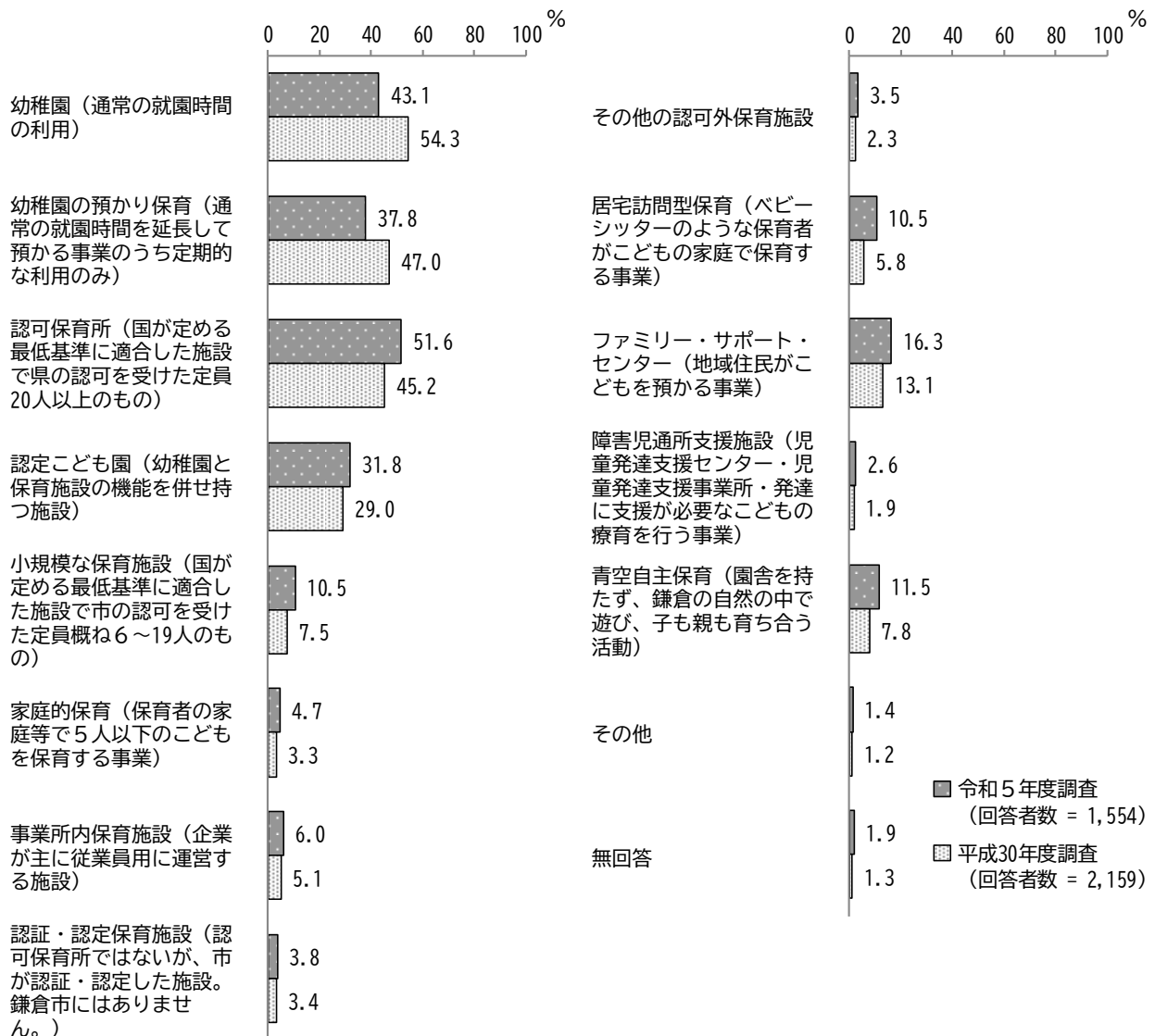
平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。



イ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が51.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。

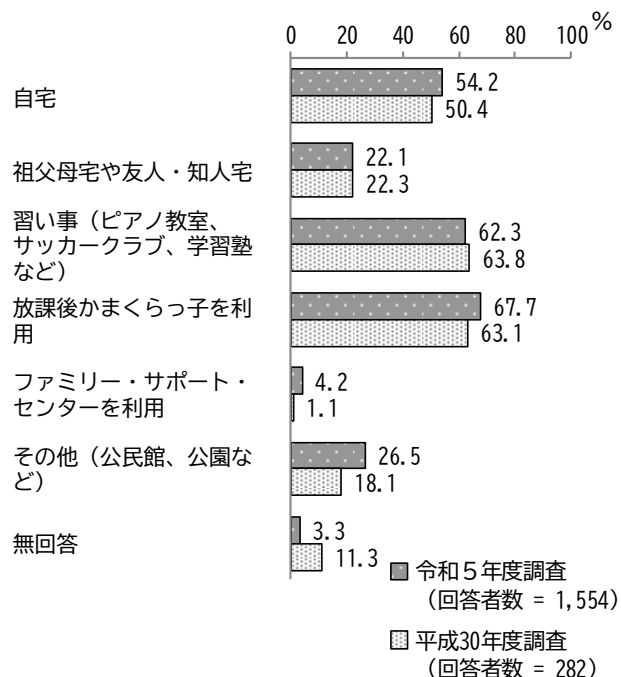


⑦ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

【夏季（4～9月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が67.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が62.3%、「自宅」の割合が54.2%となっています。

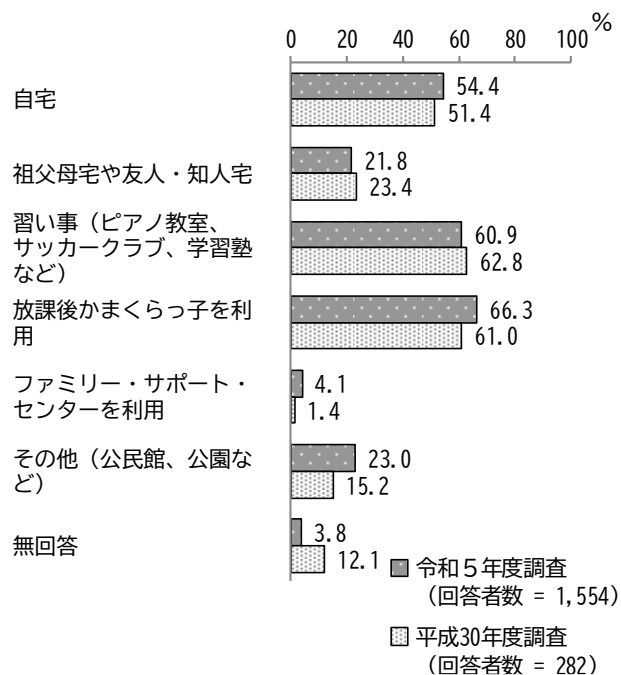
平成30年度調査と比較すると、「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



【冬季（10～3月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が66.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.9%、「自宅」の割合が54.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後かまくらっ子を利用」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。

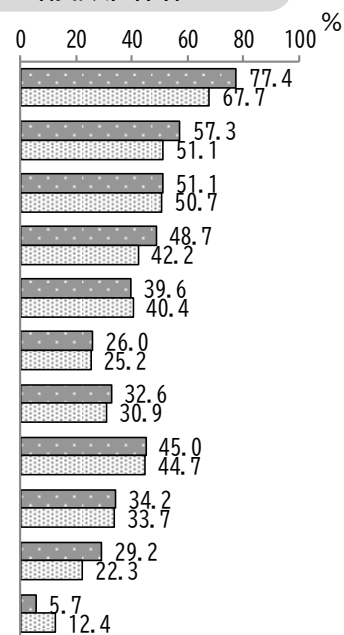


⑧ こどもが放課後の時間を過ごすにあたり必要だと思うもの（複数回答）

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が77.4%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動」の割合が57.3%、「自由遊び」の割合が51.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「将来の職業の参考になる体験活動」の割合が増加しています。

大人の見守りによる安全・安心な居場所
 学びのきっかけとなる体験活動
 自由遊び
 宿題の支援
 異学年や多くの児童との交流
 地域との交流
 学力を高めるための学習支援
 運動系の習い事
 文化系の習い事
 将来の職業の参考になる体験活動
 無回答



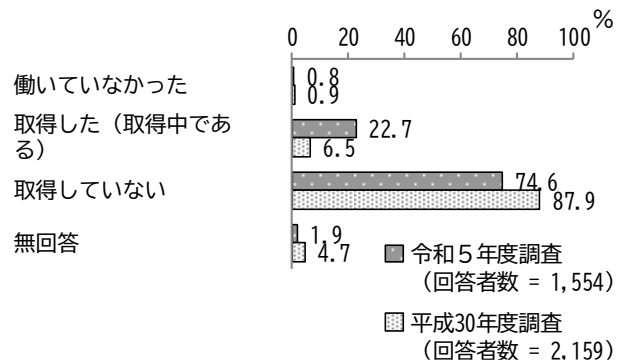
■ 令和5年度調査
 (回答者数 = 1,554)
 □ 平成30年度調査
 (回答者数 = 282)

⑨ 育児休業の取得状況（単数回答）

【父親】

「取得していない」の割合が74.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が22.7%となっています。

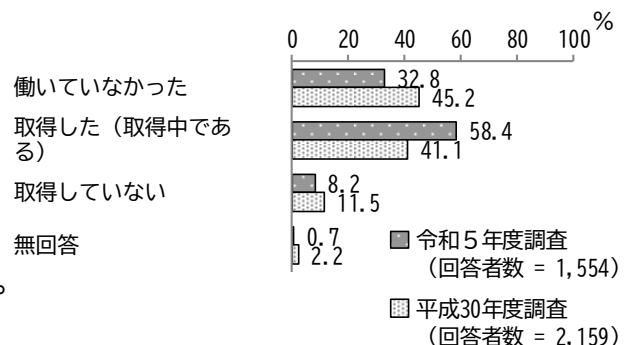
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が3倍以上に増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



【取得していない理由】

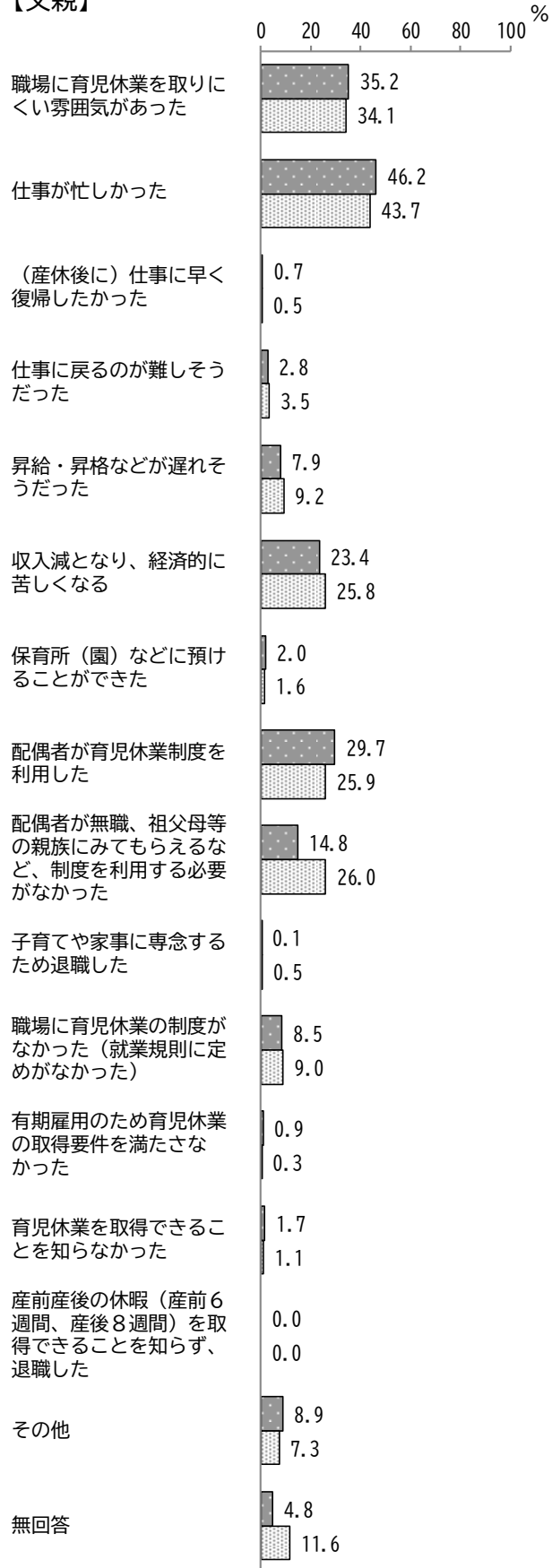
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が46.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が35.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が29.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

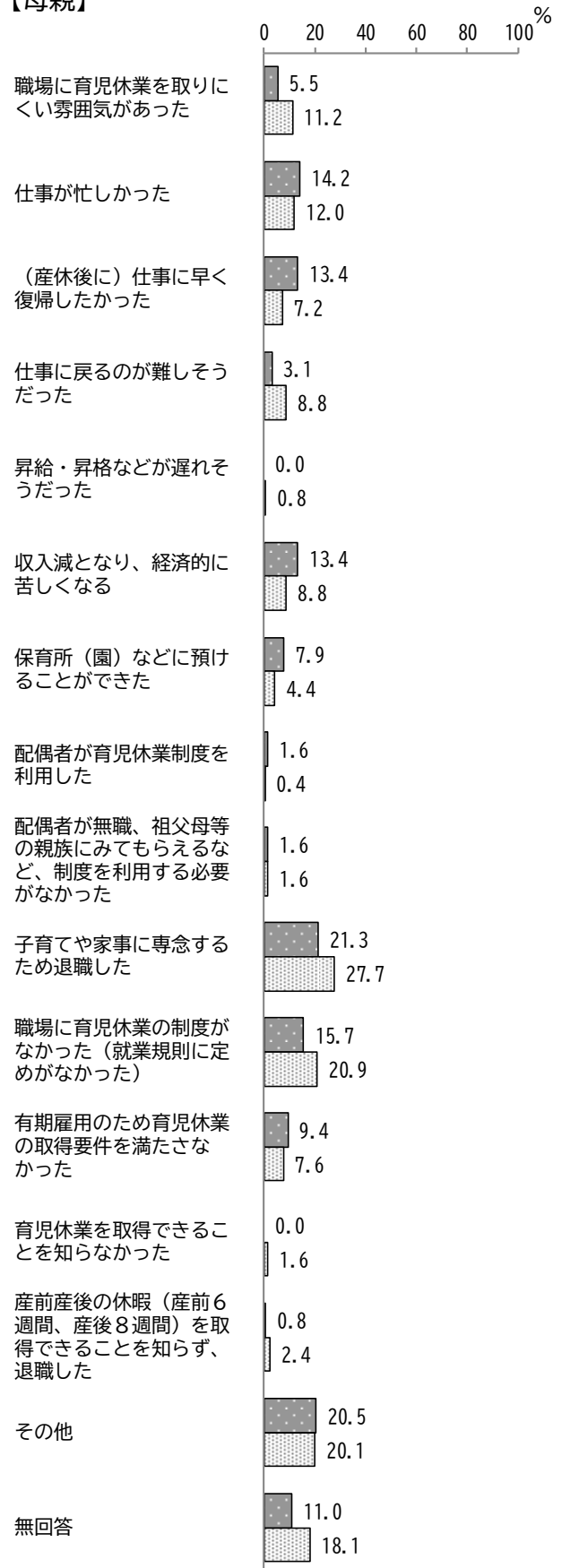
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「仕事が忙しかった」の割合が14.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

【父親】



【母親】



■ 令和5年度調査
(回答者数 = 1,159)

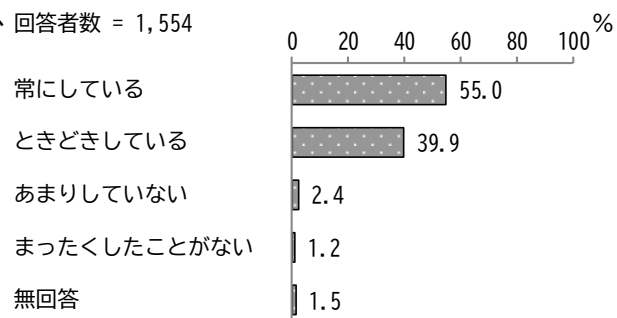
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 1,898)

■ 令和5年度調査
(回答者数 = 127)

■ 平成30年度調査
(回答者数 = 249)

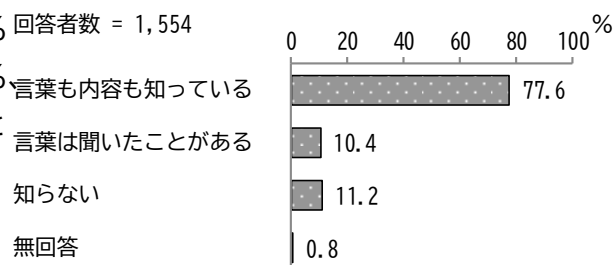
⑩ こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について（単数回答）

「常にしている」の割合が 55.0%と最も高く、回答者数 = 1,554
次いで「ときどきしている」の割合が 39.9%と
なっています。



⑪ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が 77.6% 回答者数 = 1,554
と最も高く、次いで「知らない」の割合が 11.2%
「言葉は聞いたことがある」の割合が 10.4%と
なっています。

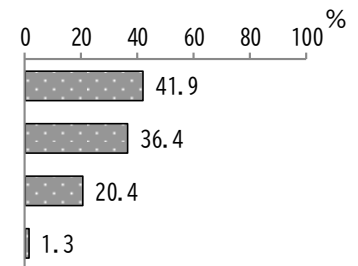


⑫ 「こどもの権利」の認知度（単数回答）

「名前も内容も知っている」の割合が 41.9%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 36.4%、「知らなかった」の割合が 20.4%となっています。

回答者数 = 1,554

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らなかった
知らなかった
無回答

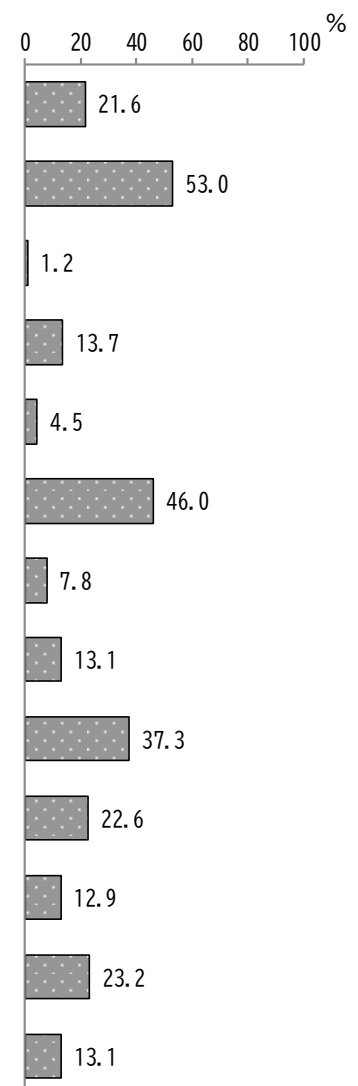


⑬ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 53.0%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が 46.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が 37.3%となっています。

回答者数 = 1,554

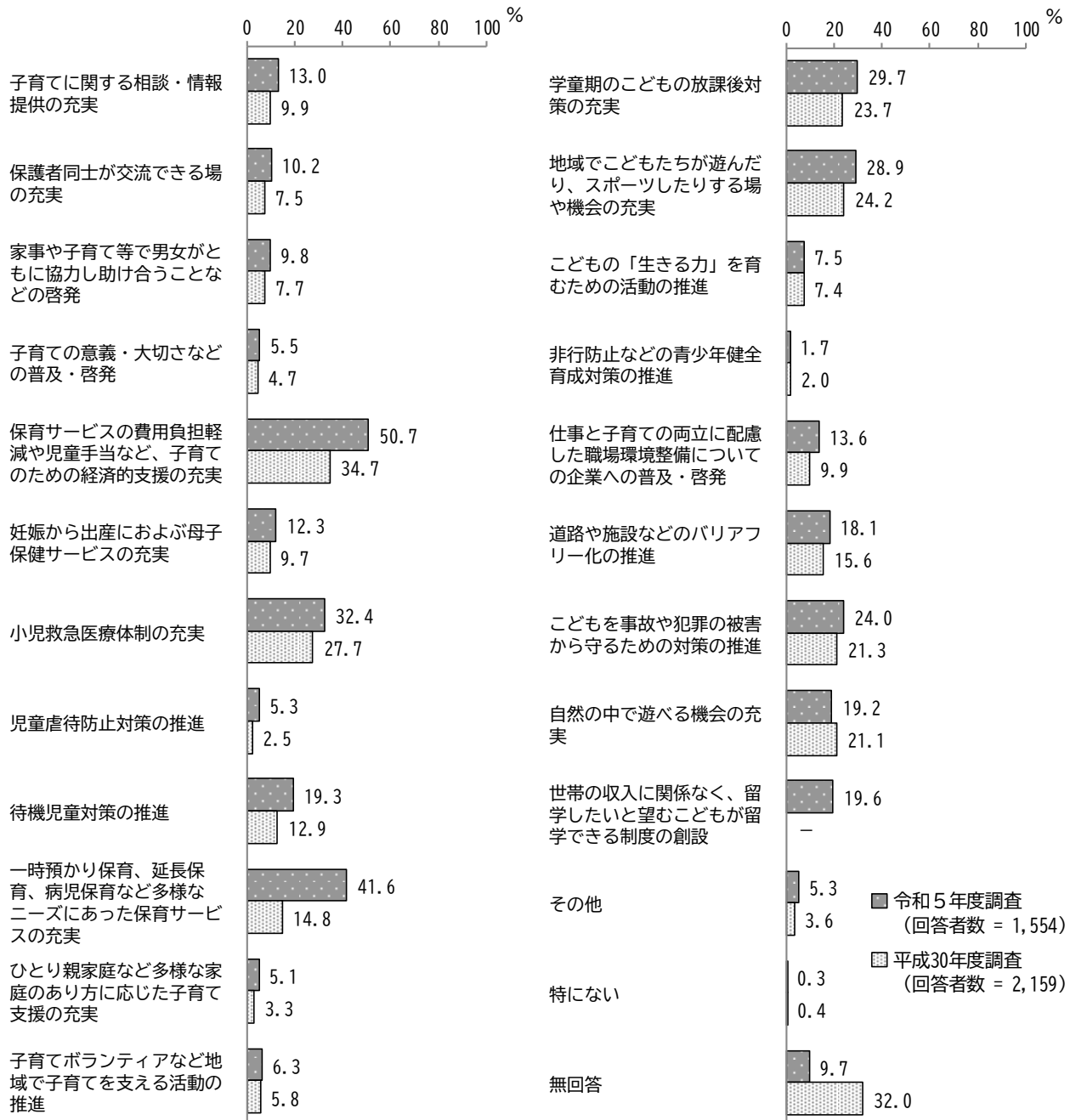
人種や性別、宗教などで差別されないこと
自分の考えを自由に言えること
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
自分の秘密が守られること
必要な情報を手に入れられること
暴力や言葉で傷つけられないこと
障がいのあるこどもが差別されないこと
けがをした時や病気の時に治療を受けられること
親や家族と一緒に安心して生活できること
教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと
もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
住む場所や食べ物があること
無回答



⑭ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が50.7%と最も高く、次いで「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」の割合が41.6%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「待機児童対策の推進」「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「学童期のこどもの放課後対策の充実」の割合が増加しています。

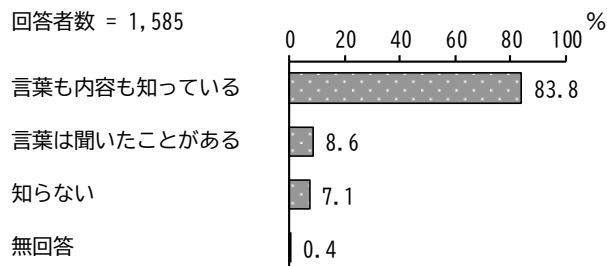


※前回調査では、「世帯の収入に関係なく、留学したいと望むこどもが留学できる制度の創設」の選択肢はありませんでした。

(4) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (小学生から高校生等の保護者)

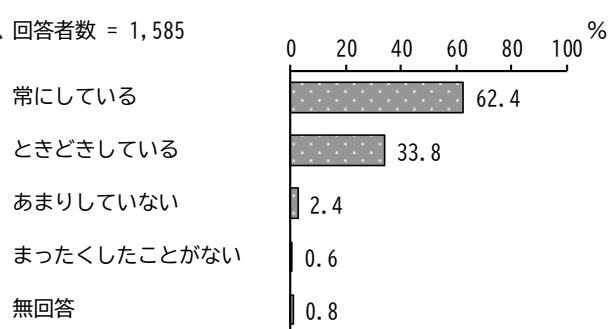
① ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が 83.8% 回答者数 = 1,585
と最も高くなっています。



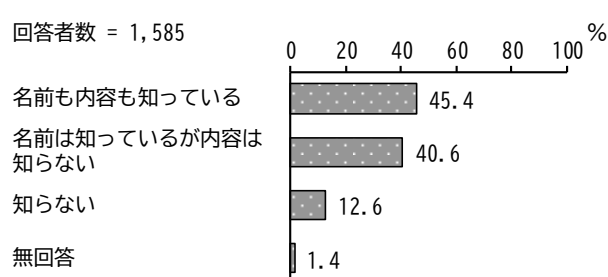
② こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について（単数回答）

「常にしている」の割合が 62.4%と最も高く、回答者数 = 1,585
次いで「ときどきしている」の割合が 33.8%と
なっています。



③ 「こどもの権利」の認知度（単数回答）

「名前も内容も知っている」の割合が 45.4% 回答者数 = 1,585
と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 40.6%、「知らない」の
割合が 12.6%となっています。



④ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が54.7%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が50.2%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 1,585

人種や性別、宗教などで差別されないこと

自分の考えを自由に言えること

自由な呼び掛けでグループを作り集まれること

自分の秘密が守られること

必要な情報を手に入れられること

暴力や言葉で傷つけられないこと

障がいのあるこどもが差別されないこと

けがをした時や病気の時に治療を受けられること

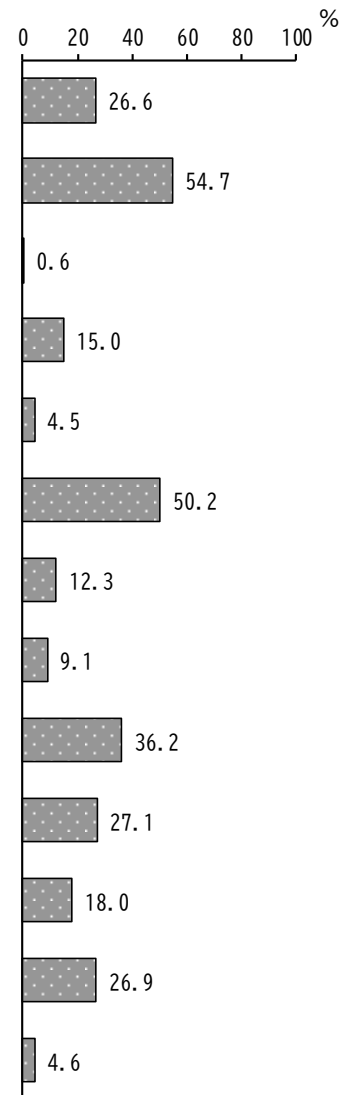
親や家族と一緒に安心して生活できること

教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと

もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

住む場所や食べ物があること

無回答



⑤ こどもへの暴力的な言動や行動の実施について（複数回答）

「心を傷つける言葉を言う」の割合が11.4%、回答者数 = 1,585
たたいたり殴ったりするなどが約3%などとなっています。

「特にない」の割合は80.1%でした。

叩いたり殴ったりする

心を傷つける言葉を言う

性的に嫌なことをしたり、させたりする

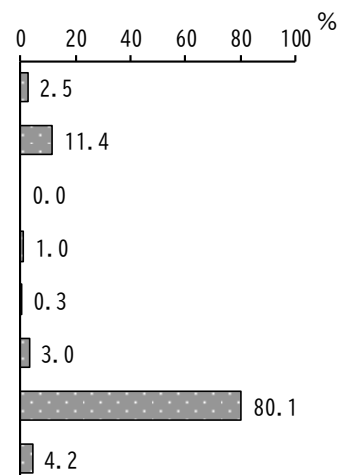
世話をしなかったり、無視したりする

こどもの前で配偶者等に暴力をふるう

その他

特にない

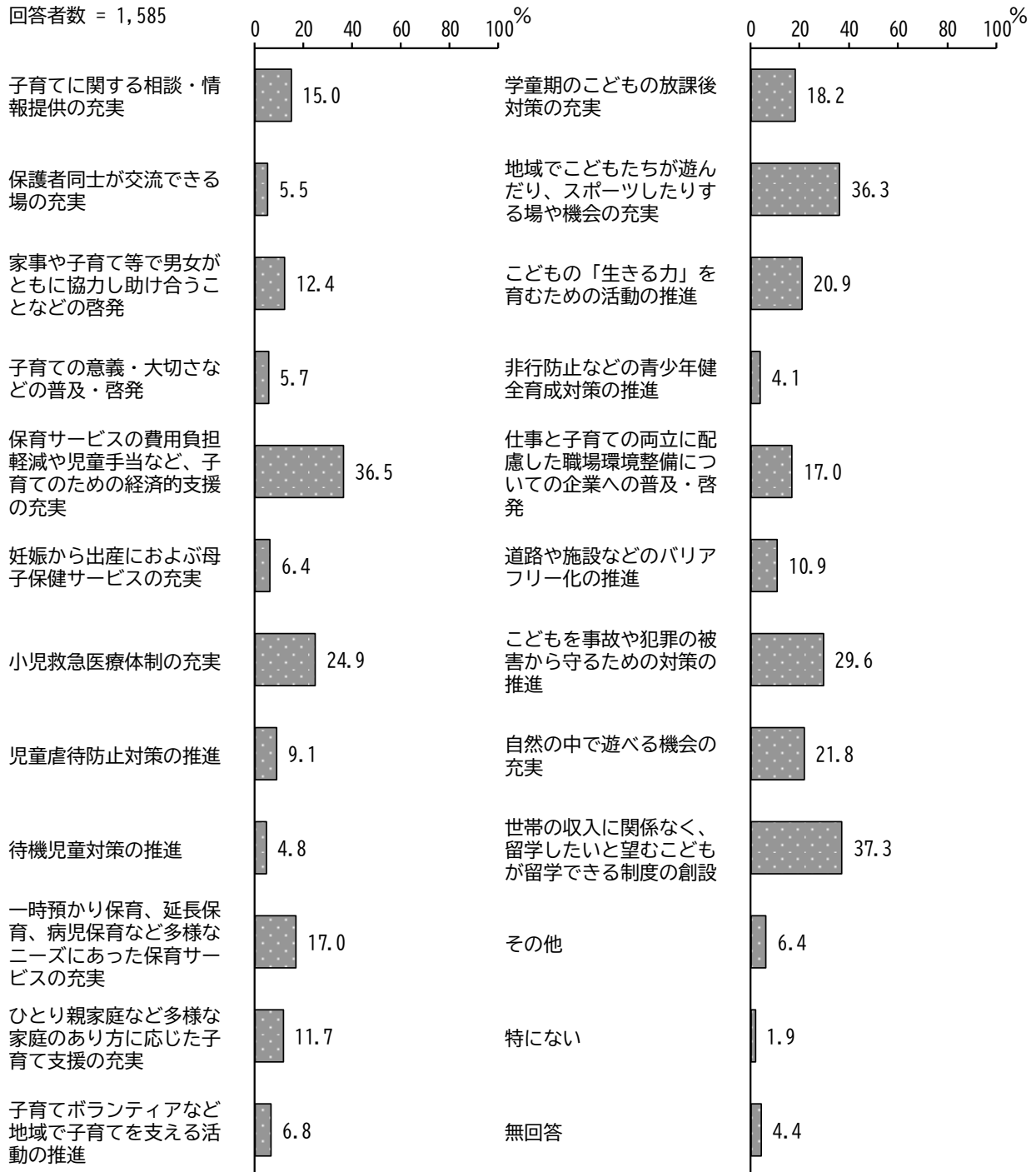
無回答



⑥ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「世帯の収入に関係なく、留学したいと望むこどもが留学できる制度の創設」の割合が37.3%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が36.5%、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が36.3%となっています。

回答者数 = 1,585



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第3次鎌倉市総合計画」において、あるべき将来都市像として、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」としています。その将来像の実現に向けて、こども・子育ての分野では、「健やかで心豊かに暮らせるまち」を掲げ、子育てしやすいまちづくりをめざし、豊かな心をもった人間を育て、青少年が健やかに成長できる環境づくりなどを進めています。

また「鎌倉市地域福祉計画」において、基本理念に、「お互いを尊重し、支えあいながら、ともに生きるまち かまくら」を掲げ、生活課題の複雑化・複合化、少子・高齢化や福祉人材の不足、孤独・孤立対策の必要性を背景に、包括的支援体制の整備、地域での支え合いの構築・支援、社会参加の機会創出等に取り組んでいます。

「第1期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、こどもの元気な声がまちにこだまし、これからこどもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんながこどもたちを温かく包み込む、そのようなまちをめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施してきました。

本計画でも引き続き、これまでの計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「第3次鎌倉市総合計画」の方針と、「鎌倉市地域福祉計画」の基本理念を踏まえ、「こどもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とします。

なお、こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされています。これは18歳や20歳という年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しているものです。本計画における「こども」とは、この考え方に準じ、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指すこととします。

【 基 本 理 念 】

こどもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

2 計画の視点

本市では、これまで平成 27（2015）年 3 月に「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、こどもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進してきました。

また、平成 23 年 8 月に策定し 5 年毎に改訂を重ねてきた「鎌倉市子ども・若者育成プラン」では、こどもが将来の社会の担い手となるように健全育成と自立を支援するための施策を推進してきました。

【SDGs 未来都市】

本市は平成 30（2018）年に「SDGs 未来都市」に選定され、「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。2030 年のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現（社会）」を掲げており、SDGs の理念を活かした取組を行っています。

※SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた、世界共通の 17 の目標です。



【子育て支援に特に関連する SDGs のゴール】



妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において SDGs の達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに

当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらにこどもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、こどもを総合的に支援するため、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないように、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

また、こども基本法に基づく「こども大綱」においても、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守ることを重視し、次のような基本的な方針が盛り込まれています。（一部抜粋）

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、以上のような視点を踏まえ、「鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン）」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の目標

基本理念の実現のために、この計画の目標を以下のように定めます。

こども・若者が、自立した個人として
ひとしく健やかに成長することができ、
ひとしく権利の主体として、自分らしく
幸せな生活を送ることができる

この計画の実現に向けて、施策を実施していく上での「3つの原則」を定めます。

(1) こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する

こども・若者を、権利の主体として、多様な人格を持った自立した個人として尊重し、安全に安心して意見を述べる場や社会的活動への参画の機会をつくる。

(2) こども・若者が自分らしく幸せに成長できる

こども・若者が、安全で安心な環境のもと、多様な体験の機会を通じて、自分らしく学び育つことができる。

(3) こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える

こども・若者一人ひとりの心身の成長や状況にあわせて、途切れることなく必要な支援を行う。

4 計画の体系

本計画における体系について

これまで「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では基本理念をもとに設定した基本目標をもとに施策体系を整備してきました。

しかし、本計画では、「主体」となるこども・若者や子育て当事者の視点に立ってわかりやすく施策を示すため、こども大綱の体系をもとに、次の観点で施策体系を整備します。

(1) ライフステージに共通した取組を推進します

全ての市民に対して、こども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、こども・若者の貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、それぞれの特性に合わせて、関係機関等が分野をまたいで密接に連携を図りながら、こども・若者やその家庭への切れ目のない一体的な支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

(2) ライフステージ別取組を推進します

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じてこどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成や困難を抱える若者への支援など、こども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(3) 子育て当事者への支援の取組を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

体系図

[基本理念]

[観点]

[主要施策]

こどもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

1 ライフステージに共通した取組を推進します

- (1) こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映
- (2) 多様な遊びや体験及び交流の機会づくり
- (3) こどもまんなかの居場所づくり
- (4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (5) こども・若者の貧困対策の推進
- (6) 障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援
- (7) 児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援
- (8) こども・若者の安心安全な生活環境の確保

2 ライフステージ別取組を推進します

ア こどもの誕生前から幼児期まで

- (1) 妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実
- (2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障

イ 学童期・思春期

- (1) 資質・能力の育成に向けた学校教育の充実
- (2) こども・若者の健全な成長への支援

ウ 青年期

- (1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援の充実

3 子育て当事者への支援の取組を推進します

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援
- (4) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり
- (5) 子育て情報提供の充実

第4章

施策の展開

1 ライフステージに共通した取組を推進します

主要施策（１）こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映

こども・若者の最善の利益を実現するためには、こどもと若者を権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、それぞれの多様な人格・個性を尊重することが重要です。また、こどもと若者が、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保し、その意見を施策に反映していくことが求められます。

本市では、これまで「子どもの権利条約」や「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」等を踏まえた施策の展開を図るとともに、人権に関する啓発・教育を行ってきました。また、こどもたちが、自らの意見を自由に発言できる場を整備し、その意見を施策に反映させるよう努めてきました。今後も引き続き、こうした啓発や情報発信を通して、「こども基本法」等にも示された「子どもや若者を権利の主体として尊重する」などの理念の普及に努め、こども・若者が主体として活躍できる社会の実現に向けた取組を継続して行っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 「こどもの権利」の中で特に大切なものは「自分の考えを自由に言えること」である。（未児童保護者の保護者・小学生から高校生の保護者：選択式回答）
- ・ 一人一人のアイデンティティ、プライバシー、人としての権利が守られることを要望する。（こども本人：自由意見）
- ・ こども全員、人権はもちろんのこと、こどもであるからこそ必要な権利がある。（こども本人：自由意見）

【課題】

- こども・若者に対し、自らが権利の主体であることを広く周知するとともに、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進することが必要です。
- こども・若者やこども・若者に関わり得るすべての大人に対し、「こどもの権利」に関する理解を深め人権尊重の意識を高められるよう人権啓発活動を推進する必要があります。
- こども・若者が関わる施策について、当事者としてのこども・若者の意見を聴取し、その意見を施策に反映していくことが必要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
子どもの人権尊重や擁護に関する啓発 【地域共生課】	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、こどもの権利の尊重の重要性を認識したうえで施策を実施します。
「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発 【こども支援課】	恵まれた環境を生かして、さらにこどもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、こどもを総合的に支援するため、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発を図ります。
こどもが意見を言える場の設置 【こども支援課】	こどもたちが、市政への質問や意見表明などを行うことを支援するため、市政に対して、自由に意見や夢を気軽に言える機会を設けます。
青少年問題協議会への若者参画 【青少年課】	青少年問題協議会の市民委員に若者を委嘱し、若者の意見反映につなげます。
二十歳のつどい実行委員 【青少年課】	当事者が企画、運営する「二十歳のつどい」のイベントを支援します。
COCORUかまくら運営委員 【青少年課】	鎌倉青少年会館を利用した中高生専用の居場所、COCORUかまくらの運営にあたっては、中高生でつくる運営委員会を設置し、運営のルールなどを利用者自らが作っていくことを基本とし、運営を支援します。
わかたま交換ノート及びわかたまボイスキャッチ 【青少年課】	行政センター等に設置する自習スペースわかたまに、交換ノートを設置し、利用者相互や巡回相談員とのやりとりを行います。また、意見箱（わかたまボイスキャッチ）を設置し、運営の参考とします。
かまくら子ども議会の開催 【教育指導課】	こどもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面する様々な課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。
「わたしの提案（子ども版）」の設置 【地域共生課】 【こども支援課】 【教育指導課】 【青少年課】	こどもたちの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「わたしの提案（子ども版）」の提案用紙を全市立小・中学校、全放課後子どもひろば・子どもの家等に配架します。
人権教育 【教育指導課】 【教育センター】	学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するとともに、市立小・中学校の人権教育をより推進するために、教育センターでは、人権教育研修会を実施し、教職員の理解と認識を深めています。

主要施策（２）多様な遊びや体験及び交流の機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもが身体の諸感覚を使って自らの遊びを充実、発展させていくことは、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。また、他者との交流を通して社会について学ぶ機会を充実することは、こどもや若者の成長や望む生活を実現するために重要となります。

こども・若者が社会性を身に付け、成長にとって不可欠な豊かな感性・創造性を育み、健康な心と体で生活するために、また、こども・若者の個性を磨き、社会性や自立性を育むために、こども同士や異世代との交流の場や多様な体験機会の提供が求められています。

こうした遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりやその機会を保障することの重要性を認識し、こども・若者の年齢や発達程度に応じて、多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も活かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。

【寄せられた意見】

- 個人的には、日本文化について体験して、習える場があるといいなと思います。特に茶道に興味があります。（こども本人：自由意見）
- せっかく『古都』である古きよき鎌倉を小中学校のときに感じるのが、非常に難しい。なので、パンフレットなどの教材のみでなく、しっかりとした実地体験型の市主催のイベントを開き、すべての小中学生が、「鎌倉ってこんなよいところなのか。」と思えるようなものを開いてくださると、非常にうれしい。（こども本人：自由意見）
- 町内会の子ども会に参加する子が減っているから、みんな参加してほしい。（こども本人：自由意見）

【課題】

○年齢や発達程度、個性に応じた成長ができるよう、遊びや体験の機会をつくる必要があります。また、鎌倉の特色を生かした体験活動を整える必要があります。

○様々な年齢のこども同士や多世代での交流を充実させていくことが必要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
冒険遊び場協働運営事業 【こども支援課】 【協働事業者】	旧梶原子ども会館にて常設の冒険遊び場を運営しています。 こどもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然のなかでの遊びを展開することで、こどもたちの育ちを支援します。こども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。（木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。） さらに、子育てに関する情報発信や情報提供や、地域交流を促進するためのイベントを開催します。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
子育て支援センターの 充実 【こども家庭相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。 フリースペースの子育てひろばも設置します。
多世代交流地域共同拠 点の創設 【福祉総務課】	地域の資源等（住宅や店舗等も含む）を活用した多世代が交流できる拠点づくり を支援します。身近で交流できる「つどいの場」づくりを推進するため、「空き 家、空き店舗等情報登録制度」を設けています。
多世代交流事業 【高齢者委いきいき 課】	老人福祉センターにおいて、高齢者と子どもが交流できる囲碁教室や昔遊び、コ ンサート等を実施します。また、学生団体と協働して様々な世代の人々が交流でき るような催しを企画して実施します。
三世代交流事業 【みらいふる鎌倉（鎌 倉市老人クラブ連合 会）】 【鎌倉漁業協働組合】	こどもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワ ークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。
子育て支援行事等の開 催、子育て支援グルー プとの交流＜重複＞ 【こども支援課】 【かまくら子育て支援 グループ懇談会】	ダンスや芋ほり等の体験講座「かまくらママ’ Sカレッジ」や、鎌倉女子大学と かまくら子育て支援グループ懇談会と協働で行う「かまくらママ&パパ’ Sカレ ッジ特別企画」など、子育て中の親子が集い親自身のリフレッシュとなるような講座 等を開催します。 0歳からの託児つき講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけを つくり、子育て中の母親の声を行政に届ける橋渡しの役目を果たします。
放課後かまくらっ子 【青少年課】	放課後かまくらっ子は、国が示す放課後児童対策の鎌倉版として、すべての児童 にとっての放課後の安全で健やかな居場所づくりを行い、アフタースクール（放課 後子どもひろば）と放課後児童クラブ（子どもの家）を一体的に実施するもので、 鎌倉市内の市立小学校ごとに実施します。 放課後かまくらっ子では、地域住民等の参画を得て、多様な活動・体験などを行 う放課後子供教室（国が示す地域学校協働活動の一環）を実施します。
各種育成事業 【青少年課】 【生涯学習課】 【生涯学習センター】 【中央図書館】	こどもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支 えます。 青少年指導員や青少年協会と協働し、こどもたちの多様な遊びや体験及び交流の 機会づくりを推進します。
スポーツ活動の推進 【スポーツ課】	こどもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を 見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上を図り、健やかに成長することを目的に、 スポーツイベントやジュニアスポーツ表彰表彰などを実施し、様々なスポーツ体験 ができる環境づくりを進めます。
博物館の教育普及事業 【生涯学習課】	鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館では、市内の小中学生向けに年間パスポート を配布している他、鎌倉の文化財の実物展示や学芸員によるこども向けの展示解 説、ワークショップなど、鎌倉の歴史や文化を実地で学べるイベントを実施してい ます。また、（仮称）鎌倉ミュージアムの事業では、市域全体を博物館と見立て、 博物館と地域、こどもたちがともに鎌倉の歴史遺産を調査するフィールドワークを 行います。これらの取り組みを通じて、こどもたちが地域への愛着を育み、鎌倉を 誇りに思えるように支援します。
日本遺産事業 【観光課】	鎌倉市が事務局となっている日本遺産いざ鎌倉協議会を通じ、日本遺産「いざ、 鎌倉」のストーリーや構成文化財を周知することで、鎌倉の歴史・文化についての 意識を育み、歴史・文化等の学習に役立てます。
環境教育の推進 【環境政策課】	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にする心を育む 環境教育の充実に努めます。

主要施策（３）こどもまんなかの居場所づくり

多くのこども・若者が、年齢を問わず、お互いの個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、地域や社会全体で支えていくことが必要です。

こども・若者の居場所とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、それぞれが思い思いに好きなことをして過ごすことで、その場所や時間、そこで生まれる人とのつながりなど、すべてが居場所になり得るものであって、その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、居場所づくりを進める必要があります。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所を「ふやす」取組を進めます。

また、すでに地域にある多様な居場所や、既存の公共施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所として「ひろげる」ことができるような取り組みを行うとともに、こども・若者自身が「行きたい」「居たい」と思える場所を容易に見つけられ、選びやすくし、こども・若者と居場所が「つながり」、新たな交流が広がるよう、わかりやすい情報発信や広報を行います。

【寄せられた意見】

- ・ 家や学校、塾以外での居場所がほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 「こどもの居場所」を増やしてほしいです。悩みがある人もない人も気軽に立ち寄れるような、第２の家のようなイメージの施設があれば嬉しいです。鎌倉市にもすでに存在していることは知っていますが、増やしてほしいのと、常に開いていてウェルカムしてくれる、子どもたちの心の拠り所となる施設も作って頂きたいです。遊びも勉強も気軽に相談できる場所があれば、より子どもたちの生活が充実すると思います。助け、居場所がなくて困っている子どもたちがいることを知ってほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ グラウンドや体育館などスポーツができるところを増やしてほしい。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 「ふやす」こども・若者の多様な居場所づくりをさらに推進する必要があります。
- 「ひろげる」既にある居場所について、当事者の意見を聞きながら、よりよい居場所となるよう取組を進める必要があります。
- 「つなぐ」居場所に関する情報をまとめ、可視化するなどの形でこども・若者と居場所をつなぐ取組を進める必要があります。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
冒険遊び場協働運営事業 【こども支援課】 【協働事業者】	旧梶原子ども会館にて常設の冒険遊び場を運営しています。 こどもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然のなかでの遊びを展開することで、こどもたちの育ちを支援します。こども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。（木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。） さらに、子育てに関する情報発信や情報提供や、地域交流を促進するためのイベントを開催します。
子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流＜重複＞ 【こども支援課】 【かまくら子育て支援グループ懇談会】	ダンスや芋ほり等の体験講座「かまくらママ'Sカレッジ」や、鎌倉女子大学とかまくら子育て支援グループ懇談会と協働で行う「かまくらママ&パパ'Sカレッジ特別企画」など、子育て中の親子が集い親自身のリフレッシュとなるような講座等を開催します。 0歳からの託児つき講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけをつくり、子育て中の母親の声を行政に届ける橋渡しの役目を果たします。
子育て支援センターの充実 【こども家庭相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。
児童育成支援拠点事業 【こども家庭相談課】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童の居場所となる場を開設し、個々の児童とその家庭の状況に応じた支援を包括的に提供する。
放課後かまくらっ子 【青少年課】	放課後かまくらっ子は、国が示す放課後児童対策の鎌倉版として、すべての児童にとっての放課後の安全で健やかな居場所づくりを行い、アフタースクール（放課後子どもひろば）と放課後児童クラブ（子どもの家）を一体的に実施するもので、鎌倉市内の市立小学校ごとに実施します。 また、放課後かまくらっ子に中高生や大学生を中心とした若者が参画できる機会を充実させることで、こども・若者と居場所がつながり、新たな交流が広がるよう進めます。
中高生の居場所COCORU かまぐらの運営【青少年課】	鎌倉青少年会館を利用した中高生の居場所、COCORUかまぐらを運営します。中高生が思い思いに過ごせる場、中高生のやってみたいが実現でき、新たな出会いやつながりが創出される場として、中高生による運営委員会とともに良い居場所づくりを進めます。
わかたまの運営【青少年課】	若者が自習・読書ができるスペース「わかたま」を運営します。意見箱や交換ノートなどにより若者利用者から意見を聞きながら環境充実に努めます。
フリースクール等利用児童生徒支援補助金事業【青少年課】	不登校傾向にある児童生徒がそれぞれの特性に合った通いの居場所を確保し、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、フリースクール等を利用する児童、生徒の保護者に対し、利用料の一部を補助する支援を行います。

主要施策（４）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもの誕生前から青年期にいたるまでのライフステージに応じて、こども・若者には適切な保健・医療を提供することが重要です。その際、身体的な健康だけではなく、精神的な健康にも配慮することが求められます。今後も、こどもや若者へのライフステージに応じた切れ目のない保健・医療に関する情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化に取り組んでいきます。

【寄せられた意見】

- ・ 自分の病気などの相談ができる所を知りたいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 私自身学校で先生や先輩や同級生との関係に悩み、不登校になりました。もっと学校でも先生のふるまいや学校でのトラブルを気かけられるような対策をしてほしいです。またフリースクールやそれ以外でも不登校の子や何か悩みをかかえている子や学習面での不安（学校以外での学びの場）を支えられるような対策、そのような施設への支援も行ってほしいです。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 妊娠前から出産、幼児期における心身の健康づくりに対する保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。
- 学童期・思春期における心身の健康づくりに対する支援の充実が重要です。
- 青年期における継続的な健康づくりへの支援が求められます。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
妊産婦及び乳幼児健康 診査 【こども家庭相談課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。
産後ケア事業 【こども家庭相談課】	産後のお母さんの心と身体の回復を図ることで、安心して子育てができるよう、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。 また、集団デイサービスを実施し、産婦の孤立を予防するとともに専門的支援の充実に努めます。
親子健康教育＜重複＞ 【こども家庭相談課】	母子健康手帳の交付、妊娠期及び産後の両親教室、離乳食教室、健康相談等を開催し、妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。
健診後のフォロー体制 づくり 【こども家庭相談課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
思春期相談体制の充実 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、こどもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立小学校全校に教育相談員を派遣します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンドを派遣します。（要事前面接） また、関連機関との連携推進のためスクールソーシャルワーカー（県事業）を活用します。さらに市独自にスクールソーシャルワーカーを配置します。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置します。Webでのいじめ相談も受け付けるとともに、いじめに限らず児童・生徒が困っていることやつらいと思っていることへの早期対応を目的として子どもSOS相談フォームを運用します。

主要施策（５）こども・若者の貧困対策の推進

こども・若者の貧困は、それによって教育や進学を狭めるだけでなく、心身の健康や衣食住、学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こども・若者の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にも広がる深刻な問題です。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本市では、こども・若者の貧困対策にあたり、教育の支援及び生活の安定に資するための支援、経済的支援などを進めてきました。

アンケート調査では、大学生などが無料で勉強を教えてくれる場所や、地域の人などと一緒に無料または低額でごはんが食べられる場所の利用希望があり、こども・若者の貧困対策につながる支援を求める意見も挙がっています。

今後も、低所得の世帯やひとり親世帯等に対して、さらなる生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等を充実させるよう、取組を進めていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 所得制限で高3の半年間しか医療費の負担が0にならなかったのも、もっと早く所得制限をなくしてほしかった。医療費の負担が0になることでより気軽に病院に相談したり、薬をもらいやすくなったと思う。（こども本人：自由意見）
- ・ 高校生になるとこれまでとは違い、教材費が家庭の負担になってきます。それに加え、大学受験するだけでも多くのお金が必要です。大学に入学しても卒業までずっと多くのお金が必要になるので、大学卒業まで支援金が欲しいです。（こども本人：自由意見）

【課題】

○経済的に困難を抱える世帯のこども・若者であっても、食事や教育に不便がないように支援していくことが重要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
生活困窮者学習・生活支援事業 【生活福祉課】	生活困窮世帯等のこどもへの学習支援や居場所づくりを支援するとともに、学習の重要性について保護者の理解促進などを通じて、こどもの高等学校への進学・卒業を支援することで、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防ぎます。
就学援助 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助する他、通級指導教室に在室する児童生徒の保護者への援助を実施します。
生活困窮者自立相談支援事業 【生活福祉課】	就労や心身の状況、家族・地域との関係性その他の事情による生活困窮者等に対し、専門相談員が一人ひとりの状況に合わせた具体的プランを作成し、他の専門機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
生活困窮者家計改善 支援事業 【生活福祉課】	生活困窮者（生活保護受給者を含む）のうち、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える者に対して、早期に生活を再建させることを目的として、専門的な観点から、適切な家計収支への助言・指導等の支援を継続的に行います。
ひとり親家庭相談 【こども家庭相談 課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施するとともに、ハローワーク等と連携して就労支援を実施します。

主要施策（６）障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援

本市では、障がいの早期発見と早期からの発達支援を保障するとともに、乳幼児期、学童期・思春期、青年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の連携した支援を行ってきました。

一方で、障がいのあるこどもの早期発見・支援については、乳幼児健診等を活用し早期発見に努め、障がいの疑いがある段階から適切な療育につなげる支援体制を充実していくことが必要です。また、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することにも取り組んでいく必要があります。

また、医学の進歩を背景として、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）など専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応を行うための地域における連携体制を強化することが求められています。

以上を踏まえ、今後も、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供していきます。

【寄せられた意見】

- ・ 障がいのある子、母親を支える仕組みづくりをお願いしたい。市がＳＴ（言語聴覚士）等をかかえていても、実際は十分に利用は出来ない。福祉の手から漏れていると感じる。学校の先生方の質もかなり悪く、インクルーシブなど夢の話だと思っている。（こども本人：自由意見）
- ・ 障がいがある子との差別がなくなるといいと思っています。本人が一番苦しみを味わっているはずですし、そこで差別がうまれたら苦しいと思うからです。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図ることが必要です。
- 障がいのあるなしに関わらず、生活する地域で安心して生き生きと生活できる共生社会の実現のために、保育所等におけるインクルージョン（参加・包容）を推進させる必要があります。
- 医療的ケア児、聴覚障がい児などを含めた専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応が求められます。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
健診後のフォロー体制づくり 【こども家庭相談課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。
相談体制の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とするこどもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。
障害児者への相談支援体制の推進 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障がいのあるこどもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。
就学相談 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力を付けられるよう就学相談の充実に努めます。
障害福祉相談員による相談 【障害福祉課】	市から委嘱を受けた相談員が、地域での社会福祉の増進と障害者の安定した地域生活を支えるための各種相談を行います。
5歳児すこやか相談 【発達支援室】	特別な支援が必要なこどもの早期発見、支援とともに、育児支援やこどもの成長・発達の確認機会として「5歳児すこやか相談」を実施します。
発達支援指導 【発達支援室】	言語聴覚及び音声機能、感覚運動、発達や育児について支援が必要なこどもに対する言語聴覚、リハビリ、発達等支援に努めます。
児童発達支援センターあおぞら園の管理運営 【発達支援室】	令和3年（2021年）4月から指定管理者制度を導入し、児童発達支援センターとして、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行っています。発達支援室への月次報告と定期打ち合わせにより、支援状況を確認しています。
発達支援システムネットワークの推進 【発達支援室】 【教育指導課】 【障害福祉課】	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とするこどもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。
発達支援サポートシステム推進事業 【発達支援室】	発達障害等支援を必要とするこどもが地域で生き生きと生活することができるように、発達障害の理解促進と地域における身近な支援者の育成を目的としたサポーター養成講座を実施し、育成した人材の有効活用の仕組みづくりを構築します。
地域における障害児支援体制整備事業 【発達支援室】	支援を必要とするこどもが幼稚園・保育所等において必要なサポートが受けられるよう、発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための講座を開催します。また、地域で相談が受けられるよう、出張相談を実施します。保護者がこどもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう、家族支援プログラム「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者同士でサポートしあえる仕組みづくりを進めます。
統合保育の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とするこどもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活のなかで、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金の交付、巡回相談や保育所等訪問支援の実施等を通じて、受入れ体制を支援していきます。
保育所等での統合保育 【保育課】	障がいのあるこどもの発達の状態に応じて、保育所等での集団生活のなかで、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
特別支援教育 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。
障がいのある児童のこどもの家・アフタースクールの受入れ 【青少年課】	ノーマライゼーションの観点から、障がいのある児童の子どもの家・アフタースクールへの受入れについて環境を整えます。
障害児通所支援施設の整備 【発達支援室】	障害児通所支援事業を実施する事業者に由比ガ浜こどもセンター及び深沢こどもセンターの一部を賃借します。バリアフリー施設の特性を活かし、重症心身障害児や肢体不自由児の受け入れを進めます。
療育関係の施設の整備 【発達支援室】	あおぞら園の改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、施設の老朽化対策を行います。
市民啓発 【発達支援室】	こどもの発達や障がいに対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努めます。

主要施策（７）児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、こども・若者に対する性犯罪・性暴力などと同様に、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい現状があります。

本市では、児童福祉法の改正を受け、こども家庭センターを設置し、訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、地域の保育所や学校、支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となってこどもや家庭を継続的に支え、虐待の未然防止、早期発見・早期対応などの虐待予防の取組を推進してきたほか、複雑化・複合化することもや家庭の課題に対応するため、重層的支援体制整備事業等を通じ制度や分野をまたいだ包括的支援を推進してきました。

今後も引き続き、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努めるとともに、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【寄せられた意見】

- ・ DVを受けたりしているのは子供ですが、親へのケアも忘れてはいけないと思います。子供はきっと心に大きくうまらないうような穴があるはずですし、親も子供への接し方が分からないという理由でなぐってしまったりしているかもしれません。メンタルケアなど人を中心から支える取り組みが必要だと思います。（こども本人：選択式回答）
- ・ ヤングケアラーの問題は、ケアを受けている対象や兄弟が十分にケアされていないことが問題。福祉や医療で捌いきれないものを子どもが背負っているのだから、関係機関に相談して改善できるような仕組みなのか。もっと広報して欲しい。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

- 児童虐待の未然防止、早期発見・対応が重要です。
- ヤングケアラーの状況を把握し、可能な限り早期発見していくことが必要です。
- 地域住民相互でこども・若者を守る意識を醸成していくことが必要です。
- 関係機関等の連携体制を強化していくことが求められます。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
児童虐待防止の啓発 【こども家庭相談課】 【地域共生課】 【教育指導課】 【教育センター】	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関とも連携し啓発活動に努めます。また、小・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」及び「相談窓口カード」を配付し、児童虐待防止を啓発します。
児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会―要対協一）の運営 【こども家庭相談課】	児童虐待問題に対応するため、要対協の枠組みのもと福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、こどもや家族への支援方法を協議し対応を図ります。
虐待の早期発見と予防 【こども家庭相談課】	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接する場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。 また、こども家庭センターが中心となり、各種事業を展開しながら、関係各課、関係機関等が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見と対応に努めます。
養育支援訪問 【こども家庭相談課】	児童の養育に支援が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、保健師等が家庭を訪問して育児に関する相談・指導・助言や、必要な支援を行います。
子育て世帯訪問支援事業＜重複＞ 【こども家庭相談課】	家事、子育て等に対し、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等に対し、育児、家事支援等を行う。
障害者虐待防止センターの運営 【障害福祉課】	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応などを行います。
ヤングケアラーへの支援＜重複＞ 【こども家庭相談課】	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、学校等の関係機関からの相談に応じ、支援団体との連携を図りながら適切な福祉サービスや支援に繋げていく。
地域子育て相談体制 【こども家庭相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センターや地域子育て相談機関における相談体制の充実に努めます。 保育所および認定こども園では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受け付けます。

主要施策（８）こども・若者の安心安全な生活環境の確保

近年、こども・若者が一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶ちません。また、社会の情報化の進展によるインターネット利用の低年齢化が進む中、こども・若者の健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も生じています。

こどもたちの生命を守り、性犯罪・性暴力を含む犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは全てのこども・若者が健やかに育つための大前提です。このため、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることとあわせ、こども・若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達 の程度に応じて、体系的な安全教育を推進していくことが重要です。

今後も引き続き、防犯・防災対策を推進するとともに、警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、こども・若者自らが危険回避できる力を養うための防犯や防災等の教育に取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

【寄せられた意見】

- ・ 不審者がいない安全な町にしてほしい。（こども本人：自由意見）
- ・ 海の街であるのにも関わらず、災害対策がまだ足りないと思う一方で、イマイチ市民に周知されていないと思います。幅広い災害に対応できる市にするべきです。（こども本人：自由意見）
- ・ 観光客が非常に多いことや、歩道が狭いことで、特に小学生などは、事故に遭いやすい所は改善してほしい。（こども本人：自由意見）
- ・ 歩道が狭い、通学路にガードレールがない。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 未然に事件や事故からこどもの生命・安全を守るために、交通安全・防犯等の対策を地域ぐるみで推進する必要があります。
- こども・若者への安全教育を推進するとともに、保護者への対処方法を含めた周知啓発を進めることが重要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
交通安全教室の実施 【都市計画課】 【保育課】	こどもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の安全な歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
スクールゾーン等の交通安全対策 【都市計画課】 【学務課】	スクールゾーン及び通学路における交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、道路のカラー舗装化等の交通安全対策を実施します。
防犯体制の充実 【地域のつながり課】	防犯アドバイザーを3名配置し、青色回転灯付自動車による地域巡回、こどもの見守り活動、防犯教室等を行います。
学校と警察の連携の強化 【教育指導課】	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童生徒・学生の健全育成に努め、こどもを犯罪等の被害から守ります。
学校警備員の配置 【学校施設課】	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置します。
歩道の整備 【道路課】	こどもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消などの整備を行います。また、鎌倉市特定道路事業計画に基づき特定経路についてバリアフリー環境整備を進めます。
公園・緑地の整備促進 【みどり公園課】	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。
住宅施策の推進 【都市整備総務課】	子育て世帯など住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の生活スタイルに合った住環境確保の支援につながる相談会を実施します。

2 ライフステージ別取組を推進します

ア こどもの誕生前から幼児期まで

主要施策（１）妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実

妊娠・出産に関し心身に不安を持つ妊婦に対して、出産前後の母体及び胎児・新生児に一貫した健康管理を行うことはきわめて大切です。また、体力的に不安定な乳幼児に対しては、疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題であり、妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策が求められています。

少子化・核家族化が進行し、子育て経験や相談相手が不足している家庭が増え、子育て家庭にとって、健康管理、相談・情報提供体制の整備の有する意義はますます大きくなっており、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中できつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備するなど、国の計画である『健やか親子21（第2次）』と整合を図りながら、市でも母子保健機能をさらに充実していく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・ 病気や発育・発達に関することについて悩んだり、気になったりしている。
（未就学児童の保護者）
- ・ 子育て支援として、小児救急医療体制の充実に力を入れてほしい。
（未就学児童の保護者）

【課題】

○妊娠前から出産、幼児期に至るまで、安心して子育てができるような、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

○悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、乳幼児健診等を推進することが必要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
不妊相談の周知 【こども家庭相談課】	県で実施している不妊専門相談センターについて、こども家庭相談課窓口及び健康相談の場等において周知します。
不妊・不育症治療費助成 【こども家庭相談課】	不妊治療や不育治療費の費用を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的支援を行います。

妊産婦及び乳幼児健康診査 【こども家庭相談課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。
保育園児の健康管理 【保育課】	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努めます。 また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。
幼稚園児の健康管理 【こども支援課】	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断、歯科健診及び尿検査等を実施します。
小児救急医療体制の推進 【市民健康課】	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間（12月～2月の日・休日は日中及び夜間）には、小児科に対応できる医師を配置するなど、関係機関と協議し小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。
産後ケア事業 【こども家庭相談課】	産後のお母さんの心と身体の回復を図ることで、安心して子育てができるよう、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。 また、集団デイサービスを実施し、産婦の孤立を予防するとともに専門的支援の充実に努めます。
健診後のフォロー体制づくり 【こども家庭相談課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。

主要施策（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障することが重要です。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に３歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援の充実が求められます。

また、こどもにとって小学校入学前は、自我が芽生え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要です。幼児期・学童期の教育を効果的に行うためには、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めることが重要です。このため、幼児教育の向上のための取組や、こどもの発達や学びの連続性を確保するために必要な幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。

本市では、保育体制の整備・充実及び保育内容の充実、保育サービスの質の確保、地域での預かり等事業の充実を図ってきました。また幼稚園教諭や小学校教員への研修等により、幼稚園・認定こども園・保育所及び小学校の関係者が連携し、質の高い幼児教育が保障されるよう努めてきました。

今後、多様なニーズを踏まえた体制整備を図るとともに、その体制を維持するための、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を進めることが求められます。また、質の向上や連携体制の強化を通じて、こどもの教育を充実させていくことが求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 我が家から歩ける距離に保育園がなく過去に毎日2.5キロかけて送迎していました。保育園整備すすめてほしいです。(未就学児童の保護者：自由意見)
- ・ 保育環境の充実には、保育園、保育士さんへの支援も重要だと思います。(未就学児童の保護者：自由意見)
- ・ 幼児期の発達支援と小学校からの支援級では管轄が違うこともあり、発達支援で少しずつ積み上げた子どもに関する理解や情報をうまく引き継ぐのが大変になりうる。可能であれば組織を跨いだ連携を勧めていただけると、障がい児を育てている親としては非常にありがたい。(未就学児童の保護者：自由意見)

【課題】

○母親の就労状況の変化・休日保育・一時的な預かりなどの多様なニーズなどを踏まえた体制整備を図るとともに、その体制を維持するための、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を進める必要があります。

○質の向上や連携体制の強化を通じて、こどもの教育を充実させていく必要があります。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
通常保育事業 【保育課】	教育・保育施設及び地域型保育事業において、保護者が就労をしているなど、子ども・子育て支援法に定められている「保育を必要とする児童」に対して保育を実施します。 また、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を図るなど、通常保育事業の充実を図ります。
拠点保育所の整備 【こども支援課】 【保育課】	平成30年（2018年）5月策定の拠点保育所整備方針に基づき、市内5地域に1園ずつ配置している拠点保育所のうち、老朽化等により機能に課題を抱えている園の整備を検討します。
保育施設の整備・活用 【保育課】	保育の安全確保、産後の休業及び育児休業後における保育所入所希望者の増など多様化する市民ニーズへの対応及び待機児童の解消を目指し、保育施設の環境整備を図ります。
保育所における食育の推進 【保育課】	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年（月）齢別食育計画」に沿った食育を推進します。
一時預かり事業 【保育課】【こども支援課】	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。
ファミリーサポートセンター事業 【こども家庭相談課】	育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。
幼児教育に関する研究・研修 【教育センター】	幼児教育に理解を深め、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めるよう、教員の研究・研修活動支援の一層の充実を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。
幼児教育の振興 【こども支援課】	幼児教育の振興及び充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。
教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 【こども支援課】 【保育課】	幼稚園及び認可保育所が認定こども園への移行を希望する場合に必要な支援を行います。

イ 学童期・思春期

主要施策（１）資質・能力の育成に向けた学校教育の充実

こどもの健全な育成を進めるためには、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるよう、資質・能力の育成に向けた教育を充実していくことが重要となります。

本市では、学校教育においては、新しい時代に必要となる資質・能力の育成、いじめへの対応、不登校児童生徒への支援等を行ってきました。一方で、アンケート調査結果では、「授業がわからないから」学校が楽しくないと答えるこどもも一定数みられました。また、「自分にはよいところがある」と思わないこどもも少なからずいる現状も明らかとなっています。

今後も、児童生徒一人一人のよさや可能性に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育を推進するとともに、自己肯定感の醸成・規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が求められています。また、そのような教育を効果的に実施するために、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、指導・運営体制の充実の一体的な推進、学校における働き方改革や処遇改善が求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 自分は、将来なにやりたいかとか、どの高校に行きたいとか考えることはないし、考えようとしてこなかったです。でも、今後なにかをやっていく上で、人のやくに立ち、自分の生きていく価値を自分で見つけたいです。正直、今の自分はたいしたとりえもないし、自分ってどんな奴って聞かれたら、悪い所しか上げないような、自分への思いでした。でも、今後人のやくに立ち、何かたっせい感を得ることで、生きる価値、生きる意味を見つけないと思っています。個人的感想ですが、その人の夢や、生きる価値などを話し合う教材をとり入れてみてはどうですか？道徳の授業なんかで「分かり合う。理解し合う。」を題材にしたら、良いのかなと思います。自分の知らない所、他人の知らない所を知れる良い機会になる人が多くいるのではないのでしょうか？また、自分の意見を言え、自信などにもつながるのではないのでしょうか？（こども本人：自由意見）

【課題】

- 児童生徒一人一人のよさや可能性に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育が必要です。
- 自己肯定感の醸成などの取組みが重要です。
- 教職員の働き方改革などにより、教職員の力が存分に発揮できる環境の整備が必要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
心の教育の推進・道徳教育の充実 【教育指導課】 【教育センター】	生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。
国際社会への対応 【教育指導課】	外国人英語講師（ＡＬＴ）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実に努めます。
情報化社会への対応 【教育指導課】	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内ＬＡＮの整備を進めるとともに、ＩＣＴを活用した施策の充実に努めます。
学校における食育の推進 【教育指導課】 【学務課】	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 児童生徒に対する食育の推進については、全ての小・中学校を栄養教諭を中核としたネットワークに組み込み、栄養教諭による食育指導が行える体制を整備するとともに、教職員を対象とした食育研修会を実施します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。
読書活動の推進 【教育指導課】 【中央図書館】	「学校図書館専門員」「読書活動推進員」を小・中学校へ配置するなど、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを進めます。 「第４次鎌倉市子ども読書活動推進計画」に沿って、学校、図書館、地域、家庭が連携し、学校図書館に関わる教員・司書教諭・学校図書館専門員・読書活動推進員と連絡調整及び研修を行うことで児童生徒の読書環境整備を図ります。
児童生徒理解研修会の実施 【教育センター】	教員として必要な児童生徒の理解、教育相談に係る支援の方法を学び、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。
郷土学習・地域学習 【教育センター】	教育センター発行の「かまくら」、「私たちの鎌倉」、「鎌倉の自然」、「かまくら子ども風土記」などを活用し、各教科や総合的な学習の時間などで鎌倉市における地理、社会事象、歴史・文化等の学習に役立てます。
コミュニティスクールの実施 【教育指導課】	社会に開かれた教育課程の実現のため、学校と地域が連携してよりよい教育環境を作り上げる。
スクールアシスタント・学級 介助員の派遣 【教育指導課】	特別支援学級・通常級に在籍する児童生徒の支援や介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるためのスクールアシスタント・学級介助員を派遣します。
安全で快適な学校教育環境の 整備 【学校施設課】	老朽化が進行している学校施設の整備を計画的に推進するとともに、防災対策及びトイレ等衛生設備の整備を行います。
教育相談事業の充実 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、こどもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、市立小学校全校に教育相談員（心理職）を派遣するとともに、各中学校を中心にスクールカウンセラーを派遣（県事業）し、関連機関との連携推進のためにスクールソーシャルワーカー（市事業・県事業）が市内小・中学校を巡回します。さらに、鎌倉市立小・中学校に通う児童生徒に貸与しているタブレット端末を利用した子どもＳＯＳ相談フォームを運用します。
いじめへの対応 【教育センター】	いじめ問題の早期発見・早期解消を図るため、教育センター相談室でいじめ相談ダイヤル、Ｗｅｂでの相談受付を行います。また、教育センター相談室において、教育相談員（心理職）が相談を行うとともに、各小学校に教育相談員を定期的に派遣（市事業）、各中学校を中心にスクールカウンセラーを派遣（県事業）し、児童生徒を支援します。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
不登校児童生徒への支援 【教育センター】	不登校で悩んでいる児童生徒に対する教育支援のための教育支援教室「ひだまり」を運営し、学校と連携しながら学校生活や社会生活において児童生徒の力が発揮できるよう支援します。また、児童生徒に寄り添うため、メンタルフレンド（登録学生）を派遣します。
いじめ問題対策 【教育指導課】	いじめ防止等に向けて、学校、地域関係機関、団体等が連携した取組を円滑に進めるための「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しています。また、「学校いじめ防止基本方針」の改定を行い、リーフレット「いじめのない学校を目指して」を指導方法及び支援体制の点検と改善に活用しています。
かまくらULTLAプログラム 【多様な学びの場づくり担当】	学校での学習に馴染めず、学校に通うのがつらいと感じている児童生徒を対象に、児童生徒の認知特性のアセスメント業務を行うとともに、児童生徒一人ひとりの特性や興味関心等に応じた体験活動を基盤とした探究型の学習プログラムを実施します。
学びの多様化学校（不登校特例校） 【多様な学びの場づくり担当】	令和7年度から「学びの多様化学校（不登校特例校）」である鎌倉市立由比ガ浜中学校を設置し、不登校を経験した生徒のための新たな学びの場を確保します。
校内フリースペース 【多様な学びの場づくり担当】	自分の学級に入りづらい児童生徒等が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる「校内フリースペース」を全ての市立小中学校に整備します。

主要施策（２）こども・若者の健全な成長への支援

こども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。そのこどもが、自身を取り巻く社会環境のなかで、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮することが望まれます。そのためには、こども・若者がひとを思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経て自己を確立し、自立した個人として成長して地域とともに生きていくことができるよう見守る必要があります。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等に関する有害な情報が簡単に入手でき、こども・若者に関わる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。この傾向は、スマートフォン等の普及とともに、ますます助長されています。

一生のなかでもっとも心身が発達する時期である学童期・思春期のこどもたちの成長過程を見守りつつ、相談などの支援体制を準備しておく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・ 自分の性別が受け入れられない。性別というカテゴリが苦手。（こども本人：自由意見）
- ・ 図書館の本が少ない、借りたい本が置いてない（こども本人：自由意見）

【課題】

○こども・若者の健全な育成を図るため、学校にとどまらない様々な活動を通してこどもを見守っていく必要があります。

○思春期教育やいじめ相談体制を充実させ、心の問題への対応を強化していくことが求められます。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
青少年健全育成活動 【鎌倉市青少年指導員 連絡協議会】 【青少年協会】 【青少年課】	こども・若者の多様な体験・交流の機会づくりを進めます。 また、様々な活動を通してこども若者の健全な育成環境の整備に努めます。
若者主体の活動の促進・支援【青少年課】	ジュニアリーダーズクラブの活動を推進します。 また学生団体による活動やCOCORUかまくらでの中高生による活動など、若者が主体となって行う活動を促進・支援します。
学校における思春期教育の充実（重複） 【教育指導課】 【こども家庭相談課】	学校での学習に馴染めず、学校に通うのがつらいと感じている児童生徒を対象に、児童生徒の認知特性のアセスメント業務を行うとともに、児童生徒一人ひとりの特性や興味関心等に応じた体験活動を基盤とした探究型の学習プログラムを令和3年度に新たに企画、実施しました。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
思春期相談体制の充実 〈重複〉 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立小学校全校に教育相談員を派遣します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンドを派遣します。（要事前面接） また、関連機関との連携推進のためスクールソーシャルワーカー（県事業）を活用します。さらに市独自にスクールソーシャルワーカーを配置します。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置します。Webでのいじめ相談も受け付けるとともに、いじめに限らず児童・生徒が困っていることやつらいと思っていることへの早期対応を目的として子どもSOS相談フォームを運用します。
本・情報の環境整備 【中央図書館】	こどものこころの安定や充実のために、学校、その他子ども関連施設と連携し、図書館やこどもに関わる施設の蔵書の充実に努めます。

ウ 青年期

主要施策（１）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

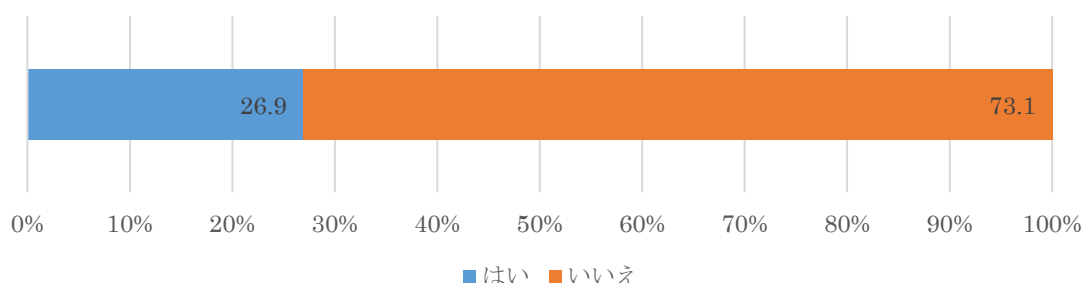
青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしながらも、同時に社会的な役割や責任に対する不安などを感じる時期でもあります。

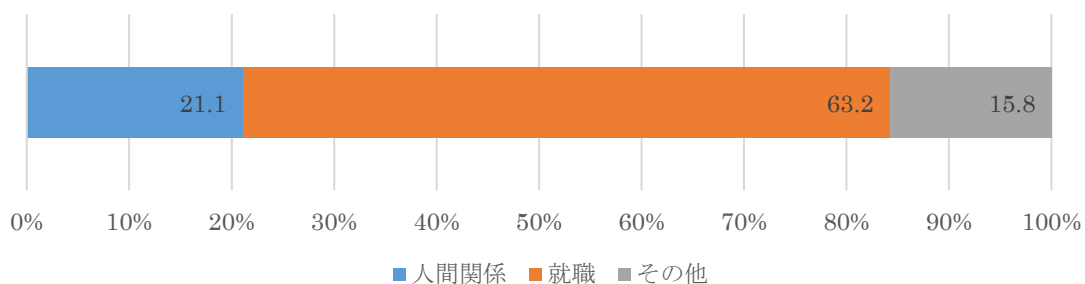
近年、全国的にひきこもりや若年無業者（ニート）など若者の自立をめぐる問題が深刻化しており、様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

本市では、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実するとともに、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を通じて支援を行っています。今後も引き続き、支援を継続することで、悩みや不安を抱える若者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めます。

悩みや困っていることはありますか



悩みや困っていることはどのような内容ですか



令和2年成人のつどいアンケート結果より

【課題】

○ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

○さまざまな媒体を用いた情報発信を行うことが重要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
相談事業【教育センター】	不登校など主に学校生活になじめない児童生徒に対して興味や関心等に応じたプログラムを提供します。
就労支援事業【商工課】	不登校・ひきこもり・ニートなど自立に悩む若者の家族向けセミナー、相談を実施します。
包括的支援体制推進事業【福祉総務課・高齢者いきいき課】	相談支援包括化推進業務を実施し、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を整理することで、複合的な課題を抱える世帯の課題解決を図ります。
消費者自立支援事業【地域共生課】	消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努めます。
ひきこもり対策推進事業【生活福祉課】	ひきこもり状態にある方とその家族に対する相談・支援を行います。
成人保健事業【市民健康課】	こころの健康づくりに関する相談を行います。

3 子育て当事者への支援の取組を推進します

主要施策（１）経済的支援の充実

全ての子育て当事者が安心してこどもを育てることができる環境を整備するためには、子育てに係る経済的負担を軽減するための支援が欠かせません。特に、ひとり親家庭、障がい等の困難を抱えるこどもを持つ家庭は、経済的負担がより大きくなることが考えられるため、充実した支援で支えていくことが求められます。

本市では、これまでも児童手当等の養育費支援、就学援助等の教育費支援を行うことで全ての子育て当事者が負担を感じることなく子育てに取り組めるよう支援を行ってきました。また、医療費助成、ひとり親家庭への助成、障がい等をもつこどもとその家庭などへの助成を通して、特殊な環境に置かれた子育て当事者であっても負担なく子育てに取り組むことができる環境の整備を推進してきました。

しかしながら、近年の社会情勢の不安定化やそれにともなう物価高等は、子育て家庭の経済状況に大きな影響を及ぼしています。市民へのアンケート調査においても、依然として経済的支援を求める声が多数寄せられているのが現状です。こうした状況を受け、引き続き充実した支援の展開に取り組むとともに、支援の網からこぼれおちる子育て当事者が出ないように、さらなる体制の強化を図っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 子育て支援では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」に力を入れてほしい(未就学児童の保護者：選択式回答)。
- ・ 親の年収で医療費の負担額が違うのはおかしいとおもった。僕は小さい頃に手術をした時に子供の医療格差を知った。命は平等のはずじゃないんですか？(こども本人：自由意見)
- ・ お金の心配をしないで進学できるようにしたい。病院のお金が最近かからなくなって我慢しなくてよくなった。コロナの時に僕の家には10万円がなくて不平等だと思った。平等にしてほしい。きょうだいが多くて進学が心配。安心して学校に行きたい。(こども本人：自由意見)

【課題】

- 安心して子育てに取り組むことができる環境を整備するため、養育費・医療費・教育費などの子育てにかかる経済的負担を軽減する必要があります。
- ひとり親家庭や障がいのあるこどもの家庭などの家庭状況等に応じた支援体制を適切に整備・充実していく必要があります。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
児童手当 【こども家庭相談課】	児童手当法に基づき、中学修了前(18歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育する父母等に支給します。
在宅子育て家庭支援 【こども家庭相談課】	妊娠中の者、在宅で就学前のこどもを養育している保護者又は小学生までのこどものいる家庭で同一世帯の家族が病気になる等、育児又は家事支援を必要とする保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。
妊婦のための支援給 付交付金交付事業 <重複> 【こども家庭相談課】	妊婦であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後に「妊娠しているこどもの数×5万円」を支給します。
ひとり親家庭等の医療費の助成 【こども家庭相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。
児童扶養手当 【こども家庭相談課】	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。
ひとり親家庭等への貸付制度 【こども家庭相談課】	ひとり親家庭等の経済的な自立を図るため、生活資金等の貸付けを実施します。
ひとり親家庭等の家賃の助成 【こども家庭相談課】	ひとり親家庭等に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。
ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 【こども家庭相談課】	ひとり親家庭等のこどもが大学又は短期大学に進学するに当たり、支度金を交付します。
遺児卒業祝金の贈呈 【こども家庭相談課】	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を贈呈します。
下水道使用料の減免 【下水道経営課】	児童扶養手当または特別児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、1月当たり8立方メートル分までの下水道使用料を減免します。
障害者医療費助成 【障害福祉課】	一定程度以上の障がいがある障害者の入通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。
特別児童扶養手当 【こども家庭相談課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障がいのある児童（20歳未満）の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。
障害児福祉手当 【障害福祉課】	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方を対象に、国の手当を受給します。
障害者福祉手当 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。
地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費<重複> 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等）を必要とする障害児がサービスを利用した場合に、その利用者負担額を助成又は免除します。
障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は障害者福祉有償運送利用券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。
補装具・日常生活用具の交付 【障害福祉課】	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
小児医療費助成 【こども家庭相談課】	0歳～高校3年生の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。
未熟児養育医療事業 【こども家庭相談課】	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費（入院時食事代を含む）を助成します。
不妊・不育症治療費助成 【こども家庭相談課】	不妊治療や不育症治療の費用を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的支援を行います。
幼児教育・保育無償化事業 【こども支援課】 【保育課】 【こども家庭相談課】 【障害福祉課】	3歳児から小学校就学前までのこどもと住民税非課税世帯の0～2歳児のこどもを対象に、幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設等、障害児の児童発達支援等の利用料を無償化します（一部上限があります）。
就学援助 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助する他、通級指導教室に在室する児童生徒の保護者への援助を実施します。
実費徴収に係る補足給付事業 【こども支援課】 【保育課】	特定教育・保育施設等が購入する日用品等の費用及び私学助成の幼稚園における副食費を保護者から実費徴収する場合、その費用の一部を補助します（低所得者世帯等が対象）。
就学援助金 【学務課】	経済的理由により、高等学校への就学が困難な保護者等に、学用品・教科書費などの一部として就学援助金を支給します。
鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 【こども支援課】	小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業を利用しており、幼児教育・保育無償化の対象となっていない3歳～小学校就学前までのこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、利用料を助成します。

主要施策（２）家庭教育の充実

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行う家庭教育は、こどもの健全な成長のために欠かすことができない重要な要素です。そのため、保護者が学ぶことへの支援が必要です。特に、身近に相談相手がない状況にある保護者に対しては、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが重要になります。

本市では、地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育環境の充実を図ってきました。アンケート調査結果からも、こどもへの教育などの子育てに影響すると思われる環境について「家庭」が最も高い割合を示すなど、こどもへの教育に対する家庭での役割の重要性が引き続き挙げられています。

今後も、保護者の子育てに関する知識や技術の向上、子育てに対する理解の促進を支援するため、様々な学習や体験の機会を充実していきます。

【寄せられた意見】

- 子ども達の声のうるさいと感じてしまう大人に悲しい思いです。昔のように外で思いきり遊ばず、いつも大人に監視されているようでかわいそうです。鎌倉は大らかさが足りないように感じています。もっと子ども達をみんなで育てるという温かいまなざしがほしいです。
(小学生から高校生の保護者：自由意見)

【課題】

○保護者の知識や技術向上、子育てに対する理解促進を支援していくことが求められます。

○身近に相談相手がない保護者に対し、家庭教育支援を積極的に行っていくことも重要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
両親学級 【こども家庭相談課】	妊娠及び出産後の母体の保護、日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。
親子健康教育＜重複＞ 【こども家庭相談課】	母子健康手帳の交付、妊娠期及び産後の両親教室、離乳食教室等を開催し、妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。
育児教室 【こども家庭相談課】	離乳食や育児の話のほか、親子遊び、育児相談等を通して、乳幼児の健やかな心身をはぐくむ支援を行います。
エンジョイ子育て応援講座【こども家庭相談課】	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とこどもを対象に、ベビープログラムやペアレントトレーニングを実施します。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
学習情報の収集と提供 ＜重複＞ 【生涯学習課】 【鎌倉市生涯学習推進委員会】	こどもや保護者等の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。 （生涯学習情報誌「鎌倉萌」の発行）
ブックスタート事業の推進 【中央図書館】 【こども家庭相談課】	6、7か月児育児教室において、市内全6か月児へ絵本の入ったブックスタートパックを配布し、実演を通じて、わらべうた・絵本の読み聞かせの仕方などのアドバイス・乳幼児の保護者向け図書館活用ガイドを行います。
多文化資料の充実、見える化・世界のおはなし会の開催 【中央図書館】	日本語を母語としないこども及びその保護者への支援、活躍の場づくりなど多文化社会への対応のため資料の充実・見える化、世界のおはなし会を開催します。
学習パック・読書パックの小中学校等への貸出 【中央図書館】	学習カリキュラム等に必要な資料について、小中学校のほか市内のこども関連施設への貸出、リストの作成・配布を行い、こどもの豊かな学びを支援します。

主要施策（３）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

保護者が安心して子育てを行うためには、身近な場所で地域とつながる機会の確保や担い手となる方たちの活動が欠かせません。また、子育てを地域ぐるみで支援していくためには、地域活動の担い手の育成が必要不可欠です。

本市では、子育てに係る市民やNPO等との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、協働事業や活動への支援を行ってきました。

今後も、講演会やサロン活動、地域福祉活動を支援するとともに、ネットワーク体制の充実に取り組んでいきます。また若者を中心に子育てを応援する機運を醸成するなどにより、担い手として育成していくことに取り組んでいきます。

【寄せられた意見】

- ・ 長女22才次女17才小さい時の子育て中はずっと専業主婦で実家も近いので子育て環境や支援について特に困った事はありませんでしたが最近頼まれて小児科（近所の）の受付の仕事をするようになって若いお母さん達は仕事をしている人が多く大変そうで病児保育という言葉を知りました。小児科で我々（子育て先輩？）に話を聞いてもらえるだけでホッとするとわれ、ゆくゆくは資格をいかし、子育て卒業ママと子育て中ママの気軽なサロンの事ができればと思っています。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 鎌倉は歴史的にいろいろ学べる場所があるので、そういう所の整備や知識人による講義が受けれるワークショップなどがもっとあると良いと思う。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ ボランティア活動をしてみたいけれども、どこで募集しているのかが分かりません。色々な人に伝わるようにしてほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 外国人と関われる、英語が使える機会があったら参加したいです。（ボランティアとか）。（こども本人：自由意見）

【課題】

○市民やNPO等との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めることが必要です。

○若者を中心とした地域活動の担い手の育成が必要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
ネットワークの推進 【こども支援課】	こども関連のすべての機関・団体が、こどもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるようネットワークづくりを促進します。
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動 【生活福祉課】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行います。 主任児童委員は、子育てサロンなどの地域の親子が集い、一緒に遊んだり、仲間づくりの場を提供したりすることで、地域の子育て支援を行っています。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流〈重複〉 【こども支援課】 【かまくら子育て支援グループ懇談会】	ダンスや芋ほり等の体験講座「かまくらママ’ Sカレッジ」や、鎌倉女子大学とかまくら子育て支援グループ懇談会と協働で行う「かまくらママ&パパ’ Sカレッジ特別企画」など、子育て中の親子が集い親自身のリフレッシュとなるような講座等を開催します。 0歳からの託児つき講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけをつくり、子育て中の母親の声を行政に届ける橋渡しの役目を果たします。
冒険遊び場協働運営事業〈重複〉 【こども支援課】 【協働事業者】	旧梶原子ども会館にて常設の冒険遊び場を運営しています。 こどもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然のなかでの遊びを展開することで、こどもたちの育ちを支援します。こども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。（木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。） さらに、子育てに関する情報発信や情報提供や、地域交流を促進するためのイベントを開催します。
若者主体の活動の促進・支援【青少年課】	ジュニアリーダーズクラブの活動を推進するとともに、学生団体による活動やCOCORUかまくらでの中高校生による活動など、若者が主体となって行う活動を促進・支援することで地域の担い手を育成します。

主要施策（４）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

子育てと仕事を両立するためには、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行い、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

本市では、これまで育児休業に関する情報発信等を行うとともに、父親の子育てへの参加を促し、子育てに関して、父親・母親が「ともに支え、ともに育てる」子育てを促進してきました。その結果、育児休業の取得率は父親・母親ともに増加傾向にあるとともに、アンケート調査でも子育てを主に行っているのは「父親・母親」であるとする保護者が増加しつつあります。一方で、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの理由で育児休業を取得しなかった保護者（特に父親）も依然として一定数みられるのが現状です。

今後も引き続き、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていくほか、一事業者として子育て支援サービスの充実、男性の家事・子育てへの積極的な参画を促進するための学習機会の提供や情報発信等を行っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 仕事と育児の両立は心身的にしんどいことがあり、他のことは何もできていない。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 出産後しばらくは産後のひだちが悪くて赤ちゃんのお世話が辛かったです。仕事復帰してからは働くことが子育ての息抜きになった部分もあり、両立が楽しく感じるようになりました。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 学校行事で仕事を休む際は有給休暇を利用していた。子ども毎に学校行事等がバラバラにあると、仕事も休みにくかった。授業参観など出席できないことも多かった。有給休暇が、家族で過ごす時間などリフレッシュにあてられなくなってしまう心配もあった。自分も含め、働く人の意識の改革や、休暇の内容によっては有給休暇でない子育て休暇のような休暇があってもいいのではないかと考えている。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

- 父親と母親がともに子育てに参加できるよう、育児休業等についての市民や事業主に対する周知啓発や、育児休業を取得させやすくするための支援が必要です。
- 一事業者として、いきいきと働き続けていける職場の実現に向けた取組を進める必要があります。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
父親への育児支援 【こども家庭相談課】	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。
両親学級 【こども家庭相談課】	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。
男女共同参画社会づくり 【地域共生課】	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくらジェンダー平等プラン」に基づき、育児休業制度の普及・啓発活動などの施策の展開を図ります。
道徳教育での啓発 【教育指導課】	主として人とかかわりに関することのなかで、「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解」することについて、問題解決的な学習や、体験的な学習を通して学びます。
特別活動での啓発 【教育指導課】	学級活動のなかで、「男女相互の理解と協力」について、自主的、実践的に取り組むことを通して学びます。
就労環境改善への支援 【商工課】	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及、短時間勤務やテレワークの利用などについて、啓発活動を行います。
就労情報の提供 【商工課】	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。
育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備 【商工課】	育児休業に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。
女性の就労支援 【商工課】	働くことに悩む女性を対象に、就労情報の提供を行い、就労への動機付けを行います。あわせて、子育てや介護などによる就労ブランクのある女性の再就職支援を行います。
女性の起業支援 【商工課】	起業家スタートアップ支援において、女性を含む若年層等の起業準備者に対し、起業化に向けた支援を行います。
「鎌倉市特定事業主行動計画」の推進 【職員課】	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。

主要施策（５）子育て情報提供の充実

子育て当事者が安心して子育てに臨むためには、子育てに関する情報を必要な時に的確に提供できる体制の整備が重要となります。そのためには、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいＳＮＳ等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化する必要があります。

本市では、子育て支援コンシェルジュ等による利用者支援や、ホームページ等を用いた情報発信に取り組んできました。

今後も、市民のニーズを踏まえた情報提供の実現に向けて、改善を進めていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 行政の機関を幾つも利用しており、子育てに関する情報を常に身近に感じる事ができました。ベビーシッターの手当（補助）がもう少し拡充すると手軽に子育てを頼めると思いました。ファミサポや小児医療制度には十分満足しています。（未就学児の保護者：自由意見）
- ・ 支援を受けるにしても関係する機関に全部自分で発して、横のつながりがなく情報共有もされない。`個人情報`という言葉で親への負担がものすごく大きいのかかっている。伝言ゲームになり、親の意見が伝わらないのも困るが、同じことを何度も話さなくてはならないのも親に負担がかかっていることも理解してほしい。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

○こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう情報発信体制を整備することが必要です。

○対面の相談支援・情報提供だけではなく、ＳＮＳ等のＩＣＴを活用したデジタルによる情報提供体制を整備・強化することが重要です。

【主な事業】

事業名 【実施・関係主体 等】	事業内容
子育て支援コンシェルジュ 【こども支援課】	身近な子育て経験者である「子育て支援コンシェルジュ」が、市役所「かまくらこども相談窓口きらきら」内の「かまくら子育てメディアスポット」やホームページ、SNSなどを活用し、子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信に協力するなど、社会全体で子育てを支える取組を支援します。

事業名 【実施・関係主体等】	事業内容
冒険遊び場協働運営事業 【こども支援課】 【協働事業者】	旧梶原子ども会館にて常設の冒険遊び場を運営しています。 こどもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然のなかでの遊びを展開することで、こどもたちの育ちを支援します。こども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。（木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。） さらに、子育てに関する情報発信や情報提供や、地域交流を促進するためのイベントを開催します。
情報発信の共生化の推進 【地域共生課】 【広報課】	市が行う情報発信の方法について現状を把握し、多様な市民に対して、必要な情報を適切に提供します。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）

1 教育・保育事業提供区域の設定

（1）幼児期の教育・保育事業

① 教育・保育事業提供区域

これまでの計画では、行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めてきましたが、行政区域を跨いだ教育・保育事業の利用が増加していることや、待機児童の解消を全市的な最優先課題としてとらえ、柔軟な対応を行う観点から、区域分けは行わず、1区域として設定します。なお、施設整備等の確保方策の実施にあたっては、地域間のバランスに十分配慮しながら行うこととします。



② 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定める事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児（教育）	こどもが満3歳以上で幼児期の教育を希望
		2号認定児（教育）	こどもが満3歳以上で幼児期の教育を希望※
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で0～2歳のこどもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児	こどもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要
		3号認定児	こどもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要

※通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

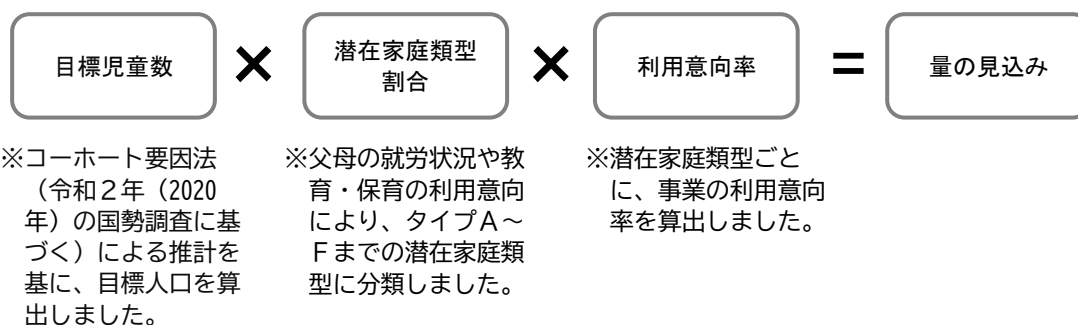
（２）地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込み

令和6年(2024年)1月に実施したニーズ調査をもとに、各事業の量の見込みを算出しました。なお、各事業の量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版ver.2)』に基づき算出しましたが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行いました。



潜在家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上と 64 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 64 時間未満と 64 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

(2) 確保方策

(1)において算出した量の見込みと比較しながら、不足が生じないよう供給計画を策定しました。

3 目標人口

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもについて、コーホート要因法（令和2年（2020年）の国勢調査に基づく）による推計を基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人口を算出しました。

（人）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	795	802	808	813	821
1歳	863	839	847	853	859
2歳	984	896	872	880	886
3歳	956	1,007	920	895	904
4歳	1,069	981	1,033	944	918
5歳	1,106	1,085	996	1,047	958
6歳	1,118	1,142	1,121	1,030	1,082
7歳	1,271	1,131	1,155	1,136	1,043
8歳	1,258	1,277	1,136	1,160	1,141
9歳	1,269	1,265	1,283	1,143	1,166
10歳	1,355	1,279	1,274	1,294	1,153
11歳	1,486	1,362	1,287	1,281	1,301
合計	13,530	13,066	12,732	12,476	12,232

（人）

鎌倉地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	192	193	193	193	194
1歳	204	206	207	207	207
2歳	231	213	215	216	216
3歳	210	235	217	219	220
4歳	247	215	241	223	225
5歳	244	251	219	245	227
6歳	229	264	271	237	265
7歳	274	233	269	276	241
8歳	298	272	231	267	274
9歳	308	301	275	234	270
10歳	342	308	301	275	234
11歳	395	344	310	303	277
合計	3,174	3,035	2,949	2,895	2,850

(人)

腰越地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	84	84	85	85	86
1歳	96	92	92	93	93
2歳	94	102	98	98	99
3歳	120	102	111	107	107
4歳	143	125	106	115	111
5歳	114	150	131	111	121
6歳	141	120	158	138	117
7歳	130	145	123	163	142
8歳	166	131	146	124	165
9歳	144	169	133	149	126
10歳	181	147	172	136	152
11歳	211	183	149	174	137
合計	1,624	1,550	1,504	1,493	1,456

(人)

深沢地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	144	150	156	162	168
1歳	181	157	164	170	177
2歳	187	187	163	170	176
3歳	198	196	196	171	179
4歳	196	203	201	201	175
5歳	244	200	207	205	205
6歳	217	252	206	214	212
7歳	285	219	254	208	216
8歳	245	288	221	257	210
9歳	263	245	288	221	257
10歳	274	267	249	293	225
11歳	284	275	268	250	294
合計	2,718	2,639	2,573	2,522	2,494

(人)

大船地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	254	253	251	249	248
1歳	251	260	259	257	255
2歳	313	259	268	267	265
3歳	288	314	260	269	268
4歳	318	295	321	266	275
5歳	342	319	296	322	266
6歳	363	343	320	297	323
7歳	393	365	345	322	299
8歳	363	396	368	347	324
9歳	388	364	397	369	348
10歳	370	390	365	399	371
11歳	410	371	392	366	401
合計	4,053	3,929	3,842	3,730	3,643

(人)

玉縄地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	121	122	123	124	125
1歳	131	124	125	126	127
2歳	159	135	128	129	130
3歳	140	160	136	129	130
4歳	165	143	164	139	132
5歳	162	165	143	164	139
6歳	168	163	166	144	165
7歳	189	169	164	167	145
8歳	186	190	170	165	168
9歳	166	186	190	170	165
10歳	188	167	187	191	171
11歳	186	189	168	188	192
合計	1,961	1,913	1,864	1,836	1,789

4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 確保方策（事業の提供体制）及び実施時期

ア 教育事業における量の見込みと確保方策

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。
(対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要率 (%)	1号認定	31.5	32.1	33.5	34.1	35.5
	2号認定(教育)※	9.0	9.1	9.5	9.7	10.0
	合計①	40.5	41.2	43.0	43.8	45.5
量の 見込み (人)	1号認定	986	986	987	985	986
	2号認定(教育)※	283	281	281	280	279
	合計①	1,269	1,267	1,268	1,265	1,265
確保 方策 (人)	特定教育・保育施設	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
	私学助成の幼稚園※	495	495	495	495	495
	合計②	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255
過不足(②-①)		986	988	987	990	990

※ 「需要率」とは、当該年齢の目標児童数に対する量の見込みの割合です。

「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。教育事業における確保方策としては「認定こども園」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のことです。なお、この幼稚園に通う幼児は量の見込みの1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

イ 保育事業における量の見込みと確保方策

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業等で保育及び教育を行います。

保育環境の整備を進めながら、待機児童の減少に努めるほか、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

市全域			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要率 (%)	2号認定(3歳以上児)		54.8	55.8	56.8	57.8	58.8
	3号認定	2歳児	64.0	66.0	68.0	70.0	72.0
		1歳児	64.0	65.0	66.0	67.1	68.0
		0歳児	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8
量の 見込み① (人)	2号認定(3歳以上児)		1,716	1,715	1,675	1,668	1,635
	3号認定	2歳児	630	591	593	616	638
		1歳児	552	545	559	572	584
		0歳児	261	263	265	267	269
確保方策 ② (人)	特定教育・保 育施設※	3歳以上児	1,737	1,737	1,758	1,758	1,758
		2歳児	483	488	490	490	490
		1歳児	424	429	431	431	431
		0歳児	251	256	258	258	258
	特定地域型保 育事業※	2歳児	58	78	98	128	148
		1歳児	54	72	90	117	135
		0歳児	17	17	17	17	17
	企業主導型保 育事業※	3歳以上児	27	27	27	27	27
		2歳児	13	13	13	13	13
		1歳児	19	19	19	19	19
		0歳児	6	6	6	6	6
過不足 (②-①) (人)	3歳以上児		48	49	110	117	150
	2歳児		-76	-12	8	15	13
	1歳児		-55	-25	-19	-5	1
	0歳児		13	16	16	14	12

※ 「需要率」とは、当該年齢の目標児童数に対する量の見込みの割合です。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。保育事業における確保方策としては「認定こども園」と「認可保育所」が該当します。

※ 「特定地域型保育事業」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。

なお、満3歳未満のこどもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る利用定員数の割合（保育利用率）の目標値は、次のとおりです。

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こどもの数①	2,642人	2,537人	2,527人	2,546人	2,566人
利用定員数②	1,325人	1,378人	1,422人	1,479人	1,517人
保育利用率(②÷①)	50.15%	54.32%	56.27%	58.09%	59.12%

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めました。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の令和11年度までに全ての量の見込みに対する確保方策を整備する必要があります。

（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

事業の概要	地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。
令和11年度の目標値	年間延べ36,610人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、事業の提供体制を維持しながら、子育て支援センターの土曜日開所の回数増に努めます。

（年間：延べ人数・箇所）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610
確保方策					
延べ人数②	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610
箇所数	6	6	6	6	6
過不足②-①	0	0	0	0	0

（２）一時預かり事業

（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）

事業の概要	幼稚園※及び認定こども園の在園児を対象に、教育課程に係る教育時間の前後に保育を行う事業です。令和5年（2023年）現在、本市では17園で事業を実施しています。
令和11年度の目標値	年間延べ41,078人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

（年間：延べ人数・実施園数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①					
1号認定	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
2号認定（教育）	41,235	40,378	38,546	37,615	36,049
合計	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078
確保方策					
延べ人数②	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078
実施園	17	17	17	17	17
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

※ 本事業における「幼稚園」は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園は含みません。

(3) 一時預かり事業（保育所等）

事業の概要	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、こどもを保育所等で一時的に預かる事業です。 量の見込みは0～2歳児を対象として、設定しています。
令和11年度の目標値	年間延べ7,810人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	保育所における一時預かり事業については、認可保育所等の整備とともに拡充していきます。また、ファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続して行います。

（年間：延べ人数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		6,237	6,061	5,917	5,869	5,776
確保方策②	一時預かり事業（保育所等）	6,406	6,406	6,406	6,406	6,406
	ファミリーサポートセンター事業	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
過不足（②-①）		1,573	1,749	1,893	1,941	2,034

(4) ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）

事業の概要	子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。令和5年（2023年）時点で、依頼会員2,386人、支援会員376人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員が63人登録しています。 量の見込みは就学児を対象として、設定しています。
令和11年度の目標値	年間延べ417人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き実施していくとともに、支援会員の増員や既存支援会員の活動率の向上を図ります。

（年間：延べ人数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		417	417	417	417	417
確保方策②		417	417	417	417	417
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。令和5年度現在、鎌倉駅周辺と大船駅周辺に1か所ずつ施設があります。
令和11年度の目標値	年間延べ1,190人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、事業の提供体制を維持します。

(年間：延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	887	857	835	818	802
確保方策②	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
過不足(②-①)	303	333	355	372	388

(6) 延長保育事業

事業の概要	保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。
令和11年度の目標値	年間573人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、認可保育所等での実施を目標とします。

(年間：実人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	618	601	587	582	573
確保方策	実人数②	618	601	587	582
	実施園	認可保育所等での実施			
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）

事業の概要	放課後かまくらっ子は、すべての児童を対象に、放課後等の時間、安全・安心な居場所を提供するとともに、地域等の方の協力を得ながら、多様な体験・活動をとおして豊かな時間を提供する事業として、子どもの家（学童）と放課後子どもひろばを一体的に実施します。 量の見込みは子どもの家を対象として、設定しています。
今後の方向性	各小学校区において放課後かまくらっ子を実施する体制を維持します。 地域等の協力を得て実施する多様な体験・活動をきっかけに、異学年交流や地域交流を広げ、地域づくりの拠点となるよう推進していきます。 量の見込みが増加する校区については、子どもの家専用区画の面積基準を満たすよう、施設整備を行います。

（年間：登録児童数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
確保 方策	小学1年生	426	417	392	388	372
	小学2年生	330	323	303	300	288
	小学3年生	232	226	213	211	202
	小学4年生	151	148	139	138	132
	小学5年生	68	66	62	61	59
	小学6年生	43	42	40	40	39
合計②		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

※ 量の見込みの実績は4月1日時点の入所申請者数です。

第一小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		98	90	80	78	72
確保方策②		98	90	80	78	72
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

第二小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		55	50	45	45	45
確保方策②		55	50	45	45	45
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

御成小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		96	92	81	72	71
確保方策②		96	92	81	72	71
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

稲村カ崎小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		29	29	21	25	21
確保方策②		29	29	21	25	21
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

七里ガ浜小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	45	46	40	39	43
確保方策②	45	46	40	39	43
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

腰越小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	60	67	63	62	55
確保方策②	60	67	63	62	55
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

西鎌倉小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	88	88	87	89	95
確保方策②	88	88	87	89	95
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

深沢小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	93	89	89	90	79
確保方策②	93	89	89	90	79
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

富士塚小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	62	59	57	55	54
確保方策②	62	59	57	55	54
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

山崎小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	73	68	64	59	60
確保方策②	73	68	64	59	60
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

小坂小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	111	113	110	107	99
確保方策②	111	113	110	107	99
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

今泉小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	43	42	44	44	36
確保方策②	43	42	44	44	36
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

大船小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	168	173	169	181	181
確保方策②	168	173	169	181	181
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

玉縄小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	131	122	112	99	94
確保方策②	131	122	112	99	94
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

植木小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	47	43	37	40	38
確保方策②	47	43	37	40	38
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

関谷小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	51	51	50	53	49
確保方策②	51	51	50	53	49
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。
令和11年度の目標値	821人を目標値として設定します。
今後の方向性	対象となる全数の訪問実施を目指します。

(人)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	795	802	808	813	821
確保方策②	795	802	808	813	821
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業の概要	保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。
令和11年度の目標値	年間延べ4人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き提供体制が確保できるよう努めます。

(年間：延べ人数・箇所)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4	4	4	4	4
確保方策②					
延べ人数②	4	4	4	4	4
箇所数	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。
令和11年度の目標値	年間延べ250人分の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を継続していきます。

(年間：延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	250	250	250	250	250
確保方策②	250	250	250	250	250
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。
令和11年度の目標値	850人を対象に、11,900回の妊婦健康診査を実施する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	本市では、鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診14回、産婦検診2回の助成を行っています。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

(年間：対象者数・延べ検診回数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	850	850	850	850	850
	検診回数①	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
確保方策②		11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(12) 利用者支援事業

事業の概要	こどもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業です。
今後の方向性	利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の定着を図ります。

(箇所)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策合計	6	6	6	6	6
基本型 特定型	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	4	4	4	4	4

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び私学助成の幼稚園における食材費(副食費)を助成する事業です。
今後の方向性	対象世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
今後の方向性	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

(15) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

事業の概要	「多様な主体が参加することを促進するための事業」として、令和3年度から国の制度として実施されました。本市でもこの制度に基づき、幼児教育・保育無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供している施設等を利用しているこどもの保護者に対し、利用料の補助を行います。
今後の方向性	申請に基づき対象施設の認定を進めるとともに、対象世帯に対し、適切な支援を行います。

(16) 産後ケア事業（新規事業）

事業の概要	専門的なケア等により、産後の心と身体の回復を図ることで、安心して子育てができるようにサポートするため、医療機関等で行う宿泊型、通所型、訪問型の事業です。 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となっていました。子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	対象者に対し希望に応じ適切な支援を行います。

【現状】（年間：延べ利用者数（人））

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	宿泊型			276	337	457
	デイサービス型			10	12	32
	アウトリーチ型			110	97	89

【量の見込みと確保方策】（年間：延べ利用者数（人））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		923	930	937	943	953
	宿泊型	695	701	706	711	718
	デイサービス型	146	147	148	149	151
	アウトリーチ型	82	82	83	83	84
確保方策②		923	930	937	943	953
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト）（新規事業）

事業の概要	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。 相談支援については、出産・子育て応援ギフト制度開始前から対象者全数へ実施してきました。 子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。 ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援） ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）
今後の方向性	引き続き対象者全数への実施を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：対象者数（人）・延べ面談回数（回））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	850	850	850	850	850
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	必要回数①	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
確保方策②		2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(18) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

事業の概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭のうち、当該事業による支援が適当であると認められる全ての家庭への事業提供を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	182	182	169	169	156
確保方策②	182	182	169	169	156
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(19) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等を対象に、当該事業による支援が適当であると認められる全ての児童への事業提供を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	20	20	20	20	20
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(20) 親子関係形成支援事業（新規事業）

事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	“虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援する“本事業の趣旨を踏まえ、支援を必要とする全ての家庭への事業周知・参加を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	35	35	35	35	35
確保方策②	35	35	35	35	35
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

事業の概要	親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。 令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。
今後の方向性	引き続き国の動向に注視しながら、受け入れ体制の整備を進めます。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉（時間）		9,856	9,680	9,152	8,976
0歳		2,816	2,816	2,640	2,640
1歳		3,344	3,168	2,992	2,992
2歳		3,696	3,696	3,520	3,344
〈必要定員数〉（人）		56	55	52	51
0歳		16	16	15	15
1歳		19	18	17	17
2歳		21	21	20	19

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

1 計画の推進体制、進行管理

子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

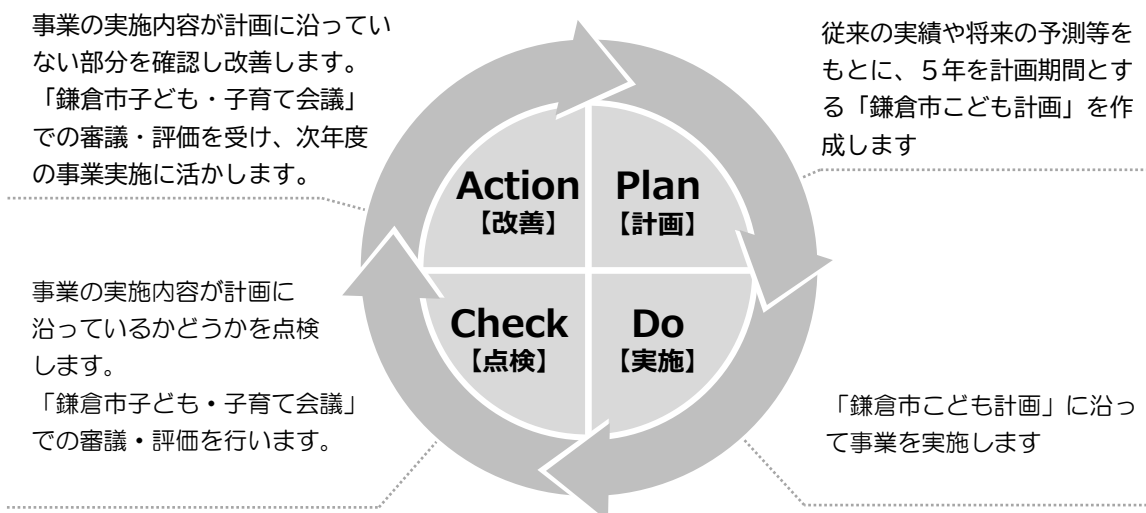
計画の進行管理については、毎年度、前年度の実施状況をまとめ、計画の実施状況を「鎌倉市子ども・子育て会議」で審議し、評価することで、次年度の事業実施に活かします。

2 個別事業の点検・評価

この計画は、PDCAサイクルによる「継続的改善」の考え方を基本とし、個々の事業ごとに計画（P）→実施（D）→点検（C）→改善（A）を繰り返すことで、事業の継続的な改善・充実を図ります。

量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



3 情報公開

毎年度計画の推進状況をまとめ、市のホームページなどを利用して公表し、市民への周知を図ります。

1 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例

全ての子どもは、限らない可能性を持っています。子ども一人一人が自らの可能性に気づき、これを伸ばし、夢や希望を持ち続けて主体的に生きていくためには、愛情をもって大切に育てられなければなりません。

子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付け、自分らしく成長するためには、地域社会から適切な支援を受けるとともに、児童の権利に関する条約の考え方にのっとり、一人の人間として尊重されなければなりません。

鎌倉市は、豊かな自然に囲まれています。また、歴史を今に伝えるものがたくさん残っており、子どもが豊かに成長していくには、大変恵まれた環境にあります。

私たちは、鎌倉市の恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会の全ての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援することができるようこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる施策を定めることにより、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいう。

(3) 地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(4) 育ち学ぶ施設の関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学し、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設の設置者、管理者、職員等をいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

(1) 子どもが、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。

(2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益が追求され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。

(3) 子どもが、成長の段階に応じて学び、生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けること。

(4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人一人の個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

(5) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもに関する総合的かつ継続的な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、支援体制を確保するよう努めるものとする。

3 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、子どもに関する施策、事業その他の取組について、子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとする。

5 市は、地域社会における子どもに関する課題について、関係機関等と情報を共有し、協働して解決に努めるものとする。この場合において、市は、個人情報の扱いについて、特に配慮しなければならない。

(保護者の役割等)

第5条 保護者は、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に

応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成における基本的な役割を有していることを認識するとともに、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けて成長できるよう、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

3 保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や児童虐待を行ってはならない。

（地域住民等の役割）

第6条 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場となり、子育て家庭にとって安心して子育てをすることができる場となるよう努めるものとする。

2 地域住民等は、子どもが安全で安心して生活することができる地域の環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者へ向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとする。

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう支援に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、差別、児童虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び他の事業者が行う子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めるものとする。

第3章 全ての子どもを支援するための施策

（子どもの育ちの支援）

第9条 市は、子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、社会の担い手として自立するために必要な

施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、全ての子どもと保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、子どもが安心して生活することができるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに互いの人格を尊重し、それぞれが主体的に生きていくことができる環境を整えるよう努めるものとする。

（特別な支援が必要な子どもへの支援）

第10条 市は、特別な支援が必要な子どもが、健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（児童虐待への対応）

第11条 市は、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、児童虐待の未然防止及び早期発見のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人一人に寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全及び安心の確保のために児童相談所、警察その他関係機関等との連携を強化するよう努めるものとする。

3 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもと、その保護者及び家庭に対し、適切な対応及び支援を行い、子どもが安全で安心して生活することができるよう努めるものとする。

（いじめへの対応）

第12条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、いじめを受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人一人に寄り添った迅速な対応を行い、直ちに解決を図るものとする。

3 市は、いじめを行った子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言及び支援を行うものとする。

（差別等の防止）

第13条 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないように、互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成を目指し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（貧困の状況にある家庭の子どもへの支援）

第14条 市は、貧困の状況にある家庭の子どもが、自己肯定感及び自尊感情を損なうことなく健やかに育ち、学ぶことができるよう、またその将来が生まれ育った環境

に左右されることがないように、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（不登校及びひきこもりに関する取組）

第15条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子どもへの情報発信）

第16条 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

（子どもが意見を言える機会）

第17条 市は、子どもが自由に意見を述べ、自らの夢を気軽に語ることのできる機会又は身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるものとする。この場合において、市は、秘密を守るなど、子どもの不利益にならないよう、特に配慮しなければならない。

2 市は、子どもが市政に関する質問や意見の表明等を行うことを支援するとともに、市政に対して抱く夢や希望を伝える機会を設けるものとする。

（子どもの居場所の確保）

第18条 市は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作り合うことができる場の確保及び充実に努めるものとする。

（多世代交流の支援）

第19条 市は、それぞれの地域において、多世代交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発及び支援に努めるものとする。

（相談体制の強化）

第20条 市は、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども又は子育てに関する相談について、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

3 市は、保護者の離婚その他家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるようその家庭の状況を把握して、特に配慮して相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、子どもの困りごとの相談に関する窓口等の情報の周知に努めるものとする。

（切れ目のない子育て支援）

第21条 市は、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育ち、学ぶことがで

きるよう、子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 施策の推進

第22条 市は、子ども又は子育てに関わる者及び地域社会と一体となって子どもの育つ環境を整え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により定める子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定により定める鎌倉市教育大綱、その他の計画等と相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとする。

（周知）

第23条 市は、子ども又は子育てに関わる全ての者のこの条例に対する理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年3月13日から施行する。

2 鎌倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（令和5年2月20日条例第21号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）第4条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

4 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年(2024年)12月現在、◎会長 ○副会長、敬称略)

選出団体等	役職等	氏 名
鎌倉市保育会	副会長	飯野 幸江
鎌倉市立中学校長会	手広中学校長	池田 吉伸
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	石川 敦子
市民委員	—	井筒 みゆき
連合神奈川三浦半島地域連合	三菱電機労働組合鎌倉支部 支部執行委員長	内田 和彰
市民委員	—	上村 公亮
鎌倉市立小学校長会	富士塚小学校長	河合 幸子
鎌倉女子大学短期大学部	学部長	◎小泉 裕子
鎌倉市 PTA 連絡協議会	書記	高野 奈穂
認定こども園（七里が浜楓幼稚園）	園長	高橋 栄
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	田中 良一
かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	中原 文恵
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	子ども子育て担当委員	仲本 美夢音
障害児関係 (かまくら福祉・教育ネット)	代表	堀越 真紀
明治学院大学	名誉教授	○松原 康雄
小規模保育所（きみのまま保育園）	園長	水谷 貴子
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	村上 史
鎌倉私立幼稚園協会	振興部副部長	森 研四郎
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	山岡 明美